

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.11

2013年6月

非正規公務員という問題

—問われる公共サービスのあり方—

自治研センター講演会から



旭市

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館別館 3階（教職員福祉会館）

TEL.043-225-0020

自治研ちば vol.11 2013.6

• 巻頭言	淑徳大学 コミュニティ政策学部 教授 佐藤 俊一	2
• 連載：「房総の自治鉦脈」第11回	理事長 井下田 猛	3
• 自治研センター講演会 非正規公務員という問題 ―問われる公共サービスのあり方― …… 公益財団法人地方自治総合研究所 研究員（関東学院大学兼任講師） 上林 陽治		9
• 千葉市における源頼朝の伝説と地域文化の創出に向けて ―千葉の町・鎌倉の町―元千葉市立郷土博物館 館長 丸井 敬司		27
• 東京電力福島第一原子力発電所事故と農産物被害 八千代市農業委員 黒澤 澄朗		32
• 連載⑨：数字で掴む自治体の姿…副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光		36
• 公共の担い手 社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団 銚子市社会福祉事業団職員労働組合 副執行委員長 伊勢 和枝		53
• シリーズ千葉の地域紹介 旭市 豊かな自然が作り上げる健康都市・旭		55
• 発行図書紹介「医療なくして子育てできず」 理事 千葉県会議員 網中 肇		57
• 市議会報告 市議会議員一年生の奮闘記 ～約一年間の議会活動の報告と感じたことについて～ 会員 四街道市議 鈴木 陽介		59
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	62
• 今期の入手資料	編集部	64
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		65
• 編集後記	事務局長 高橋 秀雄	66



現在、わが国は、国力の衰退すなわち経済活力の衰弱や政治・行政に対する信用・信頼の低下という負のスパイラルの踊り場にあると思う。安倍内閣のTPPがらみのアベノミクスなるものが、もし成功しなかった場合には、特に成長戦略が軌道に乗らない場合には、金融緩和と大量の国債に依存する財政出動はむしろマイナスとなり、経済はジリ貧に陥って行くだろう。また、それにもない、遅くとも三年半後には訪れる総選挙で自民党は過半数を失うであろう。しかし、だからといって、国民に大火傷を負わせた民主党に過半数超えの支持を与えることは決してないであろう。こうして、政治も連立政権が変転するなかで混迷に陥って行くことが予測される。

筆者は、近著『日本地方自治の群像・第三巻』（成文堂）の「まえがき」でこう書いた。よく歴史は繰り返すと言われているが、1868年の明治維新から77年後の太平洋戦争終結をもって明治国家（憲法）体制は瓦解し、一からの出直しとなった。その出直しの1945年から本年は67年目となる。もし、歴史が繰り返すならば、戦後の新憲法体制はあと10年程で崩壊し、再度リセットしなければならなくなるわけである。それは、妄想あるいは荒唐無稽なアナロジーにすぎないと冷笑してしまうわけにはいかないような状況・兆候が、近年、社会の様々な次元や局面で見られるようになったと思うとし、その状況・兆候を例示した。

しかし、その例示では、新しい状況の昨年末以来キナ臭さを帯び始めた領土問題や自民党政権の復位によって憲法改正のアジェンダ化が現実味を帯びてきたこと、それにここで述べる学力（大学生のそれ）の低下などについては触れていない。だから、これらに前述した経済のジリ貧、政治の混迷が加わるならば、あと10年程で新憲法体制が崩壊し、リセットし直さなければならなくなるかもしれないという筆者の状況認識は、よりあり得る話になろう。そこで、国力の重要な構成要素である学力、特に四年制と短大を含めた進学率が60%超に至っている大学生の学力の低下が近年、顕著になっていることが危惧されるので、その状況と原因を経験を踏まえながら述べてみることにしたい。

近著では、近年、そもそも国語力、就活・婚活力、仕事力などと〈^{パワー}力〉が強調されているが、それは裏がえせば〈^{パワー}力〉が著しく低下していることを意味しようとした。文科省も大学生に学士力を求めだした。日本の大学生のほとんどが、国際的に通用しない学力のまま学士号

が与えられて卒業して行くことへの危機感がそうさせたのであろう。そのため、年間の授業計画であるシラバスの提示、それに応じた年間30回の完全な授業実施、学生への授業アンケート、情報機器の活用などの授業改善（FD）が求められるようになった。事前・事後学習まで指示するシラバスは、現状では作文にすぎない側面をもつ。というのも、指示されたような事前・事後学習を行うならば、学生はアルバイトが出来なくなるからである。それはともかく、授業改善が問題なのではなく、授業の受け手である学生の学力低下が放置されていることが問題なのである。

筆者は、私立T大学法学部に在籍し、定年退職後も客員教授として今日まで「地方自治論」を講義してきた。受講生は、毎年300名前後であった。その成績（論述試験）評価は、10年以上前はC（60点）以下の不合格が15%前後、80点以上のA（その後導入された90点以上のSを含む）が20%前後であったが、近年はC以下の不合格が30%前後、S・Aが10%前後と逆転している。明らかに著しい学力低下である。これは、筆者の授業だけでなく、同僚の授業でもみられる現象であるという。

それでは、何故にかかる学力低下が生じたのであろう。戸瀬・西村『大学生の学力を診断する』（岩波新書、2001年）は、理系科目の観点から低下の主要因として少数科目入試と「ゆとり教育」を指摘している。しかし、文系科目の観点からすると、筆者はあわせ次の要因も指摘したい。第一は、当初、筆記試験でカバーできない有為で多様な学生を確保するために始められたAO入試や学校推薦が墮落したことである。それは、特に私立大学の底辺校においては全員入学の定員確保手段になっているといって過言でない。だが、第二の根本的要因は、パソコン・携帯電話の普及とそこにおける検索機能の発達であると思う。学生たちは、それに安易に依存し、何故かという疑問などから調べることを行わなくなった。つまり、考える力が衰えているのである。それは、大学ではレポートや論述試験における〈写し〉（コピー）に典型的にみられる。だとすれば、今や小学生までパソコン・携帯を利用しているのだから、少なくとも中学生以上に対しては、学習におけるパソコン・携帯の検索の活用の仕方について徹底的に教育して欲しいと思う。各党は、教育再生のためにはいじめや体罰への対処のみならず、かかる問題への対処を文科省や中教審に求めるべきなのである。

連載

房総の自治鉅脈

—第11回—

県内で初めて公害予防闘争に勝利



一般社団法人千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

世界最大規模の東電銚子火力が 進出予定

銚子市は1965（昭和40）年以降、国定公園の絶景の屏風ヶ浦の一面の名洗^{な あらい}港を崩して、約10万坪を埋立てて臨海地域土地造成をした。その経費15億円のうち残る8億円は、1970年9月までに返済が迫られていた。この土地への企業誘致がはかばかしくなく、あわてた市が県を介して飛びついたので東京電力銚子火力発電所（以下、東電銚子火力）の誘致であった。そして70年3月に、市議会に「東電名洗立入調査の件」が提案されて、市議会は35対1（反対は共産党）で可決した。

従ってこれ以降、東電誘致問題は市民の間に広がっていく。白魚や貝の漁場と海水浴場が消された10万坪が、さらに30万坪に拡大されるという。公害発生源となる東電銚子火力は520万kwで類例をみない世界最大規模であり、1日に使う重油は約2万トンとなり、これは銚子と対岸の茨城県神栖市の波崎港の全漁船が使う1年間の使用量に相当する。亜硫酸ガスは約1,000トンで、ゼンソクで難渋している川崎や四日市石油コンビナート全体を上回る排出量となる。そしてボイラーの冷却水は1日に約2,000トン必要となり、海水が6～7度高温となる温排水が生じて利根川の水量と同量の水量が海へ流れる。大気汚染にくわえて海域への影響もまた深刻で市民の健康と農漁業・観光などに壊滅的打撃を与えることが予測された。

他方、東電、県、市の三者は7月に県知事の諮問機関の千葉県総合開発審議会が誘致賛成の答申を出して、銚子市議会で誘致を一気に決定し、9月に着工する予定であった。この間、市は通産省関係者で三菱重工技術顧問の笠口博士による風洞実験の立会い見学と講演会を組織して、「公害は無く、安全」とのPRが強調された。

さらに、東電姉ヶ崎火力などの煙突見学と熱海

に一泊するバスを仕立てての姉ヶ崎詣りの実情視察が、町内会長と一般市民・農業・労働団体代表など延べ600人が数回に分けて動員参加させられた。

市民の会事務局長・松本文の 証言の数かず

これらの動向に対して地元名洗漁民と高神地区^{たかがみ}農民を皮切りに、東電銚子火力建設反対の声が広がる。それが、6月なかばの第1回誘致反対の集いとなる。ここには、現職の千葉県公安委員の仲内憲治（元外交官・衆議院議員）や元県議会副議長の佐藤信平、それに旅館社長など33人が参加した。これが「公害から銚子を守る市民の会」（以下、市民の会と略記）となり、市内各地域でスライドを多用して小学習会とミニ集会を繰り返した。集会では笠口風洞実験を批判してじつに丹念・緻密に農・漁業と市民生活に与える影響を取り上げて、火力発電所公害の予測を憂慮している市民の前に事例を引きつつ、具体的に問題点を明らかにしていった。とくに誘致反対の運動は高神と外川、名洗、犬若各地区の青年たちが中心で、彼らは毎日土にまみれ、潮に焼かれて働いている農漁村地域の人びとであった。そして反対運動の取り組みには、日本科学者会議や東大生産技術研究所それに地理学者の福島達夫などの研究者の協力・応援が当初から大きかった。

市民の会の代表である事務局長は、松本文^{かのう}（1919年生まれ）である。太平洋戦争中にスパイ嫌疑で投獄されて、殴打され蹴飛ばされるなどの経験をもつ。東電銚子火力問題が生じた前年の1969（昭和44）年9月まで兵庫県姫路市広畑区の幼稚園長に就いていたが、銚子聖公会諸聖徒教会司祭として赴任してきたばかりである。以下、運動とかかわって松本文の証言を種々引いておこう。

「それじゃあ、会長さんを選ぼうや」ということになったんですが、いざとなりますとみんな尻込みをはじめてしまった。「やっぱり十字架には神父さん、あんたがかかって下さいよ」ということで「すかたなかっぺ」ということになったんです。これは銚子弁なんです。それで私がやむをえず事務局長になったんですが、そのときの約束は「住民運動はみんながやるもんだ。だから、みんなが持っているものを出しあってやろう。それできなかったら私はやめちゃうぞ」と半分おどし、おだてながらそれからの1970年6月から2か月余りの間、午前1時前に寝たことがない。もち論、日曜日のお勤めはありますけれど、居眠りしながら市民運動をやったものです。」

次いで7月18日の東電銚子火力反対を叫んで太鼓をたたき笛を吹き大漁旗などをはためかせながらのデモが魚市場の会場出発時の約1,000人から流れ解散地点では1,500人へとふくれ上がって、銚子としては前代未聞の大デモの挙行となった。さらに3日後の7月21日の市長選挙では誘致派で現職の医師・嶋田隆が2万2,287票をえて6選となった。対立候補の共産党・^{ひいらぎ}終 弘一は前回の市長選の得票3,760票の3倍増の1万41票をえた。これ以降も市民の会のアピールと公害調査・啓蒙宣伝活動は丹念・執拗に繰り返され、8月はじめの千葉県庁での知事陳情には高神地区農民を中心に結集した。次いで8月13日に友納知事と嶋田銚子市長は連名で東電銚子火力誘致については「白紙・中止還元」を合同で声明した。市民の会が発足して僅か2ヵ月足らずのことであった。そこで、いま暫らく松本の証言を引いておこう。

「『どうして』『なぜ』という聞く声がかかったら公害問題は解決できません。公害問題を解決するのは学問はじゃまです。銚子の市民運動の中心に動いてくれた人たちは学者ではなかった。ほとんどが、せいぜい中学を卒業した人たちばかりで

す。残念ながら、彼らはうまくしゃべれなかった。しかし少なくとも、行動してくれた人たちなんです。銚子の場合、指導者はいらなかったんです。私で事足りたんです。住民運動ですよ。」「住民運動は、せめたてることじゃない。私たちは党に関係があるとかないとか、あの党は良いとか悪いとか一切申しません。来るものは拒まずです。われわれ主権者は住民だ、市民だ。市長さんはじめ自治体のお偉い方も、政党もみんな市民に仕えるものだよ、わかったねってことを私は言うんです。」

「公害運動というとかく被害を受けてどうしようもなくなってから起こるけれど、銚子の場合には事前にこれを拒否した。いわば、公害予防闘争に勝利を得た。これこそが、本当に公害を拒否する一番大事なことなんだ。始まってからじゃもう遅いんだ。」「怒るべきときに怒らないから公害が出るんですよ。始まる前にストップをかけなかったらだめじゃないですか。ころばぬ先の杖ですよ。」

「公害運動を体を張ってやってくれたのは漁師でした。それから農民でした。そこで初めて、原点に帰れとはこれだと思った。」「農民や漁民のいろんな部落で学習会をしたりしました。ただ単に感情的になってはいけません。どうしてもこれは科学的にしくちゃいけない。スライドを作ってみたり、亜硫酸ガスは何だいと、農業に与える影響はどうか、漁業に与える影響はどうか、あるいは硫酸ミストっていうのは何だろうと、いろいろな話をしました。」「釜口博士は『200メートルの煙突を作るから逆転層を突きぬけるんで、決して銚子の町には有毒ガスなど落ちてこないんだ。』『銚子は半島である。従って4分の3はみんな海へ行ってしまう。降るとしても4分の1だ。』という。銚子半島の地図を見ますと、なんとなく4分の1しか来ないような気がしちゃうんです。」「しかし市原・姉ヶ崎の海岸に潜って写真を撮り録音して

きた漁民や高神の青年たちは『200メートルの煙突で遠くの方まで煙がいつちまうかい』『とんでもねえだ、逆転層でふたみたいになっちまって下へ落っこってくるだよ。それが証拠には写真見てもいい。夜、こんなにわかるだろう。煙は上へ行かないで下へ来るもんだ。釜口博士は2,500分の1の模型で姉ヶ崎かどこかでやったそうだけどうも2,500分の1ってのは、建物や煙突は2,500分の1かも知んねえけど、気圧だとかは2,500分の1にできんかよう。』『これが学者の説得よりも、どれほど生きてる科学かわからんわけですねえ。これらはみんながあっちの部落こちらの部落でやり、そして自分らが研究し、そうした結果、自分たちが自分たちのものとして反対の行動をしなくちゃならないということが何の問題もてらいもなく心配もなく運動を展開できたのです。』と伝えている。

さらに、「生活に関係のある科学を、それも生きてる科学ですよ。生きてる科学、みんなを守る科学。そして農地を守り、自分らの漁場を守る科学ですね。それを生かしているわけです。』『生きる学問だなあということをいま学んでるんですね。知識とは人間が生きる上のほんのちっぽけな部分でしかない。それをいわば背に負った子に教えられるとといいますか、銚子ではその土地の人たちに教えられています。』『いま教育界で銚子の場合、協力してくれているのは高教組のごく一部、高校の先生方なんですね。ところが小学校と中学校の先生はなんにも言えないんです。なにしろ銚子市の教育委員が頑張っていますからね。』『高校の先生たちがパイプ役をつとめてくれた。ほんとうに教師として自分らがかつて学生の時代、そして今職業としてやっている教師としての役割をまさにパイプとして、そのひとつの学問を、科学を住民のなかに橋わたしを、パイプ役をしてくれたわけです。』

さらに、「市民たちがこんなにも変わるとは自

ら意識しないほど全く住民意識、主権者意識というものが、自分自身を含めて改革せしめられてしまった。自分がそのように変わってしまいましたからとなりの連中も家族も、もちろん変えざるを得ないような状況にさせてしまったというわけです。』『人間が学問に、知識によって引っかき回されている事実を、私自身、銚子の運動のなかでしみじみ感じたことです。』などと述懐し、証言している。

火力に反対する全国住民組織 第2回勉強会銚子集会の開催

市民の会を立ち上げて、僅か2ヵ月で銚子の公害反対予防闘争は勝利した。これ以降も市民の会は毎週月曜に教会で事務局会議をもち、月に1度は青年の集いがあり、調査部などを中心に学習と情報交換を密にして全国の公害各地の動向に注目していった。彼らはこれらを介して公害の拒否にくわえて、主権者としての自覚を繰り返し学ぶことを心懸けている。しかし、反対運動への切り崩しが陰に陽になされ、「白紙」表明1年後には「東



銚子の取り組みを収録している『公害原論』

電誘致を進める市民の会」が発足するなどのゆれ戻しの動きが示される。これらに抗して銚子に触発されて発足した茨城県の鹿島・神栖の市民団体と横に連携して鹿島銚子公害対策協議会が発足する。そして、市民の会の日常活動がいつ果てるともなく続くが、ここでは「火力に反対する全国住民組織第2回勉強会銚子集会」の様相を再現しておこう。

この集会の第1回は、1972（昭和47）年9月に愛知県渥美で開かれた。今回の銚子集会の場合、①ときは1973年3月25日（日）午後1時～26日（月）午後3時（1泊2日）、②ところは銚子市春日町の屏風ヶ浦センター、③参加費・宿泊費（1泊2食）1,700円、④集会の支柱と運営、ねらい—A（25日午後）、各地の火力公害と住民の取り組み—各地の火力をめぐる問題と実態、住民のたたかいと問題点、科学調査等を出しあい、とくに住民運動の原則を明らかにする。B（25日夜）、スライドや映画の映写と交流—各地で作ったスライド映画を紹介し、交流、交換する。C（26日午前）、公害防止協定と自治体—各地で問題となっている公害防止協定の本質とこれからの運動のなかでの協定や自治体の取り組みの位置づけを明らかにする。

さらに、D（26日午後）、環境権を考える—環境権訴訟の報告をもとに環境権と訴訟のたたかいの意義、今後の展望を明らかにする。E、上記B（25日夜）と平行して銚子の地域住民200～300人を主体とする「火力公害を知る夕」を開き、来銚住民団体代表3名に火力公害の実態報告と質疑応答・交流。F（26日午後3時閉会）、この後鹿島コン

ピナート視察および名洗埋立地と銚子市各所案内—の日程である。

会合には北は北海道の北電誘致に疑問をもつ会から南は九州の中津公害学習教室の40団体100名の参加をえて大盛況であった。本集会を主宰し、支えた松本文は次のように報告し、結んでいる。

「語るほどに、聞くほどに公害を招き入れたまち、拒否し続けているまちの差、その原因をこもごもした思いで、はっきり確認し合いました。まさにそれはそこに住む人間の問題であり、力関係に左右されるということ痛いほど肌で感じたのでした。そのことはまた公害問題が、人間の価値観に対するいわば踏み絵であることを明確に教えてくれたのです。」「犬吠の灯台は市民の会が暗夜の航路を照らし、霧笛は東電火力反対の警告を繰り返し告げ知らせているのです。“友よ!!明日の夜明けは晴れるのだ!!”」と。

主要参考文献

- 松本文「火力発電反対運動」（銚子）、『公害原論』公開自主講座第4学期・第9回、1972年6月5日所収、勁草書房刊
- 松本文「友よ!!明日の夜明けは晴れるのだ!!」、『環境破壊』1973年6月号所収、公害問題研究会刊
- 戸右四郎著『もう一つの銚子市史』、1998年8月、なのはな出版刊

付記、本稿収録に当たって、元公害問題研究会事務局長・仲井富氏に教旨を受けた。篤く謝したい。



千葉県地方自治研究センター設立総会 (H21.12.19)



定例講演会にて理事長あいさつ (H22.3.13)



根本崇 野田市長と対談 (H23.4.15)



岩田利雄 東庄町長と対談 (H23.7.25)



自治研センター講演会

非正規公務員という問題

—問われる公共サービスのあり方—

2013年2月16日収録



公益財団法人地方自治総合研究所 研究員

上林陽治

(関東学院大学兼任講師)

ただいまご紹介にあずかりました、公益財団法人地方自治総合研究所の上林でございます。本を出版してからというもの、月に4～5回ぐらい非正規公務員を題材に講演をしているような状態です。



実をいいますと、正規公務員が多い会場と非正規公務員が多い会場では、会場の雰囲気が変わるのです。非正規公務員、つまり臨時・非常勤職員の当事者の方々の多い会場では、私の話を「そんなのよ。よくぞ言ってくれた」というようなテンションの高い状態になるのです。

ところが、正規の公務員の方が比較的多い会場だと、何か自分たちが責められているとお受け取りになるようで、だんだんと気分が沈み、会場の雰囲気が下向きの方向になります。世の中はアベノミクスでインフレの時代に入りますから、なるべく気分を高揚させていきたいと思っています。

公務員バッシングは公共サービスの不十分さに原因

現在、公務員バッシングといわれるようなことが、多く出されている。そのベースには、残念ながら公務員に対する不信があると思うのです。

ただ、この公務員に対する不信というのは、巷間、言われているように、「公務員は働かない」とか「無駄な公共サービスが多い」ということではなくて、たとえば、払った税金に対するサービスを受給している感覚を持ちえていないことが根底にある。恐らく、多くの市民・国民の「公共サービスが足りない」「自分のことを面倒見てくれない」という感覚が、「政府は何もしない」とか「公務員は働かない」となり、それが不信につながっていると私は捉えています。

公共サービスの需要は、これから更に増えます。

公共サービスが不足している状態が続けば、政府や公務員に対する信用や信頼が、いっそう失墜していく。

これまでも、自治体や国は何もして来なかったわけではない。公共サービスの需要が高まるなかで、少ない財源の財政のもとで、2つの方向性でこれに対応してきました。

1つは、正規の公務員を削減して、非正規公務員に代替させていくという方法です。これは後ほど展開します。私はこれを公務の内側の問題と捉えています。

もう1つは、一定の公共サービスを公務の外側に出すという方法です。ところが、出した先でワーキングプア問題が発生している問題です。千葉県内の自治体の状態は、よく承知していませんが、たとえば、大阪市営地下鉄で清掃業務に携わる労働者が、その清掃会社があまりにも安い入札金額で受託したために賃金が大変低く、このため生活保護を申請したらこれが認められたと、つまり生活保護水準以下の賃金で働いているような事例です。

このような公務の内側と外側のワーキングプア問題。外側に関しては、この間千葉県の野田市に先鞭をつけたように、公契約条例を制定し、ダンピングに伴う雇用劣化に歯止めをかけようとする動きは少しずつ出てきていますが、内側のワーキングプア問題である非正規公務員問題は、残念ながら、改善の方向が遅々として進まないのです。

正規公務員から非正規公務員に代替して働く臨時職員や非常勤職員は、とりわけ女性が多く、自治体や国が提供する公共サービスの水準は、彼女たちの献身的な労働によって、何とか水準が保たれていると思います。

しかし、各地を歩いて見た限りでは、それも限界労働にきています。限界集落という言葉がありますが、労働だって限界の労働になっている。このままの状態を放置していれば竹信三恵子（和光大教授）さんがよく言う「雇用劣化の時代」に公共サービスも入り、公共サービス自身が劣化していくことになる。

全国的な状況は どのようになっているのか

非正規の地方公務員の人数については、今まで統計がきちんと取られたことがなかったのです。総務省では、ようやく、2005年と2008年そして3月末に公表になる2012年調査の3回を実施しました。2012年の調査はまとまっておりませんので、ここでは2005年と2008年の調査を紹介します。

2005年総務省調査は、全国で非正規公務員・臨時職員・非常勤職員の数は45万5,840人と発表しました。同時点の常勤の地方公務員数は304万2,122人ですから、非正規と正規を合わせた人数を分母にして割り返すと、非正規公務員の数は約15%、7分の1となります。

その3年後の2008年にも調査が行われ、この時点では49万9,302人という数字を発表しました。同様に計算をしてみると約17%、6人に1人ということになります。2005年に比して4万3,462人、つまり3年間で約10%の増加だったわけです。

同様に、労働組合である自治労も調査を実施しています。自治労は2008年と2012年の2回、調査を実施しています。2008年調査では、全国で推定60万人の臨時・非常勤職員が地方公共団体にいる、これが4年後の2012年には推定で70万人いるという数字を発表しました。4年間で10万人の増加です。

まず、2008年に着目してみましよう。総務省調査と自治労調査では10万人の差があります。これには秘密があって、総務省調査では勤務期間6カ月未満はカウントしていないのです。

このため、6カ月未満で任期を設定している東京都の調査結果を見ると、臨時職員は0人となっているのです。そんなはずはなく、私の見た限りでも、知事部局だけで1,235人もいるのですが、2カ月任期で繰り返し任用している結果、この調査に入ってこなかったわけです。したがって、自治労調査の推定60万人、2012年調査では推定70万人という数字の方が、比較的に真実味があると思われます。

次に昨年10月に発表された自治労調査に基

づき、全体状況がどうなっているのかということをお話したいと思います。2012年6月1日を基準日として調査が行われました。

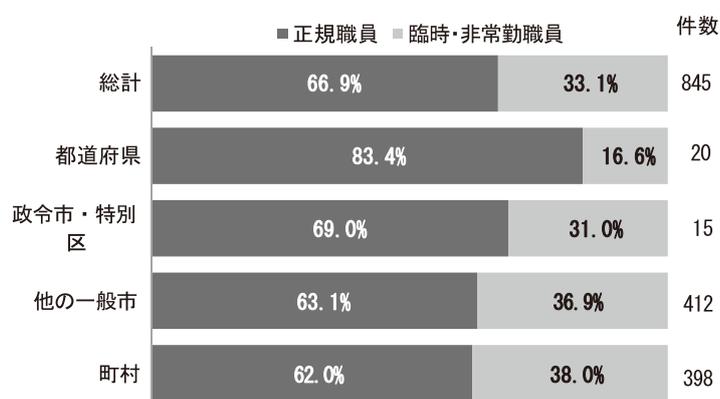
まず、自治体区分別の臨時・非常勤職員の比率です（図表1）。正規職員が66.9%、臨時・非常勤職員が33.1%になっているので、自治労では3人に1人は臨時・非常勤職員であると発表したわけです。

臨時・非常勤職員の33.1%は30万5,896人、正規職員は61万9,542人でした。4年前は、4人に1人で25%だったものが、3人に1人にまで割合を拡大したということです。この調査では、表の右側に件数が845件と出ていますが、これは調査回答が845自治体という意味です。845自治体というのは、全国の自治体の47.2%で、ほぼ半分に該当します。それで未回答の自治体を含めて、全国の非正規公務員は70万人であると推定したということです。

それから、都道府県、政令市、他の一般市、町村それぞれの割合ですが、都道府県では臨時・非常勤職員は16.6%、千葉市をはじめとする政令市・特別区では31%、他の一般市では36.9%、町村では38%となっています。自治体規模が小さくなればなるほど非正規率が高まっています。町村では現在は3対2の状況だということです。

全体の非正規比率である33.1%、3人に1人をどう評価すべきでしょうか。民間の労働者における非正規率は、同じ時期の総務省労働調査を見ると、2012年4月～6月の平均で34.5%ですから、

図表1 自治体区分別の臨時・非常勤職員の比率



出典) 自治労「2012年度自治体臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件制度調査結果(中間報告)」2012年10月28日

地方公務員の非正規率は、ほぼ民間労働者並になったということです。

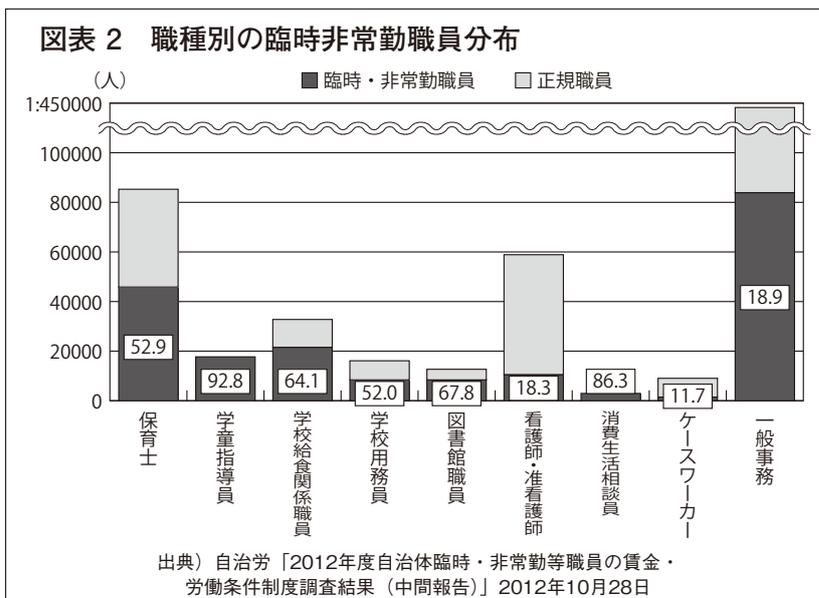
さらに自治労調査によると、非正規の職員が正規を上回っている自治体は、回答してもらった自治体の1割に当たる80団体に及んでいます。

保育士の半分は非正規、 ケースワーカーも1割が非正規

自治労調査の面白いところは、職種別に正規と非正規の比率を出していることです。これは総務省調査にはない。

たとえば自治労調査では保育士は回答自治体全体で8万人以上いるとした上で、そのうちの52.9%は臨時・非常勤職員であるということです(図表2参照)。

つまり公立保育園に勤務する保育士の半分以上は非正規なのです。学童指導員は放課後の学童保育クラブで保育する人で、4時間とか5時間の労働なので非常勤率が高くなり92.8%となります。学校給食関係の職員



図表3 千葉県内市部自治体の非正規割合

団体名	非正規職員										正規職員			正規・非正規割合		
	特別職非常勤職員 (法3条3項3号)			一般職非常勤職員 (法17条)			臨時的任用職員 (法22条2項・5項)			合計	合計	合計	非正規率	正規率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計						うちフルタイム職員	
千葉市	195	348	543	37	1,586	1,623	0	0	0	0	232	1,934	2,166	7,587	22%	78%
銚子市	15	61	76	0	0	0	10	44	54	31	25	105	130	988	12%	88%
市川市	123	84	207	127	707	834	13	72	85	85	263	863	1,126	3,473	24%	76%
船橋市	5	14	19	135	851	986	29	756	785	123	169	1,621	1,790	4,497	28%	72%
館山市	0	0	0	66	144	210	0	0	0	0	66	144	210	414	34%	66%
木更津市	18	22	40	9	61	70	3	36	39	34	30	119	149	1,009	13%	87%
松戸市	28	112	140	17	201	218	22	240	262	64	67	553	620	3,921	14%	86%
野田市	31	22	53	0	32	32	12	150	162	131	43	204	247	1,172	17%	83%
茂原市	0	0	0	27	56	83	17	82	99	99	44	138	182	665	21%	79%
成田市	4	8	12	46	289	335	0	0	0	0	50	297	347	1,208	22%	78%
佐倉市	0	10	10	22	293	315	1	83	84	84	23	386	409	1,043	28%	72%
東金市	4	2	6	8	107	115	2	54	56	38	14	163	177	488	27%	73%
旭市	1	0	1	0	0	0	137	176	313	225	138	176	314	2,481	11%	89%
習志野市	0	0	0	10	103	113	44	312	356	356	54	415	469	1,451	24%	76%
柏市	5	7	12	0	0	0	76	829	905	0	81	836	917	2,691	25%	75%
勝浦市	0	0	0	0	0	0	4	27	31	0	4	27	31	251	11%	89%
市原市	46	550	596	0	0	0	0	4	4	0	46	554	600	2,080	22%	78%
流山市	0	0	0	0	20	20	26	115	141	96	26	135	161	1,049	13%	87%
八千代市	10	44	54	8	147	155	2	76	78	0	20	267	287	1,335	18%	82%
我孫子市	0	0	0	44	190	234	10	215	225	93	54	405	459	926	33%	67%
鴨川市	10	4	14	39	153	192	0	1	1	1	49	158	207	506	29%	71%
鎌ヶ谷市	3	0	3	8	219	227	2	15	17	17	13	234	247	713	26%	74%
君津市	12	3	15	0	107	107	1	63	64	60	13	173	186	912	17%	83%
富津市	0	3	3	14	92	106	0	1	1	1	14	96	110	525	17%	83%
浦安市	1	4	5	77	497	574	0	0	0	0	78	501	579	1,370	30%	70%
四街道市	7	6	13	0	0	0	11	103	114	22	18	109	127	632	17%	83%
袖ヶ浦市	22	22	44	0	0	0	16	117	133	55	38	139	177	625	22%	78%
八街市	1	5	6	3	28	31	0	34	34	28	4	67	71	570	11%	89%
印西市	5	3	8	2	54	56	0	0	0	0	7	57	64	507	11%	89%
白井市	1	2	3	0	139	139	0	12	12	12	1	153	154	408	27%	73%
富里市	3	2	5	4	29	33	0	7	7	0	7	38	45	463	9%	91%
南房総市	7	2	9	1	27	28	11	67	78	11	19	96	115	661	15%	85%
匝瑳市	0	0	0	11	14	25	14	103	117	65	25	117	142	493	22%	78%
香取市	1	1	2	4	68	72	1	84	85	46	6	153	159	865	16%	84%
山武市	0	0	0	7	67	74	9	115	124	78	16	182	198	520	28%	72%
いすみ市	3	0	3	3	3	6	33	69	102	64	39	72	111	988	10%	90%

は64%、学校用務員も52%、図書館の職員は約7割で67.8%、看護師が18.3%、消費生活相談員は86.3%、権力的な行政の一翼を担うといわれているケースワーカーも、約1割はすでに非正規だということです。

ケースワーカーは、生活保護の受給の決定に関する調査も実施する人たちですから、かなり処分性の高い業務に携わる場面も多い。そのケースワーカーも非正規になりつつあるということです。

次に千葉県内の自治体、とりわけ都市部の自治体の非正規割合を見てみましょう（図表3）。資料の出所は2008年の総務省調査です。この表の正規職員の合計数は2008年の総務省定員管理調査から取りました。同じように2008年4月1日現在の数字が出ていますので、両方をぶつけてみます。

県内でも非正規率が20%から30%超える

まず千葉市ですが、特別職非常勤職員と言われていて、地方公務員法が適用にならない地方公務員が543人いる。一般職非常勤職員は地方公務員法17条に基づき採用された者で、地方公務員法が

適用となる。千葉市では、特別職よりもこちらの一般職非常勤職員多く、1,623人です。

合計して、千葉市では2,166人の非常勤職員がいるということです。これに対して正規職員・常勤職員は7,587人いるので、この2,166人に対して7,587人をぶつけてみると、非正規率が22%、正規率は78%と計算できます。

自治労調査では、2012年段階で3割を超えて3人に1人というように、そこまで拡大していると喧伝されていました。2008年時点で非正規率がすでに3割前後ないしは3割以上の自治体は、たとえば船橋市が28%で、館山市は2008年時点で34%を超えています。それから、佐倉市28%、東金市27%、柏市25%、我孫子市33%、鴨川市29%、浦安市30%、白井市27%、山武市28%です。

町村部は全国状況とは異なっていて、非正規率はそれほど高くはありません（図表4）。最も高いところで、長生村が27%という数字です。繰り返しになりますが、総務省調査では、6カ月未満はカウントしておりませんが、それでもこれだけの数字になっています。現在3人に1人は非正規公務員で臨時・非常勤職員であるというのは、千葉県内の自治体でも現実味を持っているのではないかと考えられます。

図表 4 千葉県内町村の非正規割合

団体名	非正規職員											正規職員 合計	正規・非正規割合			
	特別職非常勤職員 (法3条3項3号)			一般職非常勤職員 (法17条)			臨時的任用職員 (法22条2項・5項)			うちフルタイム職員	合計			非正規率	正規率	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計			
酒々井町	4	13	17	0	0	0	4	22	26	15	8	35	43	192	18%	82%
印旛村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138	0%	100%
本埜村	0	0	0	0	31	31	0	0	0	0	0	31	31	94	25%	75%
栄町	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	270	1%	99%
神崎町	0	0	0	1	21	22	0	0	0	0	1	21	22	80	22%	78%
多古町	0	3	3	0	0	0	3	28	31	21	3	31	34	288	11%	89%
東庄町	1	2	3	0	0	0	1	21	22	3	2	23	25	163	13%	87%
大網白里町	0	0	0	9	29	38	8	108	116	92	17	137	154	497	24%	76%
九十九里町	1	0	1	0	0	0	6	23	29	15	7	23	30	168	15%	85%
芝山町	3	0	3	0	0	0	5	27	32	32	8	27	35	120	23%	77%
横芝光町	0	0	0	0	5	5	8	29	37	22	8	34	42	314	12%	88%
一宮町	0	0	0	5	27	32	0	0	0	0	5	27	32	138	19%	81%
睦沢町	1	0	1	0	0	0	1	6	7	7	2	6	8	102	7%	93%
長生村	0	0	0	1	0	1	2	50	52	39	3	50	53	143	27%	73%
白子町	0	0	0	0	1	1	2	7	9	0	2	8	10	150	6%	94%
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	2	2	112	2%	98%
長南町	0	0	0	8	12	20	0	0	0	5	8	12	20	151	12%	88%
大多喜町	0	0	0	0	0	0	24	49	73	49	24	49	73	213	26%	74%
御宿町	2	0	2	0	0	0	7	22	29	28	9	22	31	98	24%	76%
鋸南町	0	0	0	0	0	0	1	18	19	7	1	18	19	115	14%	86%

官製ワーキングプアの状態

官製ワーキングプアの状態かどうかについても検証してみたいと思います（図表5）。これも総務省調査2008から取ったものです。総務省調査では事務補助職員について、報酬及び費用弁償がどういう支給状態であったかを調べています。

非常勤職員の報酬等に関しては、千葉市は月額給与で175,800円を支給しています。ただし、1時間あたりの換算額は810円にしかありません。それから、通勤費は費用弁償として支給していますが、非常勤職員ということで自治法の壁にとらわれて期末手当等は支給していません。

銚子市は非常勤職員の月額給与は130,000円で、

1時間あたりに換算すると813円です。通勤費は支給していません。

船橋市は通勤費は支給していますが、報酬のほか時間外勤務分を支給していると書かかれています。ということは、他の自治体は時間外勤務を行っても手当を支給していないことになります。

茂原市は時間あたりの換算額は898円で、通勤費は出しています。たぶん条例に基づかないと思うのですが、6月と12月に期末手当を支給しています。流山市の時間給が1,032円で、1,000円を超えているところが流山市、我孫子市、匝瑳市、横芝光町の4つだけです。匝瑳市は夏期・冬期の報酬費、要するに期末手当を出しており、富津と君津も出しています。

図表5 総務省調査2008 事務補助職員の報酬、費用弁償等（非常勤職員）

団体名	報酬の基本額	1時間あたり換算額	通勤費用（費用弁償）	その他の費用弁償
千葉市	月額	175,800円	810円	○
	時間額	810円		×
銚子市	月額	130,000円	813円	×
	時間額	813円		×
市川市	時間額	920円	920円	○
船橋市	時間額	900円	900円	○
館山市	時間額	845円	845円	×
木更津市	時間額	800円	800円	○
松戸市	時間額	900円	900円	○
茂原市	月額	109,000円	898円	×
成田市	時間額	800円	800円	○
東金市	時間額	800円	800円	○
習志野市	時間額	830円	830円	○
流山市	日額	8,000円	1,032円	○
我孫子市	時間額	1,170円	1,170円	○
鴨川市	時間額	730円	730円	○
鎌ヶ谷市	時間額	790円	790円	○
君津市	日額	7,120円	890円	○
富津市	日額	5,100円	850円	○
浦安市	時間額	900円	900円	○
八街市	時間額	730円	730円	×
印西市	時間額	830円	830円	○
白井市	時間額	830円	830円	○
富里市	時間額	800円	800円	○
南房総市	時間額	820円	820円	○
匝瑳市	月額	174,400円	1,006円	○
香取市	時間額	770円	770円	○
山武市	時間額	900円	900円	○
本埜村	時間額	800円	800円	○
大網白里町	日額	6,100円	762円	×
横芝光町	日額	5,500円	1,222円	×
一宮町	日額	7,450円	931円	×
睦沢町				
長生村	日額	5,760円	720円	○
白子町	日額	6,500円	812円	×
長南町	時間額	850円	850円	×

(注) その他の費用弁償とは報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償をいう。通勤費用並びにその他の費用の欄の○は「支給」×は「不支給」を表す。

次は臨時職員です（図表6）臨時職員では、1番右側の給料（常勤職員の場合）というところに着目していただきたい。臨時職員とは、通常、常勤職員と同じ勤務時間数で働いている例が多いのですが、千葉市は175,800円なのですが、銚子市は常勤の臨時職員ですら116,000円です。恐らく公務員の高卒初任給が140,000円強ぐらいで、そこにも至っていないのです。中卒ぐらいの初任給レベルが銚子市です。

市川市が161,700円、船橋市147,200円、木更津市144,500円、松戸市178,800円、茂原市178,800円等々となっています。大体178,800円で揃えています。この178,800円は大卒の初任給ぐらいでしょうか。大体このぐらいの数字で、揃えてきているようです。

働いても自活できない賃金水準といわれるワーキングプア層を、年収換算でどのぐらいの金額で捉えるのかということに関わるのですが、1つの物差しとして私たちが使っているのが、日本の就労者の平均所得の半分という水準をワーキングプア層

の水準として使っています。

相対的貧困を数値として捉える場合に、世帯の所得水準を順番に高いところから低いところに1列に並べて、真ん中をボーダーラインとして捉え、そこより下を相対的貧困層というようにしており、厚生労働省などもそういう計算式を使っています。

私たちは、それだけの資料は揃えられないので、日本の就労者の平均所得の半分を簡易的なワーキングプアのボーダーラインと捉え、それを物差しとして使っています。現在平均所得は400万円程度ですので、その半分の200万円を、簡易的なワーキングプアのボーダーラインの水準として使っています。

図表6 総務省調査 事務補助職員の報酬、費用弁償等(臨時的任用職員(22条))

団体名	報酬の基本額		1時間当たり換算額	通勤費用(費用弁償)	その他の費用弁償	給料(常勤職員の場合)
千葉県	該当なし					
千葉市	時間額	810円	810円	○	×	175,800円
銚子市						116,000円
市川市	日額	7,700円	990円	○	×	161,700円
船橋市	時間額	900円	900円	○	時間外勤務手当	147,200円
木更津市	時間額					144,500円
松戸市	時間額	1,000円	1,000円	○	×	178,800円
野田市	時間額	805円	805円	○	割増賃金(6月-1.18月、12月-1.31月)	
茂原市	時間額					178,800円
東金市	時間額					128,000円
旭市	日額	6,200円	780円	×	×	144,500円
	時間額	780円				
習志野市	日額	7,530円	941円	○	期末手当(0.6月分:基準日前6月継続勤務の者)	
柏市	時間額	810円	810円	○	期末手当	
勝浦市	時間額					120,000円
市原市	時間額	800円	800円	○	×	
流山市	時間額	830円	830円	○	×	120,350円
八千代市	時間額	800円	800円	○	×	178,800円
我孫子市	時間額	830円	830円	○	夏季・冬季割増賃金(それぞれ0.5ヶ月分)	178,800円
鴨川市						116,800円
鎌ヶ谷市						142,800円
君津市						142,400円
富津市						136,000円
浦安市	時間額	900円	900円	○	×	
四街道市	時間額	780円	780円	○	×	
袖ヶ浦市	時間額	800円	800円	○	特別手当(注2)	
白井市	時間額	830円	830円	○	×	178,800円
富里市						
南房総市						131,200円
匝瑳市						123,200円
香取市						178,800円
山武市						116,000円
酒々井町						75,000円
多古町	日額	6,000円	1,500円	○	×	
東庄町	時間額	760円	760円	○	×	144,500円
大網白里町						122,000円
九十九里町	時間額	750円	750円	○	×	178,800円
芝山町						124,000円
横芝光町						136,000円
睦沢町	時間額	800円	800円	×	×	
長生村						130,000円
白子町						130,000円
大多喜町						116,000円
御宿町						116,000円
鋸南町						114,000円

(注1) その他の費用弁償とは報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償をいう。通勤費用並びにその他の費用の欄の○は「支給」×は「不支給」を表す。
(注2) 袖ヶ浦市の特別手当は資格職のうち特定職種で一般職と同様の勤務形態の者が、6月1日又は12月1日(基準日)に在職している場合に、当該基準日以前6月間の在職期間に応じ支給するもの。

200万円に達するためには、月額給料で166,667円必要です。これは週38時間45分働いて、週5日で1年間に52週働いた場合です。つまり、完全に目いっぱい働いた場合で、このぐらゐの金額がないと、200万円に達しないという意味です。月額給料で166,667円、日給だと7,700円、時給は993円です。

この月額給料、日給、時給を、いまご覧いただいた表に照らしてみると、千葉県内の自治体でワーキングプア水準以上の賃金を支払っているのは、時給レベルで我孫子、流山、松戸、匝瑳、横芝光町、多古町です。日給だと市川市です。月給だと茂原、八千代、香取、白井、九十九里です。他はワーキングプア層の水準以下の日給、月給、時間給しか支払っていません。しかし、臨時職員に関しては、働いている時間は恐らく常勤職員とほぼ一緒です。

最近の裁判の例では、週30時間、ないしは常勤職員4分の3程度の時間を働いていれば、常勤職員とみなすという裁判例がたくさん出ています。つまり、常勤職員4分の3以上の勤務時間を働いていれば、

常勤職員としてみなさざるを得ないということです。なぜなら他に残余の労働時間はないのですから。

常勤の4分の3の勤務時間以上働いているところで貰った給料で、生活をしているとみなさざるを得ないわけで、それが生活給になるはずですが、しかし、その水準が200万円に達していないとすれば、自立はもう無理です。つまり、常勤職員のように働かせながら賃金が低い状況を、自治体自身がつくっている。ワーキングプアをつくっていると言われても、仕方がないのかなと思います。

非正規公務員が増加した原因、タイプは

私は非正規公務員が増加してきた原因並びにタイプを3つに分類しています。最近において、非正規公務員である臨時・非常勤職員が多くなっているのは、正規公務員から非正規公務員に置き換えられているわけで、これを代替型と呼んでいます。2つ目の型は、行政需要が大きく拡大しているにも関わらず正規公務員が充てられないので、

非正規公務員を補充するというやり方です。3つ目は、非正規公務員という状態のままで働いている人に、更に仕事を押し付けるというやり方です。恐らく、この3つのタイプがある。

まず前提として、地方公務員はやはり強烈に減ってきているということです。1994年が地方公務員数の最もピークだった時で、この時に328万人の正規公務員がいました。2012年の最近発表された資料では2,768,913人ですから、つまり約20年で51万人ほどの削減になっています。当時の15.6パーセントです。

削減数の内訳をみると都道府県では224,400人で、基礎自治体であり公共サービスの前線である市町村では289,000人ということです。5人に1人が職場を去り、補充もされていないのです。こういった削減の一方で、公共サービスの需要は、生活保護等を含めて急激に拡大しています。保育園の待機児童の問題も起っているし、更にこれに加えて財政逼迫という問題があります。

これらの結果、いま申し上げたように、①非正規公務員に置きかえる（代替型）②行政需要の拡大に対し、正規公務員ではなく非正規公務員で補充する（補充型）③非正規公務員

に新たに仕事を押し付ける（押付型）という対応を、自治体はしてきたと思われまます。

まず、代替型の典型例として、保育士を取り上げます（図表7）。図表7の数字から、大変いろいろなことが読み取れます。まず、左方の厚生労働省の社会福祉等調査では、保育士数は1993年に106,094人で、2010年には120,430人という数字が出ています。

厚生労働省調査の数字は、公立保育所に勤務している専任の保育士、つまり正規職員の正規保育士と、常勤保育士という名称なのですが、実は非正規の保育士の数字を合算したもので、これが10万ないし12万という数字なのです。

図表7 正規公務員の保育士、常勤的非常勤保育士の推移
(A列は、厚生労働省・社会福祉施設等調査、B列は総務省・定員管理調査)

年	A 厚生労働省・社会福祉施設等調査			B 総務省・定員管理調査			C 常勤的非常勤保育士数	
	(公立保育所の専任保育士・常勤保育士)			(公立保育所の保育士)			A-B (人)	対前年増減
	(人)	対前年増減数	対前年増減率	(人)	対前年増減数	対前年増減率		
1993年	106,094	3,620	3.53%	105,355	1,671	1.61%	739	1,949
1994年	106,932	838	0.79%	106,257	902	0.86%	675	-64
1995年	108,754	1,822	1.70%	106,386	129	0.12%	2,368	1,693
1996年	110,267	1,513	1.39%	106,229	-157	-0.15%	4,038	1,670
1997年	112,628	2,361	2.14%	106,257	28	0.03%	6,371	2,333
1998年	115,775	3,147	2.79%	105,830	-427	-0.40%	9,945	3,574
1999年	118,604	2,829	2.44%	105,690	-140	-0.13%	12,914	2,969
2000年	122,778	4,174	3.52%	105,017	-673	-0.64%	17,761	4,847
2001年	125,568	2,790	2.27%	104,516	-501	-0.48%	21,052	3,291
2002年	125,861	293	0.23%	104,551	35	0.03%	21,310	258
2003年	130,399	4,538	3.61%	103,752	-799	-0.76%	26,647	5,337
2004年	127,837	-2,562	-1.96%	102,240	-1,512	-1.46%	25,597	-1,050
2005年	128,211	374	0.29%	100,090	-2,150	-2.10%	28,121	2,524
2006年	126,687	-1,524	-1.19%	96,460	-3,630	-3.63%	30,227	2,106
2007年	125,516	-1,171	-0.92%	94,979	-1,481	-1.54%	30,537	310
2008年	124,110	-1,406	-1.12%	92,737	-2,242	-2.36%	31,373	836
2009年	121,832	-2,278	-1.84%	90,704	-2,033	-2.19%	31,128	-245
2010年	120,430	-1,402	-1.15%	88,698	-2,006	-2.21%	31,732	604

(注) A厚生労働省・社会福祉施設等調査は各年10月1日基準。B総務省・定員管理調査は各年4月1日基準。

三位一体改革で非正規が増加

常勤保育士は、たとえば30時間の勤務だとすると、4分の3常勤保育士という考え方を取るので、実数ではない。時間で常勤に換算してみたら、どのぐらいの人数になるかという数字でとっています。1993年からずっと見ていただいて、ピークが2003年で130,399人です。そこから反転して減り始め、2010年段階で1万人減って12万人という数字になっています。

次に、同じ図表7の総務省・定員管理調査の数字です。総務省調査では、正規の保育士、正規の公務員の数字しか挙がってきません。1993年に105,355人強でしたが、2010年には約17,000人減って88,698人というデータです。総務省の調査を見ると、ピークは1995年の106,386人です。

Aの厚生労働省調査とBの総務省調査では、ピークになっているところが異なります。つまり、1995年から2003年までの間、正規公務員である正規の保育士を次から次へと減らしていった、それを補充するような、代替させるような形で、常勤保育士を増やしてきました。つまり、非常勤の臨時保育士を増やしてきたことが、1995年から2003年にかけての数字で読み取れるのです。

AからBを引けば常勤的非常勤の保育士の数が出ます。図表の1番右側Cの常勤的非常勤職員数は、1993年から2010年にかけて捉えた数字になっています。2010年段階が最も多く31,732人になっています。93年から2010までの間に、常勤的非常勤保育士の数は、739人から31,732人へと40倍以上になりました。正規保育士がもっともピークだった95年から比べても、15倍です。

2004年には少し減っていますが、急激に増えたのは2003年、2005年、2006年です。2002年を基準点と捉えると、2006年までの間に約9,000人増やしています。この間に何が起ったのかということですが、三位一体改革があり、公立保育園への補助金が一般財源化したのです。補助金の間は保育単価として出ますから、保育士への給与として支給しなければならないのです。補助金ですから他の用途に使ってしまったら目的外使用ということになり、会計検査院から国庫への返還を命じられてしまいます。

ところが三位一体改革の中で、従来の保育事業補助金は、地方交付税として交付されるという仕組みに変更されました。すなわち補助金が一般財源になり、使途に縛りがなくなったのです。そうすると、保育士の給料として使わなくてもよくなってしまった。他に使いたい用途があるので、別のところに使ってしまうのですが、そうすると保育士に対する給料として払える分が少なくなります。そこで考えついたのが、正規保育士を非正規保育士に変えていくというやり方です。

ですから、三位一体改革で補助金が一般財源化した時期に、常勤的非常勤職員数は最も増えて9,000人にもなっているのです。自治体の財務当局からすれば必要な政策なのでしょうが、正規保育士を非正規に変えることで財源を浮かせて、財政逼迫の穴埋めに使うということは、いかがなものでしょうか。

千葉県内自治体の保育士の非正規割合(図表8)を、2008年の総務省調査に基づき算出してみると、千葉市には特別職非常勤の保育士が6名、一般職非常勤職員が660名、臨時的任用職員が0となっています。合わせて666人です。これに対して、千葉市の2008年時点の正規公務員の保育士は659人ですから、2008年時点で、非正規保育士の方が多いわけです。割合で求めると50対50です。

非正規率が5割を超えている自治体、つまり保育園で働いている保育士が非正規の方が多自治体は、千葉市の他には、船橋市が62%、野田市が63%、成田市が58%、佐倉市に至っては70%、東金市が61%です。

我孫子市が50%、鴨川市が53%、四街道市が67%、袖ヶ浦市66%、白井市、匝瑳市等々です。

保育園ではもはや正規の保育士は、少し言い過ぎになるかもしれないが、少数の部類に入りつつある。公立保育園というのは、非正規公務員によって、非正規の非常勤保育士によって、臨時職員によって担われ、提供されているということです。

申し上げたいことは、更にあります。全国を歩いてみて、いろいろな人に話を聞いてみると「な

るほどなあ」と思うことがあります。保育園で非正規率が5割を超えると、たぶん非正規保育士にクラス担任を持たせる。クラス担任を持つという事は、もうほとんど常勤と仕事一緒なのです。園児に怪我があれば、保護者の方に説明をする

のは非正規がやるのです。1年経つと保育園の記録をつくって、学校に調書を送りますが、その作成もいまや非正規の保育士がするのです。そのうちに、園長が非正規になるということも、あり得るかもしれません。

図表8 千葉県内自治体の保育士の非正規割合

団体名	特別職非常勤職員			一般職非常勤職員			臨時的任用職員				合計			正規保育士合計	正規・非正規割合	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	フルタイム職員	男	女	計		非正規率	正規率
千葉市	1	5	6	8	652	660	0	0	0	0	9	657	666	659	50%	50%
銚子市	0	16	16	0	0	0	0	2	2	2	0	18	18	32	36%	64%
市川市	0	0	0	4	142	146	7	38	45	45	11	180	191	381	33%	67%
船橋市	0	0	0	13	394	407	6	361	367	26	19	755	774	468	62%	38%
館山市	0	0	0	2	33	35	0	0	0	0	2	33	35	43	45%	55%
木更津市	0	0	0	0	22	22	0	24	24	24	0	46	46	47	49%	51%
松戸市	0	0	0	1	82	83	0	0	0	0	1	82	83	307	21%	79%
野田市	0	0	0	0	28	28	3	105	108	108	3	133	136	80	63%	37%
茂原市	0	0	0	0	4	4	2	41	43	43	2	45	47	75	39%	61%
成田市	0	0	0	2	129	131	0	0	0	0	2	129	131	96	58%	42%
佐倉市	0	0	0	0	119	119	1	73	74	74	1	192	193	84	70%	30%
東金市	0	0	0	0	30	30	0	36	36	19	0	66	66	43	61%	39%
旭市	0	0	0	0	0	0	1	37	38	31	1	37	38	87	30%	70%
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	134	134	134	0	134	134	163	45%	55%
柏市	0	0	0	0	0	0	0	271	271	0	0	271	271	280	49%	51%
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	15	15	35	30%	70%
市原市	1	115	116	0	0	0	0	0	0	0	1	115	116	170	41%	59%
流山市	0	0	0	0	0	0	0	66	66	49	0	66	66	82	45%	55%
八千代市	0	0	0	0	32	32	0	29	29	0	0	61	61	130	32%	68%
我孫子市	0	0	0	0	0	0	4	74	78	68	4	74	78	77	50%	50%
鴨川市	0	0	0	2	54	56	0	0	0	0	2	54	56	50	53%	47%
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	35	35	0	12	12	12	0	47	47	76	38%	62%
君津市	0	0	0	0	20	20	0	54	54	52	0	74	74	93	44%	56%
富津市	0	0	0	0	22	22	0	0	0	0	0	22	22	36	38%	62%
浦安市	0	0	0	2	50	52	0	0	0	0	2	50	52	177	23%	77%
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	48	48	21	0	48	48	24	67%	33%
袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	0	0	81	81	37	0	81	81	41	66%	34%
八街市	0	0	0	0	0	0	0	27	27	27	0	27	27	72	27%	73%
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0%	100%
白井市	0	0	0	0	41	41	0	12	12	12	0	53	53	42	56%	44%
富里市	0	0	0	0	5	5	0	4	4	0	0	9	9	10	47%	53%
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	0	18	18	34	35%	65%
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	5	39	44	26	5	39	44	25	64%	36%
香取市	0	0	0	0	12	12	0	25	25	25	0	37	37	70	35%	65%
山武市	0	0	0	0	0	0	0	42	42	37	0	42	42	42	50%	50%
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	32	32	20	0	32	32	81	28%	72%
酒々井町	0	3	3	0	0	0	0	16	16	11	0	19	19	13	59%	41%
印旛村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
本埜村	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	14	14	3	82%	18%
栄町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	100%	0%
神崎町	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	10	10	11	48%	52%
多古町	0	0	0	0	0	0	1	8	9	7	1	8	9	17	35%	65%
東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
大網白里町	0	0	0	0	24	24	2	37	39	39	2	61	63	31	67%	33%
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	11	11	11	0	11	11	20	35%	65%
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10	0	10	10	13	43%	57%
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	2	2	19	10%	90%
一宮町	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	7	7	18	28%	72%
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	4	4	7	36%	64%
長生村	0	0	0	0	0	0	0	18	18	17	0	18	18	26	41%	59%
白子町	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	5	22	19%	81%
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	16	6%	94%
長南町	0	0	0	0	5	5	0	0	0	2	0	5	5	14	26%	74%
大多喜町	0	0	0	0	0	0	2	19	21	21	2	19	21	23	48%	52%
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	3	3	13	19%	81%
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	7	7	9	44%	56%
合計	2	139	141	34	1967	2001	34	1841	1875	1019	70	3947	4017	4534	47%	53%

図書館職場の状況

さて、次に図書館を見てみましょう。図書館も代替型の典型例です（図表9）。

着目していただきたいのは、専任という欄です。

これは正規公務員の数字です。うち司書となっている欄には、専任職員のうち司書資格を持っている人の数です。その隣の非正規は、それぞれの自治体の図書館に勤務している非正規職員の数です。年間勤務時間1500時間で1人としてカウントして

図表9 千葉県内自治体立図書館の正規・非正規比率

団体名	専任	兼任	うち司書	非正規	委託派遣	正規	(含む委託)	非正規	(含む委託)	委託派遣
千葉県	69		35	29		70.40%	-70.40%	29.60%	-29.60%	0.00%
千葉市	116		34	176		39.70%	-39.70%	60.30%	-60.30%	0.00%
銚子市	4		2	2		66.70%	-66.70%	33.30%	-33.30%	0.00%
市川市	69		48	39	4	63.90%	-61.60%	36.10%	-34.80%	-3.60%
船橋市	57		21	52	3	52.30%	-50.90%	47.70%	-46.40%	-2.70%
館山市	5		2	6		45.50%	-45.50%	54.50%	-54.50%	0.00%
木更津市	11		6	4		73.30%	-73.30%	26.70%	-26.70%	0.00%
松戸市	30		8	59		33.70%	-33.70%	66.30%	-66.30%	0.00%
野田市	15		11	2	31	88.20%	-31.30%	11.80%	-4.20%	-64.60%
茂原市	8		2	9		47.10%	-47.10%	52.90%	-52.90%	0.00%
成田市	23	-6	17	30		43.40%	-43.40%	56.60%	-56.60%	0.00%
佐倉市	22	-2	7	36	7	37.90%	-33.80%	62.10%	-55.40%	-10.80%
東金市	4	-1	1	6		40.00%	-40.00%	60.00%	-60.00%	0.00%
旭市	2	-3	2	3		40.00%	-40.00%	60.00%	-60.00%	0.00%
習志野市	17		7	35		32.70%	-32.70%	67.30%	-67.30%	0.00%
柏市	19	-17	4	74		20.40%	-20.40%	79.60%	-79.60%	0.00%
勝浦市	1	-1			1	100.00%	-50.00%	0.00%	0.00%	-50.00%
市原市	26		12	11		70.30%	-70.30%	29.70%	-29.70%	0.00%
流山市	11		10	9	24	55.00%	-25.00%	45.00%	-20.50%	-54.50%
八千代市	23		15	12	14	65.70%	-46.90%	34.30%	-24.50%	-28.60%
我孫子市	14		12	35	2	28.60%	-27.50%	71.40%	-68.60%	-3.90%
鴨川市	4		1	2		66.70%	-66.70%	33.30%	-33.30%	0.00%
鎌ヶ谷市	2		1	3	30	40.00%	-5.70%	60.00%	-8.60%	-85.70%
君津市	15	-5	10	21		41.70%	-41.70%	58.30%	-58.30%	0.00%
富津市	10		2	5		66.70%	-66.70%	33.30%	-33.30%	0.00%
浦安市	34		34	70	4	32.70%	-31.50%	67.30%	-64.80%	-3.70%
四街道市	10	-1	6	6		62.50%	-62.50%	37.50%	-37.50%	0.00%
袖ヶ浦市	13		10	2	22	86.70%	-35.10%	13.30%	-5.40%	-59.50%
八街市	13	-1	6	5		72.20%	-72.20%	27.80%	-27.80%	0.00%
印西市	16	-4	9	40		28.60%	-28.60%	71.40%	-71.40%	0.00%
白井市	10		10	19	1	34.50%	-33.30%	65.50%	-63.30%	-3.30%
富里市	10		2	5		66.70%	-66.70%	33.30%	-33.30%	0.00%
南房総市	2			3		40.00%	-40.00%	60.00%	-60.00%	0.00%
匝瑳市	4	-1	2	4	1	50.00%	-44.40%	50.00%	-44.40%	-11.10%
香取市	7		5	3	1	70.00%	-63.60%	30.00%	-27.30%	-9.10%
山武市	8		6		17	100.00%	-32.00%	0.00%	0.00%	-68.00%
いすみ市						-		-		-
酒々井町	3		1	4		42.90%	-42.90%	57.10%	-57.10%	0.00%
印旛村						-	-	-	-	-
本埜村						-	-	-	-	-
栄町						-	-	-	-	-
神崎町						-	-	-	-	-
多古町						-	-	-	-	-
東庄町		-6		3		0.00%	0.00%	100.00%	-100.00%	0.00%
大網白里町	4		3	13		23.50%	-23.50%	76.50%	-76.50%	0.00%
九十九里町						-	-	-	-	-
芝山町						-	-	-	-	-
横芝光町	6		3	1	4	85.70%	-54.50%	14.30%	-9.10%	-36.40%
一宮町						-	-	-	-	-
睦沢町						-	-	-	-	-
長生村						-	-	-	-	-
白子町						-	-	-	-	-
長柄町						-	-	-	-	-
長南町						-	-	-	-	-
大多喜町	2	-1				100.00%	-100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
御宿町						-	-	-	-	-
鋸南町						-	-	-	-	-
合計	719			838	166	46.20%	-41.70%	53.80%	-48.60%	-9.60%

います。ですから実数ではありません。実際の人数はもっと多いのです。

さらに委託派遣というものがあります。これは指定管理や業務委託という形で図書館の一定の業務をアウトソーシングしていますが、そこで働いている職員の数です。これは2011年4月現在の数字です。日本図書館協会から、毎年『日本の図書館』という調査をまとめた冊子が発行されているのですが、そこから得られた情報を一覧にまとめたものです。

私も1日眺めていて「なかなかいろんな意味があるな」と思った数字なのですが、まず千葉市の専任のところを見てください。116人の専任職員のうち、司書資格を持っているのは34人です。隣の非正規の176人は、おそらくほとんどが司書資格を持っています。浦安市はどうでしょうか。浦安市には常世田良さんという有名な図書館長の方がいらっしゃって、浦安市の図書館行政を大きく転換したということで、浦安の図書館は図書館界では大変有名なのです。その浦安市には34人の専任職員が図書館にいますが、全員司書資格を持っています。そうでないと図書館の業務は回らないと、館長が考えられたのでしょう。非正規は70人です。

図書館に勤務する正規公務員は、恐らく人事異動として着任します。ですから、数年後にはその図書館から離れていきます。どこか別の職場に行くのでしょう。そういう正規公務員が図書館に勤務しているのですが、司書資格を持たないまま図書館の管理・運営をしているのです。一方、その下で働いている非常勤の職員の多くは、司書資格を持っています。

委託派遣で働いている人たちも、多くの場合、司書資格を持っています。司書資格を持っていない職員が、専門的な司書資格を持つ非正規の司書や委託で働いている司書に対して指示をするという、言葉を選ばずに申し上げれば、素人が専門家に指図するという漫画のような世界が展開しているのです。

図書館業務の中で重要な業務と言われているのが、レファレンスという機能です。図書館に来る

利用者から「調べたいものがある」と相談を持ちかけられたら「これをお読みになったらどうでしょうか」とか「この観点もございますね」などと、本を紹介してもらう業務なのです。レファレンスは参照というような意味です。

非正規の人たちは司書資格を持っていますが、レファレンスカウンターに座ることは、まずありません。担当する仕事は何かというと、私も数人から話を聞いていますが「司書資格を持っているけど、肉体労働」だということなのだそうです。つまり利用者から返ってくる本を、カウンターに溜まったら元の棚のところに返しに行く、ということをして1日に何往復もやっているのです。

最近、多くの自治体で、利用者の利便を図る意味から駅に近いところに返却カウンターを置いているようです。そこに取りに行くのも非正規の司書資格を持っている人なのです。

千葉県の図書館でも、代替が相当程度起こっています。柏市では正規の公務員は20.4%、非正規が79.6%、我孫子市も28.6%に対し71.4%、浦安市は多くの専任職員を置いているのですが、非正規も相当程度多く使っていて、32.7%対67.3%という数字です。

括弧内を出している数字は、委託派遣の数字を入れて正規公務員、非正規公務員、委託派遣の割合を出したものです。委託業者に雇われている図書館司書は、ほとんどがパートなのですが、その人たちを全員非正規だとみなすと、たとえば流山市が25.0%対20.5%対54.5%なので、流山市は委託業者に相当程度重心を置いた図書館運営をしていることが、よくわかるわけです。このように、正規公務員から非正規公務員、非正規労働者へ次々と代替させていく、置き換えていくことが、千葉県内の自治体でも相当程度の規模で起こっているのです。

ケースワーカーを非正規で補充

次に補充型について、少し展開したいと思います。補充型とは、急速な行政需要に対して、正規公務員での対応だけでは間に合わず、予算上並び

に定数上の制限から非正規公務員を配置するというやり方で、これを補充型と呼んでいます。

典型的な例はケースワーカーです。首都圏のある市の状況を見せてもらいました。その市では、生活保護世帯が2004年4月に4,048世帯でしたが、2011年4月には7,971世帯で、保護率も10.5%から19.1%で、約2倍に増大しています。

それに対して、ケースワーカー数ですが、正規公務員であるケースワーカーだけを見ると、2006年度には32人でした。この32人で2006年度の保護世帯数を割り返すと、ケースワーカー1人当たりの保護世帯数は156.8世帯です。

社会福祉法という法律の定めでは、「市の設置する事務所にあっては、被保護世帯の数が240以下であるときは3、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数」(16条)となっています。すなわち法律上は、ケースワーカー1人当たりの被保護世帯数は概ね80世帯ということです。

しかし、急激な生活保護世帯の拡大に伴い、このような標準を守っていられるような自治体は、もはや日本にはありません。その市では2006年段階で156.8世帯、つまり標準の2倍で、2009年度に至っては最悪なのですが、1人当たり約200世帯です。生活保護受給者はさまざまな問題を抱えています。本人や家族が障害者で働きに出られない、子どもを学校に行かせたいけど、それも叶わないなど。一人一人異なる事情を抱えた生活保護世帯を200世帯を1人で面倒をみるということ自体が常軌を逸している。無理なのです。それにも関わらず、最近出た厚生労働省の生活保護の改革プランでは、ケースワーカーは今後扶養調査をなさいと、資産調査をなさいと、言ってくるわけで、いかに現場を見ていないかというのがよくわかります。

話を戻します。これではまずいと思ったその市は、2010年度にケースワーカーを40人に増やし、2011年には46人に増やしました。正規公務員のケースワーカーだけで割り返すと、1人当たりの非保護世帯数は、2011年度段階でも173.3世帯ですから、やはり標準の倍です。

困ったその市は、非正規公務員をケースワ

ーカーに登用しました。2006年度には、非保護世帯のうち65才以上の高齢者を対象にして、相談や確認業務を行う高齢者専門員を充当することになりました。これは地公法3条3項3号によって任用された非常勤の嘱託員です。高齢者が選ばれたのは、比較的軽いケースだからです。移動しませんから。そこに非正規公務員を充てたのです。でも、裏を返すとどうということが起こるかということ、困難ケースだけを正規公務員が抱えることになりません。これはつらい。

私がある市に取材に行った時に市役所の玄関にパトカーがとまっているのです。案の定、その筋の怖いお方が福祉事務所に怒鳴り込みに来ていて、当時担当の課長は女性だったので奥に引っ込めて、屈強な公務員で、絶対ラグビー部だったというような人が対応していました。

ああいう場面でも、警察は民事不介入というのがあるのでしょうか。警察官は周りを囲んでいるだけなのです。そこでワッと怒鳴り合っている現場に立ち会って、本当にすごい世界が展開していると思いました。

話を戻しましょう。高齢専門員は制度発足当初は4人だったのですが、2009年度に12人、2010年度には18人配置されることになりました。2011年度のケースワーカーの配置は、正規の公務員が46人、非正規が18人、この他に任期付公務員と高齢再任用者が8人、合計72人でした。同市のすべてのケースワーカーで割り返した非保護世帯数は、ようやく110.7世帯になりました。

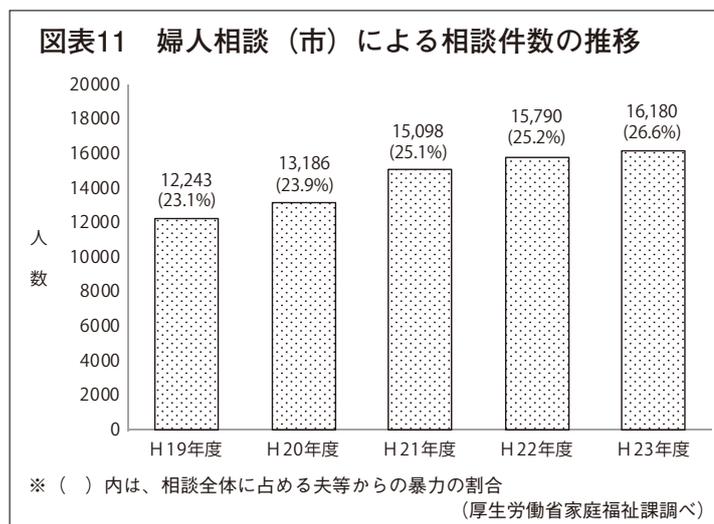
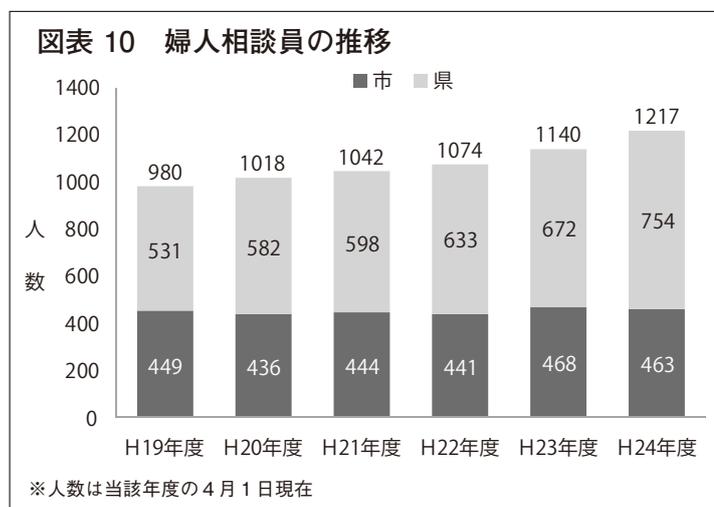
110.7世帯というのは、現在のケースワーカー1人当たりの平均値よりもまだ多い。平均値は100世帯です。任期付も含めた非正規のケースワーカーを投入しないことには、日本の平均値に接近することにもならないのです。これを補充型と呼んでいます。

婦人相談は新規事業に当初から非正規を配置

さらに、もう1つ最近各方面でお話をしているのは、押付型と言っているものです。

概念としては「新たな公共サービス需要に対し、正規公務員を配置するのではなく、最初から非正規公務員を採用して配置しておき、非正規公務員による運営体制を維持したまま、新たな業務を次々と付加してくるような方法」です。

この典型が、婦人相談員や女性相談員、消費生活相談員と言われているものだと考えています。ここでは婦人相談員について見ていきましょう（図表10）。婦人相談員の人数推移を、厚生労働省の調べに基づき、そのまま添付してみました。平成19年（2007年）から平成24年（2012年）までの5年間の間に、980人から1,217人へと増大し、



図表12 婦人相談員の委嘱状況

年度	都道府県	常勤		非常勤		合計
		人数	割合	人数	割合	
2011年	都道府県	85	18%	383	82%	468
	市区	153	23%	519	77%	672
	合計	238	21%	902	79%	1,140
2012年	都道府県	82	18%	381	82%	463
	市区	168	22%	586	78%	754
	合計	250	21%	967	79%	1,217

厚生労働省家庭福祉課調べ

5年間で237人、25%増加しています。とりわけ市区における婦人相談員、女性相談員の配置数は多くなってきています。

なぜ多くなってきたのかというと、「市における、婦人相談による相談件数の推移」（図表11）を見ると、同じ平成19年から23年までの4年間で、相談件数が12,243から16,180へと急増しています。とりわけ括弧内は、夫からの暴力による相談で、いわゆるDVです。

婦人相談員の委嘱状況はどうなっているのかというと（図表12）、2011年には都道府県で、常勤職員が85人、非常勤の婦人相談員が383人、合わせて468人です。市・区では常勤153人、非常勤が519人で合わせて672人です。合計では常勤238人対非常勤902人で、割合を見ると21%対79%となっています。つまり、婦人相談員の8割は非常勤です。2012年でも同じ傾向です。

常勤となっているのは、都道府県の場合では4つの県しかありません。福岡、和歌山、奈良、山形の4県です。ただし、この4県とも母子自立支援員の仕事と婦人相談員の兼務です。母子自立支援員として常勤職員になっていて、婦人相談員の仕事を兼務していますが、婦人相談の仕事はDV法制定以来、急激に拡大していますので、兼務といいながら、母子自立支援としての仕事はほとんどできない状況のようです。

婦人相談員の仕事は、アメリカではソーシャルワーカーとして資格職として確立しています。最近、アメリカでソーシャルワーカーとしてバリバリ働いていた人にお話を聞いたのですが、日本に帰ってきてソーシャルワークの仕事を探したのですが日本にはない、確立していないのです。

そこで、ずっと探し求めて、ようやく東京都の女性相談員として非常勤ですが採用されました。週30時間の専務的非常勤職員で、賃金は月22万円と言っていたと思います。「アメリカでバリバリ働いていたのに、非正規の扱いのままでもいいのか」と聞いてたのですが「だって、日本にはこういう仕事しかないの」ということでした。

応募するまでの3年間、女性相談員の仕事を探し求めている間は、ビルの清掃やトイレ掃除のアルバイトをしていたそうです。やっと見つけたのが、この女性相談員の仕事です。でも、この仕事は日本では確立していませんから、資格面での専門性が非常に高い業種だと思うのですが、安い賃金なのです。

「偽装」非常勤職員、「偽装」臨時職員

日本の公務は、相談業務を仕事として認めていません。消費生活相談員もそうですが、相談業務を窓口の対応ぐらいにしか思っていません。しかし、彼女たちがやっている仕事は、そこから先のことをずっと見ていくわけです。それを相談という用語で括っていいのかと思います。

なぜ私が彼女たちに関して、業務を押しつけられる押付型と言っているかという点、これには法制上に秘密があります。婦人相談員の法的根拠は、売春防止法です。1957年に施行になった売春防止法35条に婦人相談員のことが書かれていて、その4項に「婦人相談員は、非常勤とする」と明文で規定されています。

非常勤として勤務してきた婦人相談員は、その後、女性に係わる相談が多くなってくると、様々な形で出番がつけられてきたわけです。大きな画期となったのが、2001年のDV法です。この4条では婦人相談員について「婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる」と書かれました。

ちなみに、婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターの機能を持つということになりました。結局、婦人相談員は非常勤職員という身分のまま、路上で立って身体を売ることによって生活している女性を保護する仕事の他に、DVの仕事を受け持つことになりました。

さらに2004年、政府が条約を締結して、人身取引対策行動計画というものを策定しました。婦人相談所と婦人相談員は、人身取引被害女性からの相談に積極的に対応し、さらに、非常勤職員のみならず、人身取引被害を受けた外国女性の保護も新



たな業務として加えられたのです。

賃金は、高知県が調べた調査資料1つしかないのですが、月額給与が17万円です。最も高いところが福井県で20万円弱、最も低いところが12万円ぐらいだったのでしょうか。そういう中、暴力被害にあっている女性を保護するということは、婦人相談員は自分たちの身も危険にさらさせるわけです。これが婦人相談員という仕事です。

さてこれらの状況をどう整理したらいいのか、何をすべきなのか。今まで申し上げてきた非正規公務員を取り巻く状況について、私はそこには4つの偽装があると論じてきました。

1つは偽装非常勤とか偽装臨時と言えるものです。私の友人ですが、北陸のある市の公民館に勤めている非常勤の公民館員は、常勤職員よりも1日には3分、週に15分だけ短い勤務時間なので、「非常勤」といわれています。

奈良県のある市の中学校に勤めている任期1年の臨時教員は、14年間臨時教員として勤務し続けています。私のインタビューに応じてくれた彼は、クラス担任も持っているし、クラブ活動の顧問もやっています。保護者を含めた三者面談もするし、家庭訪問も教育実習生の受け入れもしています。でも任期1年の臨時教員なのです。

この学校は大変な困難校と言われており、正規の教員が行きたがらないのだそうです。ですから、彼のような人がそこに居続けられるのです。任期は実は1年きっかりではなくて、4月2日から3月31日までで、空白の1日を置いています。継続して勤務していないと形式上見せるためです。こういった偽装非常勤、偽装臨時があるのです。

偽装非正規、偽装有期

偽装非正規という問題もあります。これは裁判例（茨木市事件、2010年9月17日、大阪地裁判決）でも、「常勤の職員の人数が条例で定められた定数を超えることができないという関係上」非常勤職員を任用してきた、と指摘されているのです。「形式的に非常勤の職員として採用せざるを得なかった」ということを、司法は言っている。つまり、非常勤というのは形式的なものであって、常勤職員ないしは正規職員とみなすべきでしょうというのが司法の判断です。

さらに、偽装有期という問題もあります。仕事は継続しているのに、辞めさせることを前提として期間雇用をしているという偽装です。さらに、長く勤めていても「契約期間が終わりました」と言って雇い止めをするのが偽装雇い止めで、これは、本当は解雇です。このようなことが次々と発生しているというのが、現在の非正規公務員をめぐる状況であると、まとめられるでしょう。

雇用格差、処遇格差、情報格差

私は4つの偽装としてまとめているのですが、労働法学者の水町勇一郎先生（東京大学教授）は労働者の非正規問題を「3つの格差」と言って整理されています。1つは「雇用格差」で雇い止めに見られる不安定な雇用です。それから「処遇格差」で劣悪な労働条件です。

水町先生の整理で面白いのが、3つ目に「情報格差」があることです。これは非正規労働者を組合員化しないことによって、労使間のコミュニ

ケーションから排除するというものです。そうすると非正規労働者は、自分たちが置かれている状況や抱えている問題を、労使間の交渉のテーブルにのせることもできません。非正規公務員が抱える問題が放置され、必要な情報についても労使双方から与えられない状況のことを、水町先生は「情報格差」と言っています。

非正規公務員についても、このような「情報格差」があるのかどうかという観点で申し上げると、多分あります。具体例を1つあげれば、非正規公務員への退職手当の支給問題です。

個々の自治体の条例を克明に見なければなりません。たとえば、臨時職員や、常勤職員とほぼ一緒の勤務時間や勤務日数である常勤的非常勤職員と言われる人たちは、退職手当が支給できます。むしろ支給しないといけないのです。退職手当というのは、請求されるから払うという性格のものではなく、退職したという事実に基づいて支払われるものなのです。

千葉県には市町村退職手当事務組合というのがあって、町村自治体はここに加入し、また市でも佐倉市や君津市はこの退職手当組合に入っています。

退職手当組合の支給条例の2条1項を見ると、常時勤務に服することを要する職員に退職手当が支給できると出ています。臨時職員が常勤職員と一緒の勤務時間、勤務日数であれば、臨時職員はこの2条1項に含まれます。

2条2項には常勤的非常勤職員という項目があります。常時勤務に服することを要するものに定めている勤務時間以上、つまり38時間45分以上勤務した日が1月に18日以上あって、それが6月を超えたら退職手当が支払われますと定めています。

しかしながら、臨時職員に退職手当を、常勤的非常勤職員に退職手当を払っているのでしょうか。または「このように支払われます」ということを、臨時職員や非常勤職員に話しているのでしょうか。そういう情報が与えられているのでしょうか。これを水町先生は、労使コミュニケーションからの排除である「情報格差」だと、多分表現されているのだらうと思います。



労使コミュニケーションから 非正規を排除しないこと

では、どうしたらよいかということですが、まず第1段階として、労使コミュニケーションから排除しないということです。その格差を解消することが第一に必要です。そのためには、彼女たちや彼らが抱えている課題を、労使共通の課題にするために組合員化をしたり、労使交渉のテーブルにのせていくことが必要だと思います。放置していると、職場がひどいことになります。

町田市立図書館の非常勤司書の方に聞いたお話ですが、女性が妊娠した時に、正規の女性の公務員だったら有給で産前産後休暇がとれます。でも非正規であれば無給です。非正規が育児休業をとったら、クビ覚悟、雇い止め覚悟なのです。つまり、職場の仲間から祝福されて産前産後休暇等に入る正規職員と、その職場に戻って来られないことを覚悟して、産前産後休暇に入る非正規職員の間には、相当の格差があります。

こんなことを放置していたら、正規と非正規の間の感情の溝は深まるばかりです。非正規の方は、「やっていられないよ」となるのだそうです。

次に、「あの職員（公務員）は何よ」となるのだそうです。そうすると「もう辞めてやると言う気持ちになるの。」生産性が急速に落ちてきて、職場が暗くなってきて、市民が寄りつかない図書館になってきます。ですから、とにかく明るい職場をつくるためにも、組合員化をしたり、労使共通のテーブルに非正規の課題をのせる必要があるのだらうと思います。

これらと併せて、第2段階として、非正規公務員の基幹化を進めていく必要があります。國學院大學の本田一成氏の指摘によれば、彼は戦力化と基幹化の2つに区別をしています。パートの仕事内容、能力、意欲などが高度になっていくことを、パートの戦力化と言います。

しかし、単なる戦力化ではない場合があって、職場で役に立つとか立たないという水準を超えて、仕事内容、能力、意欲などが正社員に接近する場合があります、ましてや超えてしまう場合があります、そ

れを質的なパート基幹化と呼ぶということです。現在自治体における非正規公務員の状況は、基幹化の状態に差しかかっている、もうその状態に入っているというべきでしょう。しかし、処遇が全くそれに見合っていないのです。

正規、非正規に関わらず 働くものに能力を発揮してもらう

最近、西川荒川区長にインタビューする機会がありました。西川区長の公共経営理念は「正規、非正規に関わらず、働く者に能力を十分発揮してもらうためには、その者の仕事に対する誇りと尊厳を大事にすること」が必要ということでした。ですから、西川区長が同区に勤務してきた職員に最初に出したメッセージは「正規公務員をこれ以上減らさない。リストラはしない」という宣言と「非正規公務員は、無理に雇い止めはしない」ということだったそうです。

非正規公務員には勤務評定制度を入れています。仕事が合わないと判定すれば任期の更新はしないのですが、それ以外での雇い止めはしないということです。また、6段階の昇格システムをつくっていて、希望があれば次々と上級の仕事に就くというやり方を荒川区ではとっています。

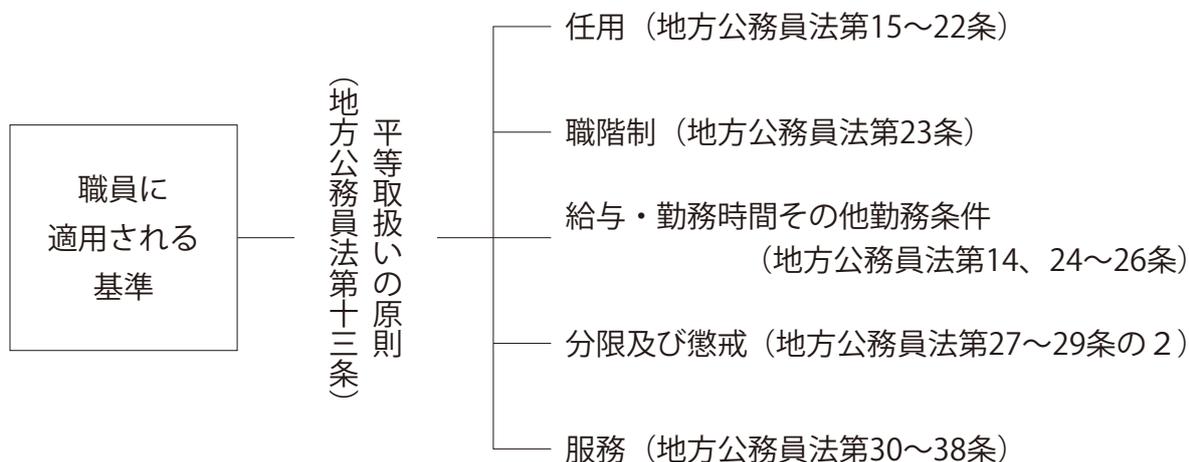
しかし、非正規公務員が非正規のままでは、やはり問題の解決は十分に行われるとは思えません。ですから、新しいタイプの公務員類型というのが必要だと思います。それを専門職公務員制度と仮に呼ぶとすれば、そちらに向かっていき、専門的な資格を持っている非正規をそのグループの中にまとめ上げていくことが、今後の戦略として必要ではないかと思います。ご清聴ありがとうございました。

【追記】 本文中に記載の2012年総務省調査が、13年3月29日に公表された。同調査結果では、2012年4月1日現在の地方公務員の臨時・非常勤職員数は60万3582人であったとした。自治労調査と同様に、08年からの4年間で2割以上、約10万人も増えたことになる。さらに、7割以上が女性であった。

千葉県市町村総合事務組合 退職手当支給事業 支給の対象となる職員

1 常時勤務に服することを要する職員（再任用職員、任期付短時間勤務職員、市町村長職務執行者、臨時の教育長を除いた職員のことをいいます。）【条例第2条第1項】

(1) 一般職の職員（定数条例及び予算上の定数内の職員で、次の基準が適用される方。



(2) 特別職等の職員【条例第6条第1項・附則第15項】

市町村長 助役 収入役 教育長 企業長 地方公営企業の管理者 監査委員 固定資産評価委員

※地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職（臨時又は非常勤の参与、顧問のうち、その勤務形態が常勤の特別職に限る。）

2 常勤的非常勤職員【条例第2条第2項・昭和38年条例第1号附則第3項】

常時勤務に服することを要するものに定められている勤務時間以上勤務した日が1月に18日（S63.3.31以前の期間については22日、S63.4.1～H4.10.31の期間については、20日）以上ある月が引き続いて6月を超え、超えるに至った日以後も同様の勤務形態であることとされている方。

○ 臨時職員は、2条1項適用者で、9条7項により6月を超えると、給料月額額の100分の60の退職手当請求権。

○ 「常勤的非常勤職員」（フルタイムの非常勤職員。国家公務員の日々雇用職員、期間業務職員）は、2条2項適用者。12月超えて在職すると、3条の普通退職（100分の100以上）

6月を超えると、附則第3項で、12月を6月に読み替えて、6月を超えると100分の60×100分の50の退職手当の請求権。

講師紹介

かんばやし ようじ
上林 陽治 氏

公益財団法人地方自治総合研究所 研究員
関東学院大学兼任講師

1960年東京都生まれ

最終学歴：國學院大経済研究科博士課程前期終了

専攻：公務員制度、地方自治制度

著書：「公契約を考える」「虚構の政治力と民意」「分権改革のいまをどうみるか」公人社
「非正規公務員」日本評論社

**千葉市における
源頼朝の伝説と
地域文化の創出に向けて
— 千葉の町・鎌倉の町 —**



元千葉市立郷土博物館 館長

丸井 敬司

はじめに

源頼朝は平治の乱で平清盛に敗れた源義朝の三男で、この合戦で捕えられ、伊豆の蛭ガ小島^{ひる}に流された。この頼朝が、挙兵を決意したのは以仁王^{もちひとおう}の令旨^{りょうじ}を受け取ったことが直接の動機とされている。

令旨を伊豆で受け取った頼朝は治承4年(1180)8月に挙兵し、伊豆の目代^{もくだい}であった山木兼隆^{やまき かねたか}を討つことに成功するが、続く石橋山の戦いで平家方の大庭景親^{かげちか}に敗れて船で安房に逃れた。

この敗軍の将であった頼朝を真っ先に助けたのが千葉介常胤^{つねたね}であった。

常胤は当時、下総国千葉庄(現在の千葉市)を所領とした豪族的領主で、頼朝が安房に到着すると真っ先に参陣を表明した。そして、一族を率いて平家方の千田親正^{ちだ ちかまさ}や下総国の目代などを討ち、下総国内の平家方を一掃した。

頼朝は同9月17日には下総国府に入城し、続いて頼朝は武蔵国に侵攻し、更に同年10月7日前後には相模国鎌倉に入り、ここを本拠地として東国政権を樹立した。

この頼朝の快挙は常胤をはじめとする房総の武士団の協力が不可欠であったが、特に常胤の影響が大きい。

今回の論文はこの常胤と頼朝との関係を常胤が本拠地とした古代の千葉の町と鎌倉の町を比較することで検証したい。

1 千葉の町

鎌倉は頼朝の父義朝が本拠地としていた場所であったが、頼朝が伊豆で挙兵した時点でその拠点を鎌倉に置くと考えていたのではなかったようである。

頼朝が挙兵時より鎌倉入府を考えていたと主張する研究者も多いが、『吾妻鏡』には頼朝が鎌倉に入ったのは千葉介常胤の勧めによるとされている。

さて、頼朝は、10月7日頃、鎌倉に入ったが、同年10月9日、鎌倉の大倉の地に御所の造営に着手した¹。続いて、同12日、由比郷(現、材木座)にあった鶴岡若宮(現在の元八幡宮)を小林郷北山に遷座した²。

こうして鎌倉の町づくりが始まったが、この鎌倉と同様な配置で造られた町が中世の千葉の町である。

千葉の町は平安末期の大治元年(1126)に房総平氏の支族大椎氏(後の千葉氏)が千葉に入部したことから始まる。

千葉氏は千葉入部の時期にはその本拠地は通常の当時の豪族と同様、耕作地に面した微高地に構えられたものと考えられている。

この時点で千葉氏が最も重要視していたのが、淡水化した池田の池(後の本町・鶴沢地区)を耕地化することであった。

このため当初、千葉氏が館を構えた最も可能性の高い場所は池田の池に面した千葉市中央区道場北町の「旧来迎寺跡地」であったと考えられる(図

1 頼朝は、『吾妻鏡』治承4年10月9日の条に「為大庭平太景義奉行。被始御亭作事。」とあり、頼朝の居所として大倉の御所の造営を大庭景義に命じた。

2 『吾妻鏡』同4年12日の条に「小林郷之北山。構宮廟。被奉遷鶴宮於此所。以専光坊暫為別当職。令景義執行宮寺と事」とあるように、その三日後の同4年10月12日に鶴岡八幡宮を由比ガ浜から遷座し、その別当として専光坊を補任している。頼朝が、鎌倉に本拠地を定めると同時に鶴岡八幡宮を由比浦から北山に移したのは、その位置から考えて鎌倉という空間を「四神相応」の地に見立てて、八幡宮を玄武の位置に移したとしてよいだろう。

図1 千葉氏入部時の千葉の町

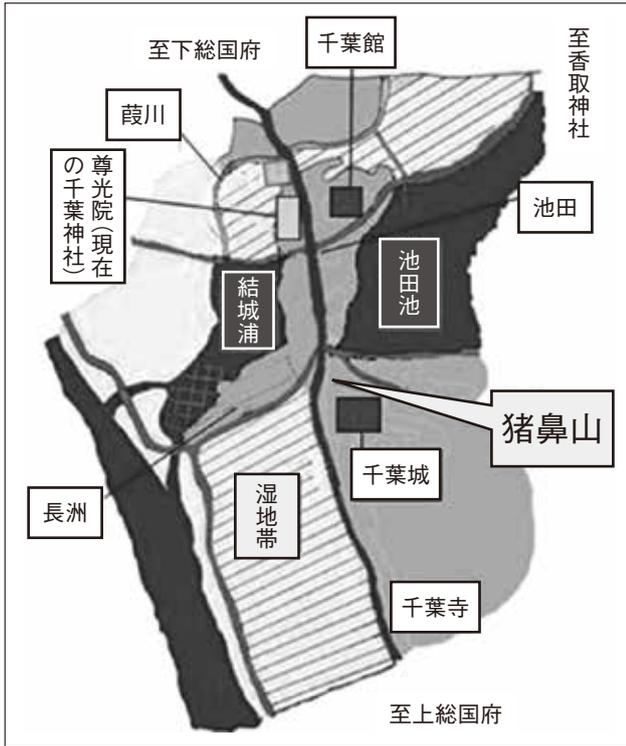
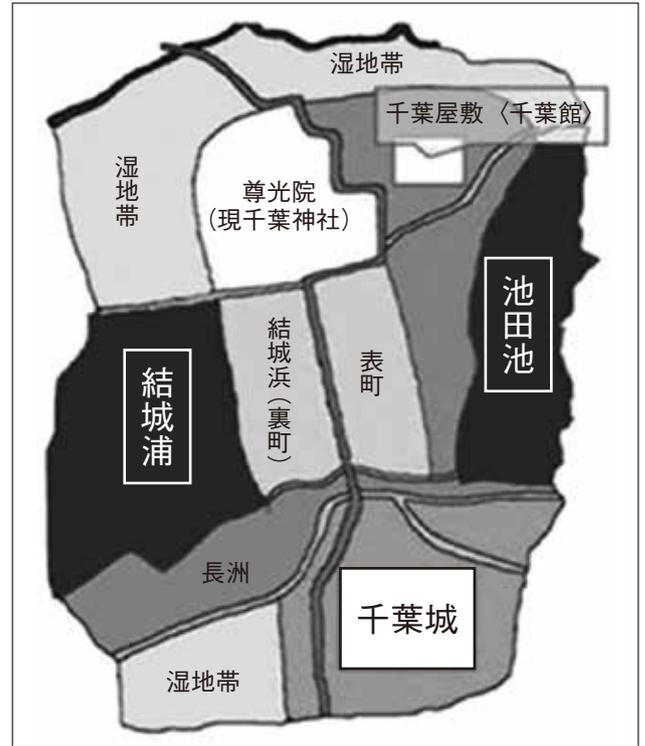


図2 平安末期の千葉町復元図 (丸井作成)



1 参照)。

ここは標高約4mの微高地にあり、本町・鶴沢などの耕地を一望できる場所である。当時、都川が池田の池に流れ込み、現在の要町付近で葭川に合流していたが、ここは都川の水利権を確保する絶好の場所である。

また、戦前までは西側と南側には堀跡が水路として残っていた。

更に、この地は水戸黄門の日記である『甲寅紀行』には「妙見寺の東に千葉屋敷(「千葉館」のこと)あり」と書かれている。

この場所は、後、来迎寺となった。同寺は南北朝期の創立と伝えられる寺で、千葉介氏胤以下7基の五輪塔がある。こうした条件から考えると、本来ここには千葉氏の館が建てられていた可能性が高い。

しかし、この地は農業に

従事するには適するが、外敵の侵入を防ぐには不向きである。こうしたことを考えると千葉氏は同館の建立と同時に適当な高さのある要害的施設を造ったものと考えられる。これが猪鼻山の館(千葉城)である。

ここからは平安期に城砦が建てられていたことを示すような確実な遺物は出土していないが、この地が戦国期頃まで城砦として使われていたことを考えると、当初ここに埋まっていた遺物は、後

図3 旧来迎寺跡地



(千葉館カ。「迅速図」)

図4 猪鼻山付近



(「迅速図」)

の工事で遺失したものと考えなければならないであろう。

元々、城砦は常に新しく整備され続けるのが普通であり、現存する城や館が後世まで使われていた場合、成立当初の遺物が残っている例は少ない。

2 鎌倉の町

一方、鎌倉の町の特徴は鶴岡若宮の遷座の際、その位置が鎌倉の都市空間の北部に位置する小林郷北山に遷したことにあるが、問題はその遷座の時期が頼朝の鎌倉入府の5日後であったことにある。

こうした源氏に関わる八幡宮の遷座が、これまで町の都市空間の北に建立した事例が見あたらないことから考えると、この遷座は頼朝を始めとする東国武士団が同神社を町の北の方角に遷すこと^{こだわ}に拘ったことと考えてよいであろう。

こうした聖域を都市空間の北部に置くことは、唐の長安の町やわが国の奈良・平安京などの事例がある。しかし、これらの場合は中国の皇帝やわが国の天皇が北辰の神（天皇大帝・北極星）と同一化されていたことによるものと考えられる。

さて、ここで述べる北辰とは道教上の用語で、北極星やそれを神格化したものであるが、これを仏教的に考えると妙見菩薩となる。

頼朝や東国の武士団が、鶴岡若宮の遷座にあたって、この神社を鎌倉の町から考えて北の位置（道教の玄武）に遷したことは、鶴岡若宮の八幡神を道教における四神の玄武と見做したことを意味する。

こうした既存の八幡社に妙見の神格を加えるような事例は房総半島には多く確認される。

この場合、守谷城の妙見八幡神社、竜ヶ崎市の

図5 中世の鎌倉町復元図（丸井作成）



妙見八幡神社などのように社名を八幡社の前に妙見とする場合がある。しかし、尊光院（現、千葉神社）のように妙見の別当寺を町の北側に建立することで、事実上、八幡社を妙見社とする例もある（こうした八幡に妙見の神格を加えたものを「千葉型の八幡信仰」という）。

こうした事例から考えると筆者は、鶴岡若宮は典型的な「千葉型の八幡信仰」の寺院であったと考えている。

さて、これを示す根拠には鶴岡八幡宮において妙見信仰の祈祷方法である尊星王法が行われていた³ことがあげられる（『吾妻鏡』）。

また、千葉氏が13世紀の中頃に制作したとされる『平家物語』の一種である『源平闘諍録』の「妙見説話」にもそれを窺わせる説話が登場する。

『闘諍録』(巻五ノ三、妙見大菩薩の本地の事)には「右兵衛佐（頼朝のこと）これを聞き、実に目出たく覚え候、しからば、聊頼朝がもとへも渡し奉らんと欲す、如何にあるべきや」とあり、

3 尊星王法は妙見信仰の密教的な修法で、『吾妻鏡』によると鎌倉幕府はこの尊星王法を10回にわたって鶴岡八幡宮内において行っている。

千葉市内の結城（現在の千葉市中央区中央の東半分の地域）で起こった「千田合戦」の後、常胤・成胤など千葉氏一族が頼朝と面会した際、頼朝が常胤に妙見を渡すように要請したとされる。

常胤はこの時、頼朝の要請を拒否したが、同時に「君の御方へ参り向かって、仕へたることは偏（ひとえ）に（妙見）大菩薩の御渡り有ると思食（おぼしめ）さるべく」と答えている。

筆者は『闘諍録』における、この頼朝と常胤のやり取りは鶴岡八幡宮の遷宮によって石清水系の八幡信仰が「千葉型の八幡信仰」に変容したことを後世に伝えるメッセージであったと考えている。

なお、実際、鎌倉が若宮大路を中心に都市的な景観を呈するようになったのは北条氏が実権を掌握してからとする考え方が一般的である。歴史家の斉木秀雄氏は鎌倉が都市化された状況を源氏三代と北条氏支配の頃、足利氏支配の頃に分け、「源氏三代は、八幡宮の東側に大倉御所など幕府の重要な建物や永福寺、勝長寿院など寺院が建てられるが、これは自然発生的なもので、北条氏が支配していた頃の鎌倉が・・・最も「都市」であった」としている。

しかし、結果的に鎌倉が北条氏の支配していた時期に最も栄えたとしても頼朝が居を鎌倉に構えた段階で、鶴岡若宮を鎌倉の町の北端（玄武）に遷座し、その前に若宮大路を建設したことは確かであり、また、頼朝やそれに従う東国武士団が早くからこの区域を都市空間として想定し、将来の町づくりを計画していたことも確かであろう。

このように鎌倉の町は中国北辰信仰の齊整主義（街並みが東西南北に整って造られたこと）に基づく都市型の町づくりが行われたが、先に述べたように鶴岡八幡宮とその前に作られた若宮大路はその地形上の制約を受けて約32度傾いている。

これに対して千葉の町は広小路の方位角が現在の角度で354度（これは、この町が出来た平安時

代末期の磁石の北の角度に相当する）である。

これは千葉の町が、当時、最新の土木機器である磁石を使用して正確に南北の方向に建設されたことを意味している。

こうした関東地方の代表的な中世都市である鎌倉の町と千葉の町を比較すると頼朝は鎌倉の町を建設するにあたって千葉の町を参考にした可能性が高い。

おわりに

鎌倉の町の建設には現在も多くの謎があると言われている。この町の中心となった鶴岡八幡宮の遷座が、頼朝の鎌倉入府の5日後という短期間であったことも、この謎の一つとされる。

当然、これは不可能なことであるが、もし、頼朝が事前に千葉の町を見ており、これを参考にして鎌倉の町が建設されたとするならば、鶴岡八幡宮の遷座が頼朝の鎌倉入府後、僅か5日で行われたとされることについては、かなりの突貫工事であったものの、それは可能であると考えられる。

恐らく、頼朝やそれを支えた常胤を中心とした関東武士団は鎌倉に入府する途中に千葉の町を見て鎌倉の町づくりを考えたのであろう。

なお、筆者がこの結論を導くためには、都市計画の関係者や自然科学の研究者からのアドバイスをいただいた。こうした歴史を文献のみで解釈するのではなく、自然科学の知見をも加えることで史実的証明が可能となる場合もある。

鎌倉は現在、世界遺産の候補地として推薦されているが、こうした鎌倉の町の建設に纏わる問題については歴史学の成果に加えて都市計画や測量学、地質学などの自然科学の成果も取り入れて世界にアピールすることは有効な方法と思われる。また、こうした方法論は今後の地方の歴史を考える上では重要な課題となろう。

東京電力福島第一原子力 発電所事故と農産物被害



八千代市農業委員
黒澤 澄朗

八千代市から、東京電力福島第一原子力発電所まで約200kmの距離にありますが、八千代市産のタケノコとシイタケが出荷停止になりタケノコで50人、シイタケで15人が東京電力に損害賠償請求をしています。(私が、東京電力に八千代市の対象者数等を公表するよう求めましたが回答は頂けませんでしたので、市等が公表等しているものを掲載します。)

市内の農産物の風評等として、にんじんが約4,000万円の被害金額となっています。この損害賠償を、JA八千代市(八千代市農業協同組合)が窓口となって東京電力株式会社に請求し、賠償金は既に各農家へ支払われています。

また、シイタケやタケノコは、概算で約900万円の被害金額が想定されており、その他の農産物についても同様に、各農家が損害賠償請求を行っています。

市では、JA八千代市と協力し、風評被害等による損害を受けたと思われる農業者を対象に、損害賠償請求に係る説明会を開催するよう東京電力に要請し、平成24年3月9日から7回にわたり損害賠償請求に係る説明会が実施されています。

併せて市及び八千代市農業協同組合の窓口で、損害賠償請求のための資料の配布なども行っています。(市：平成24年12月18日)

千葉県では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連して、県内農産物の放射性物質検査結果を公表しています。

これまでに検査した野菜については、放射性セシウムは基準以下であることが確認されています。(県：平成25年3月26日現在)

調査実施市町村：53

調査実施品目及び検体数：94品目 2,210検体

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等(県：平成25年4月16日現在)での千葉県産の出荷制限品目。

放射性物質検査：主要産地では市町村ごとに3検体以上検査する。その他の市町村では1体以上検査して、基準値を超えている場合は、追加で

2検体検査する。

出荷制限解除の条件：原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。

※3か所の中には出荷がかかった際の検体採取地が含まれる。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等(平成25年4月16日現在)は下記のとおりです。

<p>野菜類</p> <p>原木シイタケ(露地栽培) 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市</p> <p>原木シイタケ(施設栽培) 君津市、富津市、山武市</p> <p>タケノコ 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町</p> <p>水産物</p> <p>ギンブナ 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)</p> <p>肉 イノシシの肉 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針の基づき管理されるイノシシの肉を除く。</p> <p>その他 茶 成田市</p>
--

<p>千葉県市町村別農水産物の自粛状況 (県：平成25年3月25日現在)</p> <p>シイタケ(原木・露地・乾) 市原市、野田市、成田市、四街道市、香取市、多古町、匝瑳市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市</p> <p>ゆず 松戸市</p> <p>タケノコ 流山市、印西市</p> <p>モツゴ・コイ 手賀沼</p> <p>ギンブナ 利根川(手賀沼漁協、印旛沼漁協、佐原漁協)</p> <p>ウナギ 北総漁協、笹川漁協、中利根漁協</p> <p>スズキ 銚子・九十九里沖(銚子市漁協、海匠漁協、九十九里漁協)</p>
--

環境省では、長期的な追加被ばく総量が年間1ミリシーベルト以下となるよう、「放射線物質環境措置法」において毎時0.23マイクロシーベルトという値を定めています。

八千代市では、この0.23マイクロシーベルトを対応目標値とし、目標を超えた箇所について、特に子どもが集まる生活環境の施設等については、優先して除去対策を実施しています。

なお、今後測定結果を公表する際には、対処目標値と比較しやすいよう、掲載を工夫します。(市：平成24年11月5日)

人が自然界から受ける日本での平均総被曝量(1992年、原子力安全研究協会「生活安全放射線」)

年間1.5ミリシーベルト(食物から0.4、空気から0.4、宇宙から0.3、地面から0.4)

※食物(炭素14・カリウム40)、空気(ラドン220・ラドン222)、宇宙(水素3・ベリリウム7・ナトリウム24・炭素14)、地面(ウラン238・トリウム232・カリウム40)

環境中に残る放射性物質の種類及び半減期は、セシウム137(ベータ線・ガンマ線)30.1年、ストロンチウム90(ベータ線)29.1年、プルトニウム239(アルファ線)24,100年、アメリシウム241(アルファ線)433年。

使用済み燃料に含まれる放射性物質の種類及び半減期は、プルトニウム239(アルファ線)24,100年、セシウム137(ベータ線)30.1年、ストロンチウム90(ベータ線)28.8年、クリプトン85(ベータ線)10.8年、セシウム134(ベータ線)2.06年、セリウム144(ベータ線)285日、バリウム140(ベータ線)12.8日、ヨウ素131(ベータ線)8.02日、キセノン133(ベータ線)5.24日(ニュートン別冊きちんと知りたい 原発のしくみと放射能)

※セシウム137は、土の性質によって異なるが水田や畑の土からは、滞留半減時間が早く減る報告がされています。

放射線セシウム(137・134)の新基準値は(2012.4.1)食品群の規制値(単位：ベクレル/kg)一般食品100、乳児用食品50、牛乳50、飲料水10(飲料水は世界保健機関が示している指標値)

※米、牛肉、大豆製造や・加工品には経過措置を設定

東京電力への補償請求については、東京電力に直接請求、原子力賠償紛争解決センターに和解仲介の申立、訴訟の提起があります。

原子力賠償紛争解決センターへの和解の申立件数、既存件数及び累計未済件数は、センター開設(平成23年9月)から平成24年12月まで、申立件数5,063件、既済件数1,862件、内訳：和解成立1,204件(一部和解成立246件、仮払和解成立80件を含む)、打ち切り272件、取下げ385件、却下1件で、平成24年末の未済件数は3,201件であるが、平成25年1月末での累計未済件数は3,110件となっている。

平成24年の損害項目申立総件数は4,542件。

内訳：避難費用2,147件、生命・身体的損害660件、営業損害1,564件、就労不能損害1,048件、検査費用349件、財産価値喪失等793件(うち不動産関連485件)。

※重複計算のため内訳件数が多くなる。

業種別申立件数(営業損害1,564件)。

内訳：農林水産業192件、製造業加工業245件、販売業305件、建設業69件、不動産業97件、医療業29件、サービス業666件(前記に含まれない業種)。

※重複計算のため内訳件数が多くなる。

平成25年3月5日24文科開第833号付け文部科学省研究開発局長から東京電力株式会社取締役兼代表執行役社長に原子力損害賠償センター活動報告書の公表に係る被害を受けた方への対応に関する要請をしています。原文は下記のとおりです。

今般、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)は平成24年1月から12月までの活動を「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成24年における状況について～」として取りまとめました。

当該報告書においては、ADRセンターへの電話による問合せの状況として、貴社への意見、要望、不満が3割を占め、具体的に下記のような事例が寄せられていることが報告されました。

・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電

事故による原子力損害の範囲の判定等に関する「中間指針」に個別に明記されていない損害は支払われないと言われた。

- 貴社への直接請求とADRセンターへの申立を両方行っている場合に、直接請求の手続きを進めてもらえない。
- 過去にADRセンターで和解し、その他損害賠償を直接請求で解決しようとしたが、貴社所定の請求用紙（特に、包括請求書についての事例が多い。）を送付してもらえず、貴社に送付を依頼しても拒否された。

当省では、これまでも貴社に対して文書や口頭にて、被害を受けられた方に対する誠意のある対応を要請してきたところですが、いまだに上記のような対応を受けられた方の声が届いています。

当省としては、貴社に対し、上記のような状況を鑑みつつ、被害を受けられた方の迅速な救済という損害賠償の原点に立ち、被害を受けた方に対する誠意ある対応の徹底を改めて要請します。

東京電力の賠償基準の問題点は、中間指針に具体的な記載のあるものしか賠償の対象としない点にあり、この点は、法や中間指針の趣旨に反する。

東京電力の末端の賠償窓口では、当センターへの申立てをした者に対する不当な差別的取扱いと、これによる賠償の遅れが後を絶たない。この点について申立人から苦情があれば、当センターは、東京電力に是正を促しているのだから、安心して申立をしてほしい。

東京電力は、直接賠償においても、当センターの手続きにおいても、協調的紛争解決モデルに沿わない行動がみられる。

損害算定分野における東京電力の考え方は、貸借対照表や損益計算書に過度に依存したもので、賛成できない。当センターは、会計ルール、会計学にとらわれることなく、損害の実態を踏まえて、適正な損害算定を行って行く。（ADRセンター）

私自身、千葉県八千代市の農業経営者で、東電福島第一原発事故により農作物の被害を受けて、東京電力と損害賠償の交渉等をしてはいますが、原

測定結果報告書により160bg/kgの通知を受けた）は合意には至っておりませんし、交渉の担当者から迅速かつ誠意を持った対応を受けていません。

東京電力が国等からの指導も改まっていないのを憂慮していますとともに、今回の大災害により復興の税負担が新設されるのを機会に、従来の東京電力的な企業意識から、本来あるべき姿の社会的責任を果たすことが災害等受けられた人々並びに日本国民にその義務と責任であると思います。東京電力の企業の社会的責任（CSR）の再考を求めます。

最後になりますが、電気連合事業会・東京電力発行の冊子の紙面は、メリットが主でデメリット欄の掲載はほんの一部です。

例えば、

①❶大地震や津波が起きても原子力発電所は大丈夫ですか？

❶原子力発電所の重要な整備は、大きな地震にも津波にも耐えられるように設計しています。また、新しい知見が得られた場合には、全ての発電所に対策を行うなど、より安全を目指した取り組みを行っています。

②❶原子力発電所の事故の教訓はどう生かされているの？

❶原子力産業界全体で情報を共有し、安全意識を高めるとともに、事故を防ぐための様々な取組を行っています。

（前記①②電気連合会発行の原子力2011 [コンセンサス]）

東電福島第一原発事故に関して、2011年3月16日に自治労徳永委員長が組合員向け談話を発表し、自治労は、原発の危険性を指摘し、原子力の防災の重要性を訴えてきた立場から「国民にわかるような情報の開示を政府・関係企業」を求めました。

政府等が開示した情報などを国民が本当にしているのか。現在、原子力災害対策指針（改定原案）に対する意見募集をしていますので、この大災害を教訓に、災害から命と暮らしと財産と権利を保障できる社会の実現のための一人一人の力を結集して国民に反映された内容になることを期待しています。

連載 ⑨

数字で掴む 自治体の姿

— 歳入の状況(5) —
地 方 債



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●地方債の意義

かつての日本には、贅沢を戒め儉約を勧める「借金までして〇〇を買う」という成句がありました。この「〇〇」には「住宅」や「自家用車」が当てはまります。「爪に火をともし」ような生活を過ごすかどうかは別としても、日々の生活を切り詰めコツコツと蓄えた資金をもってしても、「自宅」ないし「自家用車」は、なかなか手が届かない「高嶺の花」でした。

しかし、この否定的含意を含む警句は、いわゆる高度経済成長の時代に「消費は美德」といった価値観に駆逐されてしまったようです。暮らしに利便性をもたらす新商品が次々と開発され、個人消費者を対象とするローンの発達や貨幣価値の下落傾向（インフレーション）にも煽られて、人々の購買意欲は刺激されました。「マイホーム」や「マイカー」も夢から現実のものとなり、家庭電化製品などのさまざまな耐久消費財が広く普及しました。そして今日では、もはや信販会社を介した分割払いや各種ローンは社会に根付き、その利用に際して特別な決意を要するまでもない「普通のこと」になった感があります。

さて、ここで改めて「マイホーム」を例にとって考えてみましょう。かつては、長期間にわたって資金を蓄えた後によりやく購入されていました。その資金を蓄える期間は、世代を超える場合もあったことでしょう。すなわち、親の世代に蓄えた多くの資金に子どもが比較的わずかな額を加えるか、あるいは子ども世代は全く資金準備をすることなく、住宅の購入に至るということです。この場合「マイホーム」の生活を楽しむことができるのは主に子どもの世代であり、資金の蓄積に苦労を重ねた親の世代はあまり報われません。「子どもの幸せは親の幸せ」と言ってしまうまでもありますが、これでは親子の世代間で負担の不公平が生じることになります。

一方、住宅ローンによって「マイホーム」を購入する場合は、必要資金は住宅購入の直前ないし同時に調達されることになります。そして、金利負担を伴いながら、後々長期間にわたってその借

入金が返済されます。この場合、一般的には「マイホーム」の生活を楽しむ人と借入金の返済義務者は同一です。近年では、複数世代にわたる多世代ローンもありますが、その場合であっても「マイホーム」に暮らす人と借入金の返済義務者が同一であるということに変わりはなく、親の世代が結んだ契約に子どもの世代が拘束されるというものの、親子の世代間で負担の不公平はありません。

この負担に関する世代間の不公平の問題は、便益が長期間に及ぶ施設等を自治体が建設する際にも同様に発生します。それは、建設に多額の資金を要しながらもその完成後は無料で開放される道路や橋梁を想起してみれば、容易に理解し得ることと思われれます。ここに、利便性を享受することになる後々の住民に負担を委ねることとなる自治体の借金、すなわち地方債の意義を見いだすことができます。

改めて地方債の定義を記せば「自治体が、資金を借り入れることによって負担する義務であり、その償還が借り入れた会計年度を超えてその翌年以降に行われるもの」ということとなります。自治体が行う借金には、会計年度内に処理される一時借入金もありますが、それは地方債には含まれません。

巨額の資金を必要とする公共投資等においては、上記のように長期間に及ぶ便益を考慮したり、あるいは災害時の復旧・復興支援等のように負担を長期間に分散させる効果に鑑み、地方債によって資金を調達することが望ましい場合があります。

●信用の源泉

再び住宅ローンを手がかりに考えてみましょう。住宅ローンによって「夢のまた夢」であったマイホームを現実のものとする途が開けたとはいえ、それだけでは多くの人々にとって、マイホームがなお「高嶺の花」であることに違いはありません。将来の返済に不安があれば、おいそれと長期債務を決意することはできませんし、そもそも借入額と利子の合計額を完済するに至るまでの長期間において、借り手が滞りなく返済し続ける見込みが

得られない限り、金融機関は住宅ローンには応じません。しかし、いわゆる終身雇用制と年功序列型賃金という日本の雇用慣行は、住宅ローンに追い風となりました。そして、大きな不安を抱えることなく長期の住宅ローン返済をもふまえた日々の家計のやりくりができる賃金労働者が、続々と「夢のマイホーム」を実現しました。

ここで見方を変えると、マイホーム生活を実現させた住宅ローンの仕組みは、後々返済に充てられる将来稼得の一部を先取りしていると見ることができます。日本型雇用慣行の追い風があるとはいえ、倒産あるいは災害や事故もしくは病気その他、何らかの理由による失職などにより、借り手が収入を無くす事態に陥る危険性は皆無ではありません。一般に個人の将来稼得を確実に見込むことは困難で、貸し手側の金融機関はそうしたリスクに備えて当該不動産に抵当権を設定するなどの担保をとります。すなわち、借り手には十分な信用が必要で、住宅ローンにおいては担保物権が最終的にそれを支えます。

さて、話を地方債に戻しましょう。住宅ローンが借り手の将来稼得の一部を先取りするものであるならば、同様に地方債も将来歳入の一部を先取りするものに他なりません。その意味では、両者の仕組みはよく似ています。しかし、決定的な違いは、借り手としての信用です。2006(平成18)年に夕張市の財政破綻が表面化して以来、象徴的な意味で自治体の「破産」が語られるようになりましたが、自治体に民間企業と同様の倒産や破産はありません。自治体に融資をした金融機関は、夕張市に対する債権について1円も漏らさず回収したように、必ずその債権を全額回収しています。つまり、返済不能という貸し手にとってのリスクは皆無ということができます。

この絶対とも言うべき信用の源泉は何でしょうか。通例、それは課税権にあると説明されます。確かに、地方債の債務に係る償還原資は、最終的には地方税ということになります。とすれば、究極としては地方税の課税権によって担保されているに違いありません。とはいえ、すでにこの連載の⑤(本誌第6号)に記したように、自治体の課

税権にはさまざまな制約があり「歳入の自由がない」とまで評されています。また一面においては、全国レベルの財政調整によって支えられている自治体も少なくありません。したがって、自治体の財政構造全体によって信用が培われていると言えるかもしれません。もっとも、それでも究極の担保が自治体の課税権であることを否定するものではありません。

●非募債主義

ところで、限られた任期内に目に見える実績を残したい自治体の首長や議員の多くは、いわゆるハコモノと呼ばれる施設等を建設することや大きな事業に魅力を感じます。そのため地方債に頼って当初の財政負担を抑制しつつ、総体としては大きな規模の事業を展開することを志向しがちです。その結果ややもすると不要ないし不急のものまでもが生み出され、後年に過大な返済義務というツケを回すばかりか維持経費もたいへん嵩み、財政の硬直化を招くことが少なくありません。厳しい財政状況が続く近年においては、そうして作られた施設等が適切に維持管理されることなく放置され、不良資産化する例すら見られます。安易に地方債に頼ることは厳に慎まなければなりません。

地方財政法[1948(昭和23)年法律第109号]は、その第5条において「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない」と規定し、それに続くただし書きにおいて「地方債をもつてその財源とすることができる」場合を(1)公営企業に要する経費、(2)出資金・貸付金、(3)地方債の借り換え、(4)災害関係の事業費、(5)公共施設等の建設事業費、の5号に分けて挙げています。つまり、同法によって、自治体の歳出は原則として地方債に頼ってはならないという非募債主義が明示され、地方債は例外的財源として位置づけられています。

なお、同法第5条の2には「建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない」という規定があり

ます。これは、上記(5)の場合に、負担を委ねる後々の住民を当該施設の利便性を享受し得る者に限るものです。

非募債主義は、「国の予算その他財政の基本」を定める財政法〔1947（昭和22）年法律第34号〕にも同様に規定されていますが、国の場合は、戦前戦中の歯止めのない赤字公債の発行とそれに伴うインフレーションの発生に対する反省から規定されたそうです。一方、自治省の財政局長や事務次官を経て内閣官房副長官を長く務めた石原信雄の『地方財政法逐条解説』（52頁）によれば、「地方債は、その会計年度においては、交付公債を除き予算上の財源として歳入に計上されるが、翌年度以降その償還のための支出を義務づけられるものであるから、単に単年度の収支の均衡を図ることに意をとられて歳出の財源をみだりに地方債にあおぐというような財政運営は、長期的な観点からみて適当ではない。そこで地方公共団体の歳出は地方債以外の収入をもって賄うことが原則とされたわけである」ということです。

先にみたように、地方債が、自治体の課税権を背景とした利子負担を伴う債務償還義務付きの資金調達手法ということであれば、その本質は「利子付き地方税」と見ることができそうです。実際、この石原信雄による自治体財政における非募債主義の説明は、地方債の本質を「利子付き地方税」と見る視点と矛盾しません。しかし、例外的財源としてのみ地方債を認める地方財政法が、その例外を用途をもって規定していることには違和感を覚えます。なぜならば、地方債は、「単年度の収支の均衡」のみならず「長期的な観点」をも視野に収めた収支のバランス、すなわち量による指標によって適否の判断がなされるべきであり、支出目的による制限には馴染まないと思われるからです。地方財政法で認められている地方債以外にも、辺地対策事業債、過疎対策事業債、地方税減収補てん債、臨時財政対策債など、実に多種多様な赤字地方債が個別の特例法によって禁止を解かれ、これまでに発行されてきました。地方財政法が規律する用途による限定は、国の財政事情等を背景としたいわばご都合主義により穴だらけになって

います。

なお、この連載の⑤（本誌第6号）にも記しましたが、地方税は自主財源、地方債は依存財源と分類されています。また、地方税のうちの普通税は一般財源ですが、目的税と地方債は予め特定された目的以外に使うことができない特定財源とされています。どうやら、こうした分類の前提には、地方債の本質を「利子付き地方税」ではなく「利子付き補助金」の類と見る理解があるようです。そして、実際に地方債は、国庫支出金や地方交付税の制度と複雑に絡みながら、あたかも「利子付き補助金」であるかのように運用されてきました。

●「当分の間」の起債許可制度

地方自治法〔1947（昭和22）年法律第67号〕第230条には、自治体が「予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる」という「起債自由」の規定があります。しかしながら、よく知られているように2005（平成17）年度までの長きにわたり、同法第250条の規定により地方債は許可制度の下に置かれていました。「起債自由」原則は、自治体の自主性および自律性を強化しようとするGHQの強い要求によるものでしたが、当時の内務省は、資金計画を遂行するうえで資金の流通を統制する必要があるとして、これに頑強に抵抗しました。当時は今日とは違い、国の政府資金の他には地方債の原資が考えにくい状況であったばかりか、基幹産業部門に大量の資金を大胆に投入してテコ入れするいわゆる傾斜生産方式による経済復興政策がとられていた時期でもありました。そこで両者間の妥協によって「当分の間」許可制とすることが決められました。なお、地方債によって自治体が調達する資金のすべてを国の政府資金に頼る事態は、その後1951（昭和26）年度まで続きました。

地方債に関して「当分の間」の許可制を定めた地方自治法には、許可要件に関する規定は全く盛り込まれず、「当分の間、政令の定めるところにより、所轄行政庁の許可を受けなければならない」とのみ記されていました。そしてこれを承け

て地方自治法施行令第174条には、「内務大臣（補注：後に自治大臣を経て総務大臣）及び大蔵大臣（補注：後に財務大臣）の定めるところ」によって、当分の間、「内務大臣」の許可を得なければならない、と定められていました。

この地方自治法施行令旧第174条に突然現れる「大蔵大臣」の規定は、すでに述べた当時の国の経済財政政策を巡る環境においては驚くべきことではなかったのかもしれませんが、しかし、文字を素直に追えば、地方自治法旧第250条は、「当分の間」の地方債の許可要件を政令に「丸投げ」したとしか読むことができません。一般に日本国憲法第41条で禁止されていると解されている「白紙委任規定」です。その結果として法律に一切の根拠なく、地方自治法施行令は地方債の許可に係る権限を握る存在として「大蔵大臣」の登場を「立法」しています。さらに、この政令に基づいて1947(昭和22)年7月1日に内務・大蔵省令第5号「地方自治法施行令第七十四条の規定による地方債の許可に関する件」が定められました。この内蔵令第5号により、(1)「内務大臣」と「大蔵大臣」の協議を経て「内務大臣」が許可する地方債、(2)都道府県知事が許可する地方債、(3)不要許可債、の区分ができました。とはいえ、当時の地方債の資金は全て大蔵省資金運用部資金ですから、例外的な不要許可債の他は、事実上「内務大臣」と「大蔵大臣」の二元許可制度になりました。

毎年度の起債許可手続きは、さらに「地方債許可方針」に基づいて運用するとされたほか、その運用についての次官通達、あるいは地方債課長内かんといった文書に従うことが求められました。

当初、地方債の許可申請に係る審査は、そのほとんどが一件審査と呼ばれる個別の案件ごとの審査方式によって行われていました。

すなわち、地方債により事業等に係る費用の一部に充てるための資金を調達しようとする自治体は、まずそれが適債事業であることを地方財政法ないし個別の特例法に当たり確認します。次に、申請年度における起債対象事業の範囲や起債充当率を「地方債許可方針」その他の文書に当たって調べます。そこでようやく地方債起債計画書を作

成することができます。市町村であれば、その計画書を都道府県を通じて「内務省」に提出し、同省は関係省庁の意見を聞き、「大蔵省」と協議をします。また一方で、市町村は「大蔵省」の出先機関にも起債計画書を提出します。そして、それが財務局を経由して「大蔵省」側の「内務省」との協議に備える準備資料となります。不許可ないし許可予定といったその協議の結果は、「内務省」から都道府県知事に通知が返り、それが市町村に伝えられます。

また、これと並行して実例はわずかながら、枠配分方式という手法も工夫されていました。それは、市町村債の場合には、「内務大臣」が都道府県ごとに許可予定額の枠を定めて配分し、当該都道府県知事が配分された許可予定額の枠の範囲内において各市町村ごとに起債許可予定額を決定して「内務大臣」にその結果を報告する方法でした。

そして、一件審査方式と枠配分方式のいずれにおいても、市町村が正式に許可申請書を都道府県知事に提出するのは、起債許可予定額が知事から市町村に通知された後であり、その正式申請を受けた知事から起債許可書が市町村に交付される手順でした。

1970年代の後半（昭和50年代）になると、地方債は一件審査では追いつかないほど大量に発行されるようになりました。そこで、1978（昭和53）年3月28日に自治省と大蔵省はさらに手続きを簡素化した枠配分方式の導入等に合意し、その後はほとんど枠配分方式ばかりになりました。

一件審査であれ、枠配分方式であれ、地方債許可予定額の総額は、国が別に定める地方債計画に従うこととなります。当初の地方債計画は、地方債発行総額の上限を設定することがその主な内容でしたが、後には地方債許可制度の量的な基準を定めるものになりました。いずれにせよ、地方債の許可制度は、1948(昭和23)年度から地方債計画と地方債許可方針に基づいて運用されてきました。

●地方債計画

地方債計画は、全国の自治体が発行する地方債

の見込み額とそれに応じた資金供給にバランスをとらせることで成立します。

地方債計画の策定作業は、毎年度の起債所要額を算定し積算することから始められます。それは、まず第1に各省庁が企画し所管する国庫補助事業それぞれの裏負担分を算定します。そして、それに個別に定められる充当率を乗じて積算します。また、第2には国庫支出金が定額補助の事業や各自治体の単独事業について、起債対象事業を定め、やはり個別に定められる充当率を乗じて積算します。これらの総計が、起債所要額の総額になります。

もう一方の資金供給面については、原資となる公的資金と民間等資金のそれぞれについて見込み額を計上し、その総計が地方債資金の総額になります。

総額が決められた地方債資金は細分され、起債需要のそれぞれに複雑に組み合わせられ、個々の事業ごとに起債需要と資金供給がバランスをとるかたちに調整されます。そして、それらを全体としてとりまとめて地方債計画が仕上がります。

なお、2012（平成24）年度と2013（平成25）年度については、通常収支分とは別に、東日本大震災分として「復旧・復興事業」と「緊急防災・減災事業」ないし「全国防災事業」のそれぞれについて地方債計画が策定されています。この東日本大震災分の所要額については、全額を公的資金で確保するものとされています。

公的資金には、財政融資資金と地方公共団体金融機構資金があり、これらに国の予算等に基づく貸付金である特定資金が加わります。

財政融資資金とは、財政融資資金法〔1951（昭和26）年法律第100号〕に基づいて国の政府が財投債を発行することで金融市場から調達する資金や、国の特別会計から預託された積立金・余裕金などを原資とする資金です。

2001（平成13）年にそれまでの財政投融资制度が大幅に改革された際に、資金運用部資金が廃止され、この財政融資資金に替わりました。かつての資金運用部資金は、郵便貯金および厚生年金や国民年金の積立金からの預託金が原資の多くを占めていましたが、市場原理を大幅に取り入れる方

針の下で実施されたこの改革により、郵便貯金や年金積立金は金融市場で自主運用されることになりました。

地方公共団体金融機構資金とは、地方公共団体金融機構法〔2007（平成19）年法律第64号〕に基づいて全自治体が出資して設立した地方共同法人たる地方公共団体金融機構が、主に政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）を発行して資本市場から調達する資金のことです。

地方公共団体金融機構は、2009（平成21）年6月に地方公営企業等金融機構が改組されたもので、さらにその前身は2008（平成20）年10月1日まで存在した公営企業金融公庫でした。公営企業金融公庫から一切の権利義務を引き継いだ地方公営企業等金融機構は、その際に国の機関を脱して自治体が共同で運営する機関になり、さらに地方公共団体金融機構に改組された際には、その融資先を公営企業に限ることなく自治体の一般会計にまで拡大しました。なお、公営ギャンブル（競馬・競輪・競艇・オートレース）の収益金の一部は、この地方公共団体金融機構に納付され、「公営企業健全化基金」として貸付金利の軽減に充てられています。地方公共団体金融機構は、貸出対象を自治体の事業だけに限っており、まさに自治体のための自治体による金融機構ということができます。

民間等資金には、市場公募資金と銀行等引受債資金があります。

市場公募資金には、市場公募地方債によって調達される資金ですが、全国型市場公募地方債資金と住民参加型市場公募地方債資金があります。

全国型市場公募地方債資金とは、広く投資家に購入を募る方法で発行される全国型市場公募地方債によって調達される資金のことです。

かつては証券会社だけが募集業務を担当していましたが、1983（昭和58）年4月からは銀行等の金融機関も行うようになりました。応募額が発行額に満たない場合は、その残額を証券会社と銀行等の金融機関から成る引受シンジケート団が引き取ることで債券を成立させます。そのため債券を発行した自治体は確実に資金調達を行うことがで

【表01】2013（平成25）年度地方債計画

（単位：億円、％）

項目	2013(H25)年度 通常収支分	東日本大震災分		合計	参考2012 (H24)年 度合計	増減率
	計画額	(1)復旧・復興事業 計画額	(2)全国防災事業 計画額			
一 一般会計債						
1 公共事業等	16,895			16,895	18,630	△ 9.3
2 公営住宅建設事業	1,162	233	—	1,395	1,475	△ 5.4
3 災害復旧事業	435	54		489	328	49.1
4 旧緊急防災・減災事業			—	—	3,995	皆減
5 全国防災事業			973	973	—	皆増
6 教育・福祉施設等整備事業	3,763			3,763	3,821	△ 1.5
(1) 学校教育施設等	1,285			1,285	1,308	△ 1.8
(2) 社会福祉施設	295			295	201	46.8
(3) 一般廃棄物処理	947			947	964	△ 1.8
(4) 一般補助施設等	686			686	748	△ 8.3
(5) 施設（一般財源化分）	550			550	600	△ 8.3
7 一般単独事業	18,634	—		18,634	15,451	20.6
(1) 一般	4,252			4,252	4,394	△ 3.2
(2) 地域活性化	400			400	471	△ 15.1
(3) 防災対策	922			922	951	△ 3.0
(4) 地方道路等	2,310			2,310	2,385	△ 3.1
(5) 旧合併特例	6,200			6,200	7,250	△ 14.5
(6) 緊急防災・減災	4,550			4,550	—	皆増
8 辺地及び過疎対策事業	3,460			3,460	3,297	4.9
(1) 辺地対策	410			410	397	3.3
(2) 過疎対策	3,050			3,050	2,900	5.2
9 公共用地先行取得等事業	457			457	472	△ 3.2
10 行政改革推進	1,800			1,800	2,400	△ 25.0
11 調整	100			100	100	0.0
計	46,706			47,966	49,969	△ 4.0
二 公営企業債						
1 水道事業	3,634	5	—	3,639	3,862	△ 5.8
2 工業用水道事業	250		—	250	277	△ 9.7
3 交通事業	1,902			1,902	2,356	△ 19.3
4 電気事業・ガス事業	195			195	70	178.6
5 港湾整備事業	506			506	618	△ 18.1
6 病院事業・介護サービス事業	3,432	5		3,437	3,395	1.2
7 市場事業・と畜事業	329	2		331	760	△ 56.4
8 地域開発事業	1,055			1,055	1,304	△ 19.1
9 下水道事業	11,774	18	—	11,792	12,076	△ 2.4
10 観光その他事業	93			93	131	△ 29.0
計	23,170			23,200	24,849	△ 6.6
合計	69,876			71,166	74,818	△ 4.9
三 公営企業借換債	—			—	300	皆減
四 被災施設借換債		50		50	150	△ 66.7
五 特定被災地方公共団体借換債		1,830		1,830	—	皆増
六 臨時財政対策債	62,132			62,132	61,333	1.3
七 退職手当債	1,700			1,700	3,700	△ 54.1
八 国の予算等貸付金額	(689)	(—)		(689)	(1,203)	(△42.7)
合計	(689)	(—)		(689)	(1,203)	(△42.7)
内訳						
普通会計分	111,517	233	973	112,723	115,954	△ 2.8
公営企業会計等分	22,191	1,684	—	23,875	24,347	△ 1.9
資金区分						
公的資金	55,360	2,197	973	58,530	60,610	△ 3.4
財政融資資金	35,759	231	820	36,810	38,870	△ 5.3
地方公共団体金融機構資金	19,601	1,966	153	21,720	21,740	△ 0.1
(国の予算等貸付金)	(689)	(—)		(689)	(1,203)	(△42.7)
民間等資金	78,348			78,348	79,691	△ 1.7
市場公募	44,400			44,400	44,400	0.0
銀行等引受	33,948			33,948	35,291	△ 3.8

総務省報道資料 2013（平成25）年1月29日より作成

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備考）

- 1 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 「内訳」欄の（ ）書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

きます。

2013（平成25）年度には、千葉市および千葉県を含む54の自治体が、全国型市場公募地方債の発行を予定しています。共同発行市場公募債は、名を連ねる自治体が連帯債務を負うもので、2003（平成15）年4月に始まりましたが、これらのうち36

自治体が発行を予定しており、それにも千葉市と千葉県は含まれています。償還期限が10年の10年債が一般的で最も多くを占めますが、最短の2年債から20年債および30年債といった超長期のものまで全国型市場公募地方債の種類はさまざまです。

住民参加型市場公募地方債資金とは、「ミニ公

【表02】2013（平成25）年度全国型市場公募地方債発行計画額

（単位：億円）

	発行計画額 計	10年債		2・3・5・7 年債	12・15・20・ 30年債	フレックス分	
		個別発行	共同発行			発行形式未定	償還年限未定
北海道	3,000	1,200	800	800	0	0	200
宮城県	1,100	200	600	300	0	0	0
福島県	600	200	300	100	0	0	0
茨城県	400	0	300	100	0	0	0
栃木県	100	100	0	0	0	0	0
群馬県	400	200	0	100	100	0	0
埼玉県	3,800	2,000	800	800	200	0	0
千葉県	3,600	2,000	800	400	400	0	0
東京都*	7,800	5,600	0	600	600	0	1,000
神奈川県	3,900	1,800	500	1,000	600	0	0
新潟県	1,000	400	600	0	0	0	0
福井県	500	300	100	50	50	0	0
山梨県	200	200	0	0	0	0	0
長野県	800	0	600	200	0	0	0
岐阜県	350	150	200	0	0	0	0
静岡県	2,900	1,200	600	300	300	0	500
愛知県	4,600	2,400	600	600	200	0	800
三重県	200	100	100	0	0	0	0
滋賀県	100	100	0	0	0	0	0
京都府	2,200	500	600	500	200	0	400
大阪府	7,900	2,400	800	3,300	0	0	1,400
兵庫県	3,300	600	800	700	400	800	0
奈良県	300	0	200	100	0	0	0
島根県	300	0	0	300	0	0	0
岡山県	300	200	100	0	0	0	0
広島県	1,700	900	600	100	100	0	0
徳島県	350	100	250	0	0	0	0
高知県	100	100	0	0	0	0	0
福岡県	2,550	1,000	0	500	600	0	450
佐賀県	100	100	0	0	0	0	0
長崎県	100	100	0	0	0	0	0
熊本県	500	100	300	100	0	0	0
大分県	300	100	200	0	0	0	0
鹿児島県	700	0	600	100	0	0	0
札幌市	1,300	300	300	300	0	0	400
仙台市	510	0	360	150	0	0	0
さいたま市	100	100	0	0	0	0	0
千葉市	500	200	300	0	0	0	0
横浜市	2,300	900	0	800	200	400	0
川崎市	1,000	100	260	280	300	0	60
相模原市	100	100	0	0	0	0	0
新潟市	200	100	100	0	0	0	0
静岡市	200	100	100	0	0	0	0
浜松市	100	100	0	0	0	0	0
名古屋市	1,400	600	0	200	200	0	400
京都市	1,200	200	400	200	100	0	300
大阪市	2,200	400	800	400	200	400	0
堺市	200	100	0	0	100	0	0
神戸市	1,100	200	300	200	200	0	200
岡山市	100	100	0	0	0	0	0
広島市	600	200	300	100	0	0	0
北九州市	850	200	300	150	200	0	0
福岡市	1,300	200	300	400	0	0	400
熊本市	100	100	0	0	0	0	0
合計	71,410	28,650	15,170	14,230	5,250	1,600	6,510

*東京都は外債500億円を除く。
総務省報道資料 2013（平成25）年4月11日より作成

募債」と略称されることもある住民参加型市場公募地方債によって調達される資金のことです。

住民参加型市場公募地方債は、2001（平成13）年度に新たな自治体の資金調達手法として開発されました。単に資金を集めるだけではなく、地方債を通じて住民の参加意識を高揚することを狙うと説明されています。そこで、公募する自治体はそれぞれ愛称を工夫するなどして住民への浸透を図りますが、一方では、地元への貢献を名目として金利が若干低めに設定されることもあります。各自治体の指定金融機関など地元の金融機関がまず引き受けたうえで購入者が募集されますので、資金の調達は確実です。通例、取り扱い金融機関に預金口座を開設し、債券保護預かり通帳によって債券の管理等が行われるので、債券が紙媒体で発行されることはありません。

なお、住民の参加意識を高めるという目的は、地方債の募集キャンペーンや購入によって達せられるということのようです。調達資金の用途に住民参加型市場公募なるがゆえの特段の限定はありません。また、購入者を住民に限定する自治体もありますが、一般にはそれに限られているわけではありません。

銀行等引受債資金とは、銀行等引受地方債によって調達される資金です。

銀行等引受地方債は、発行額の大きなものについては金融機関のみによって組まれる引受シンジケート団、また発行額の小さなものについては発行する自治体の指定金融機関、のそれぞれから資金を調達します。証券発行と証書借入の2種類がありますが、比較的簡易な後者の方法がよく用いられます。また、3月から5月にかけて、すなわち会計年度末から出納閉鎖期間に多く利用されている実態から、いわゆる帳尻合わせに役立っていることがわかります。

【表03】2013(平成25)年度住民参加型市場公募地方債の発行予定

(単位：億円)

発行予定時期	発行予定自治体	予定額
4月	石川県 堺市	20.0
	佐世保市	6.0
	海老名市	4.0
	鶴岡市	3.0
	雲仙市	1.0
	計	54.0
5月	福島県 茨城県 土浦市 石岡市 常陸太田市	40.0
	取手市 鹿嶋市 かすみがうら市	25.0
	兵庫県 姫路市 尼崎市 豊岡市 川西市	25.0
	朝来市	5.0
	千歳市	0.5
	熊野市	
	計	110.5
6月	埼玉県	60.0
	北海道 横浜市	50.0
	大阪市	30.0
	神戸市	15.0
	北九州市	5.0
	計	210.0
7月	札幌市	30.0
	愛知県	25.0
	計	55.0
8月	埼玉県	80.0
	石川県	40.0
	神奈川県	35.0
	兵庫県	30.0
	京都府	25.0
	計	210.0
9月	横浜市	50.0
	茨城県	35.0
	三条市	8.0
	宇都宮市	5.0
	計	98.0
10月	名古屋市	30.0
	鳥取県	10.0
	習志野市	4.5
	室蘭市	3.5
	計	48.0
11月	栃木県	40.0
	富山県	35.0
	新潟市	20.0
	大仙市 太田市 船橋市	5.0
	帯広市 真岡市 大和市 津山市 宗像市	2.0
	北上市	1.5
	浜田市	1.0
	計	122.5
12月	埼玉県	60.0
	北海道 横浜市	50.0
	宮城県 登米市 栗原市 京都市	40.0
	茨城県	35.0
	兵庫県 千葉市 大阪市	30.0
	愛知県 宮崎市	25.0
	鹿児島県	20.0
	神戸市	15.0
	鯖江市	4.0
	水戸市 ひたちなか市	3.0
伊達市	2.0	
南部町（鳥取県）	1.0	
	計	463.0
2月	札幌市	30.0
	相模原市	10.0
	足立区	3.0
	計	43.0
3月	横浜市	50.0
	神奈川県	35.0
	倉敷市	15.0
	久留米市	10.0
	松山市	7.0
	市川市 東海市	5.0
	恵庭市 市原市	3.0
	北本市	0.5
	計	133.5
未定	東京都	200.0
	群馬県	20.0
	軽井沢町（長野県）	1.0
	山形県 福岡県 上田市 近江八幡市	未定
	計	221.0
	年度合計	1,768.5

総務省報道資料 2013（平成25）年4月11日より作成

●地方債許可制度による政策誘導

詰まるところ、地方債の許可制度は、その量と対象に関する国による統制ということができません。総量は、地方債計画の資金面から抑えられますが、国の政府資金に全面的に依存していた初期と債券市場が整備されてきた近年では環境が大きく異なります。一方、対象とは、すなわち地方債による資金調達により経費の一部を賄うことができる適債事業に何を含まかということですが、国庫補助事業を適債事業に位置づけるところに許可制度と政策誘導の結びつきを見いだすことができます。本誌の前号でも指摘しましたが、国庫補助金は、所管省庁が推進しようとする特定の施策について、実施主体として名乗りを挙げた自治体に、その実施に係る経費の一部に用途を限定して資金を交付する制度ですから、必ず当該自治体に残りの経費負担が発生します。当該補助金対象事業を適債事業と位置づけ、その補助裏負担に充当率を乗じた額に相当する資金を起債でもって調達できるようにすれば、自治体が当面負担しなければならない経費がさらに減るとともに、ツケを後年度に回すことができます。そして、それだけに止まらず、起債の償還にかかる後年度の経費を基準財政需要額の算定に織り込めば、それを地方交付税に反映させることができ、自治体の実質的負担をさらに軽くすることができます。まさに、そこまでするのか、と思うばかりの手厚い措置ですが、実際にそこまでの手だてをもって国の各省庁が企画する国庫補助事業は自治体の手によって実施されています。

地方債許可制度を支えていた柱の1つである地方債計画は、地方財政計画に組み込まれることによって、国庫補助金のみならず地方交付税の制度とも絡みあい、自治体の政策を誘導する機能を果たしてきました。地方債が「利子付き補助金」のように見えることは、あながち不思議ではないかもしれません。

●許可制から事前協議制へ

長く続いた地方債の許可制度は、2006（平成18）年度に廃止され、事前協議を原則とする制度に移行しました（地方財政法第5条の3）。

事前協議制とは、地方債を発行しようとする都道府県や政令指定都市には総務大臣、市町村や特別区等には都道府県知事、との協議を求めるものです。協議の内容には、起債の目的、限度額、起債方法、資金、利率、および償還方法等が含まれます。

この協議において総務大臣または都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、当該自治体は、公的資金を借り入れることができます。また、同じくこの同意を得た地方債についてのみ、その元利償還に要する経費の見込み額が地方財政計画にも算入され、地方交付税の基準財政需要額にも反映することになりました。

地方債計画は、従来は法律に根拠なく事実上毎年策定されてきましたが、この事前協議制への移行を期に地方財政法に根拠を得て、総務大臣が協議における同意基準とともに毎年作成し公表することになりました。

この制度改正により、自治体は「当分の間」を脱し、総務大臣または都道府県知事の同意を得ずに地方債を発行する自由を回復しました。すなわち、自治体の首長は、あらかじめ議会に報告をするなどの手続きを経て、そうした不同意債を発行することができるようになりました。

ただし、この事前協議制に移行した後も、赤字団体や実質公債費比率が高い自治体、あるいは過去に地方債に係る事故を起こした自治体や法定普通税の税率が標準税率未満の自治体が公共施設等の建設事業（同法第5条第5号）の財源を目的とした地方債を発行する場合などについては例外で、なお総務大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金等が財政に及ぼす負担を示す指標で、事前協議制に移行する際に新たに創出されました。地方税や普通地方交付税のように用途が特定されず毎年度経常

的に収入される財源に対して、地方債の元利償還金（公債費）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）が占める割合のことで、前3年度の平均値が18パーセント以上の自治体は、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに地方債の発行に許可が必要とされます。25パーセント以上の自治体は単独事業に係る地方債が制限され、さらに35パーセント以上になると、災害関連を除く大部分の一般公共事業債の起債が制限されます。

ところで、自由に発行することができるようになった不同意債は、実際には、なかなか発行されません。これには主に2つの理由が考えられます。

まず、適債事業それぞれについての地方債充当率の上限値が高く設定されており、同意が得られる範囲で自治体の起債申請が満足されていることが考えられます。すなわち、あえて不同意債に踏み込む必要がないということです。

またもう1つの理由としては、充当率の上限規制を超えた地方債に元利償還金に対する地方交付税の措置がないためではないかと思われます。すなわち、不同意債は後のコストが高つくという

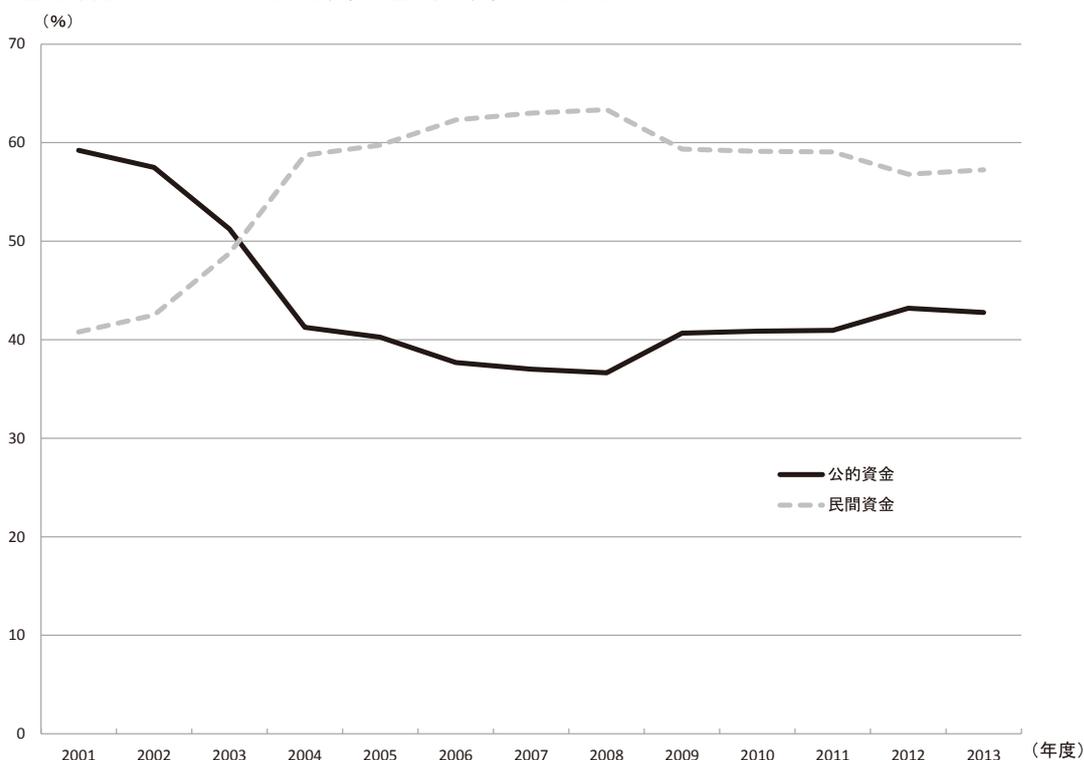
ことです。

結局、許可制から事前協議制へ転換したとはいえ、事前協議により総務大臣または都道府県知事の同意が得られた範囲内で地方債を発行する限りにおいては、「利子付き補助金」であるかのような運用に大きな変化は見えません。

●自主的財政規律の確立へ

もともと地方債の許可制度は、傾斜生産方式を進める大がかりな経済財政政策を背景として国の資金計画に織り込まれました。その事情がなくなったとき「当分の間」は終了し、改めて制度設計を国会で議論するべきものであったと思われます。地方債の資金は、2004（平成16）年度に公的資金よりも民間資金が多くを占めるようになって以来、今日に至るまで一貫して民間資金がほぼ6割を占め続けています。もはや地方債計画の存在理由に資金需要調整機能を挙げることは陳腐でしょう。まして、個々の自治体が金融機関による個別の審査を受けなくて済むという信用保証機能についても、夕張市の事例は金融機関に損失が及ばないことを示していますし、地方債制度とは無

【図01】 地方債計画における公的資金と民間資金の構成比

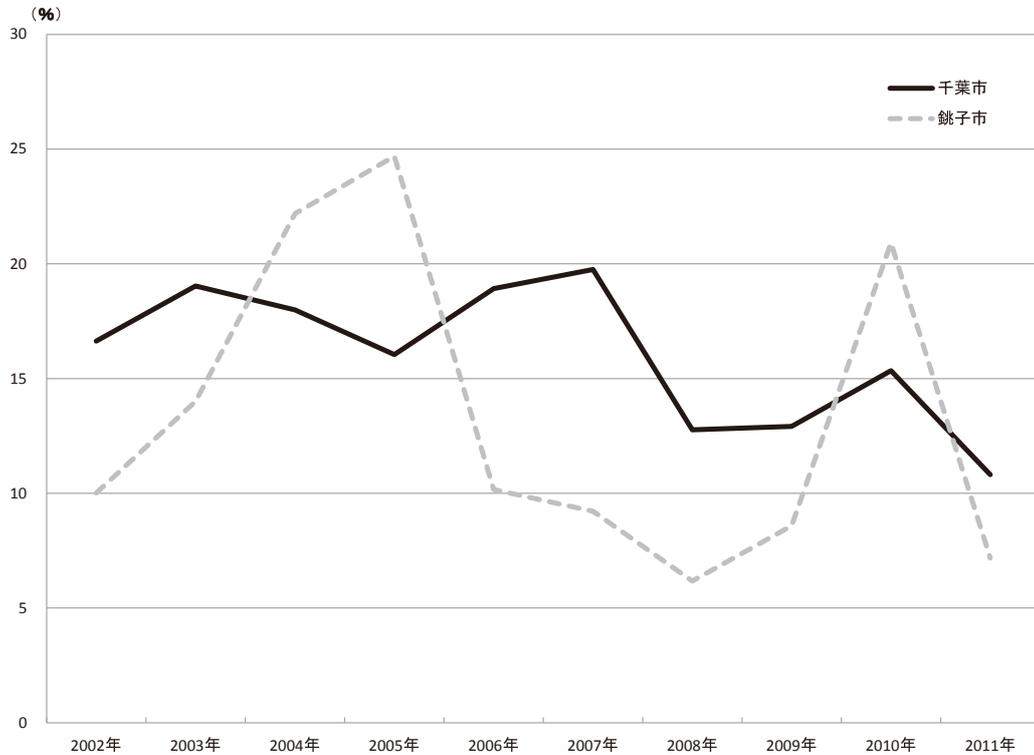


関係に個々の自治体は一般に信用や評価あるいはイメージの向上に敏感になっています。

法定普通税の税率が標準税率未満の自治体に対する例外的許可制度は、確保し得る財源を確保し、なお足らざる部分を地方債で補うという原則から

の措置であり、自治体財政の健全性を確保する機能を果たすと説明されることがあります。しかし、貸し手となる金融機関からは別の見方も考えられます。つまり、標準税率未満の税率で済ませることができる自治体は、それなりに財政に余裕のあ

【図02】 起債依存度が高い2市における推移



【図03】 住民1人当たりの地方債発行額が高額な5自治体における推移



る自治体であり、便益と費用負担の公平性から地方債に財源を求めているに過ぎないので、むしろ償還能力としては高いという判断もあり得ます。

地方交付税制度との関係でいえば、この連載の⑥（本誌第7号）で触れたように、地方財政計画を作成する際に、自治体が行う建設事業の起債充当率を高めることで、当面の賄うべき対象額を小さくするという裏技のような手法がとられることがあります。また、財源不足を補う臨時財政対策債については、本来地方交付税として配分されるものなので、その元利償還金については後年の地方交付税で手当するとされます。しかし、この臨時財政対策債に限らず、地方債の元利償還金に対する地方交付税の措置は、基準財政需要額の算定において配慮されるばかりで、実額が保障されるものではありません。

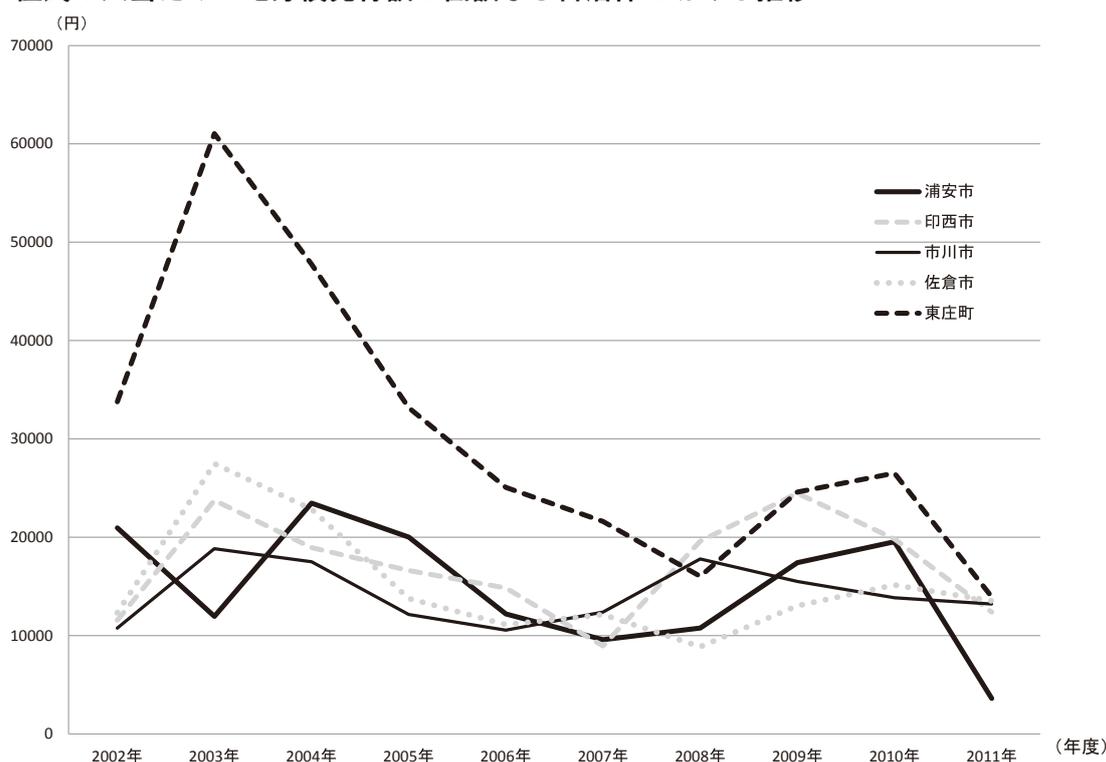
地方債の資金がすべて大蔵省預金部資金によって賄われていた1950（昭和25）年の時点ですら、神戸勧告（地方行政調査委員会「行政事務再配分に関する第二次勧告」）では、「地方債の発行は、原則として地方公共団体の自由とし、現行の制限はすべて廃止することを勧告する」と記されていました。そしてその説明において、「国が国の立

場から判断して緊要と認める事業に対してのみ地方債の発行を許可し、その他の事業について地方債の発行を許さないことは、実際には地方公共団体が当該事業を施行することを許さないということの意味する」とまで厳しく批判されていました。地方債は本来、予算の一部として自治体議会の議決を経て、すなわち自らの責任と判断に基づいて発行する独自財源です。お小遣いが足りなくなった子どもの前借りが野放図には許されないように、地方債の濫発は許されませんし、地方債によって調達された資金は、その目的に適う用途に向けられなければなりません。地方債には、放漫財政と後世代へのツケ回しという見方によっては「魅力的な罠」があります。長期的な信用を確立するためにも、自治体には、地方債を「利子付きの地方税」と心得て、自ら財政規律を守ることが求められます。

●千葉県内市町村における地方債の状況

個々の自治体の地方債の発行については、さまざまな政策的配慮等の複雑な背景によるところが少なくないので、単純に推移を数字で追うだけで

【図04】住民1人当たりの地方債発行額が低額な5自治体における推移



は実情が見えてこないのが普通です。千葉県内の各市町村がこれまでにどれだけ地方債による歳入を得てきたか眺めてみましたが、そこから何らかの傾向を読み取ることは困難でした。ただ、起債依存度、すなわち歳入総額に占める地方債の割合を計算してみると、合併により消失した旧自治体を除けば、千葉市と銚子市がこの10年間に於いて平均して高い割合を示していることがわかりました。【図02】は、その両市における起債依存度の推移をまとめたものです。千葉市は、緩やかに依存度を抑える傾向にあるようですが、他の自治体と比べると高率なのは、政令指定都市ならではの建設事業等の投資的経費に大都市需要があるということかもしれません。一方、銚子市の場合は、グラフに大きく2つのピークがあります。それぞれのところで、かなり大きな「買い物」があったのかもしれませんが。正確なことを述べるためには、両市とも、個別の事情に分け入って調査する必要があります。それぞれの自治体に詳しい方なら、思い当たるところがあるかもしれません。

【図03】と【図04】には、2011（平成23）年度のデータからそれぞれ住民1人当たりの地方債発行額が高額な自治体と低額な自治体を順に5つずつ選び出して、推移をグラフにまとめてみました。

一般的な傾向を述べることは難しいのですが、【図03】を見ても、千葉市の傾向が他市とは違うように見えます。また、【図04】を見ると、東庄町が一時大きく発行したものの、その後は抑えていること、その他は一般に財政力の豊かな自治体では発行額が低く抑えられていることがわかります。この2つの図からは、千葉県内の自治体における住民1人当たりの地方債発行額は、概ね5万円前後から1万円強ぐらいまでの幅があることもわかります。

【表04】は、千葉県内の自治体がこれまでに発行した住民参加型市場公募地方債（ミニ公募債）をまとめたものです。各市それぞれに愛称を工夫していることもわかります。これまでのところは、申し込み者の中から実際の購入者を抽選で決めるなど、各市とも多くの応募者を集めて順調なようです。

末尾に、作図の基となった各種の数字を表にまとめます。一般に住民1人当たりの指標を作成する場合には、国勢調査人口を基にして調整しますが、今回は経年変化を概観するため、簡便に各年度末の住民基本台帳人口によって計算しています。

（続く）

【表04】 千葉県内における住民参加型市場公募地方債発行状況

上段：発行年月日
下段：発行額（億円） 償還期間はいずれも5年

自治体	住民参加型市場公募地方債(ミニ公募債)の愛称	2002年度 H14年度	2003年度 H15年度	2004年度 H16年度	2005年度 H17年度	2006年度 H18年度	2007年度 H19年度	2008年度 H20年度	2009年度 H21年度	2010年度 H22年度	2011年度 H23年度	2012年度 H24年度
市川市	市川市民 まちづくり債				2006/3/31 5.0	2007/3/30	2008/3/31 5.0	2009/3/31 5.0	2010/3/31 5.0	2011/3/31 5.0	2012/3/30 5.0	2013/3/29 5.0
船橋市	船橋みらい債						2007/11/30 5.0	2008/11/28 5.0	2009/11/27 5.0	2010/11/30 5.0	2011/11/30 5.0	2012/11/30 5.0
流山市	愛郷債 (あいきょうさい)	2003/3/25 2.0		2004/5/25 2.5								
我孫子市	オオバンあびこ 市民債			2004/11/25 2.0		2006/11/27 1.0						
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市 子ども安全市民債					2006/5/30 2.0						
浦安市	浦安 子ども健やか債				2006/3/30 3.0	2006/10/30 3.0	2007/10/30 3.0	2008/10/30 3.0	2009/10/30 3.0			
千葉市	ちば市民債		2003/9/30 30.0	2004/9/30 50.0	2005/10/31 50.0	2006/11/28 50.0	2007/11/28 50.0	2008/12/24 30.0	2009/11/30 30.0	2010/11/30 30.0	2011/12/26 30.0	2012/12/26 30.0
習志野市	はばたき債		2004/3/30 3.0	2004/11/25 3.0	2006/2/28 3.0	2006/11/30 3.0	2007/12/17 3.0	2008/10/31 4.5	2009/10/30 4.5	2010/10/29 4.5	2011/10/31 4.5	2012/10/31 4.5
市原市	市原 みんな幸福債										2012/3/30 3.0	2013/3/29 3.0
木更津市	元気な きさらづ債						2007/12/3 3.0					
君津市	きみつ市民債		2003/11/25 3.0	2004/11/25 3.0	2005/11/25 3.0							

【表05】起債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）の推移

	2002年 H14			2003年 H15			2004年 H16			2005年 H17			2006年 H18		
	地方債	歳入総額	起債依存度	地方債	歳入総額										
東葛地区	市川市	4,838,038	111,904,050	4.3	8,512,600	113,175,572	7.5	7,929,700	114,876,544	6.9	5,501,000	113,895,741	4.8	4,797,600	118,324,320
	船橋市	11,770,300	142,878,413	8.2	12,489,700	140,437,000	8.9	10,585,200	140,007,065	7.6	9,754,400	141,165,588	6.9	9,890,600	147,935,027
	松戸市	6,969,100	113,438,887	6.1	8,092,700	111,401,993	7.3	7,879,900	110,890,176	7.1	6,286,200	112,557,265	5.6	5,454,900	114,106,775
	野田市	1,667,800	31,131,329	5.4	5,372,700	43,660,588	12.3	7,028,800	44,953,139	15.6	3,857,400	41,721,676	9.2	4,448,300	44,217,438
	関宿町	1,143,100	8,779,069	13.0	1,965,600	13,486,446	14.6								
	柏市	9,234,967	86,977,277	10.6	12,951,000	91,046,156	14.2	12,836,300	102,727,052	12.5	8,903,300	95,549,598	9.3	7,124,400	97,383,006
	沼南町	2,040,329	14,234,836	14.3											
	流山市	6,630,888	41,042,865	16.2	5,538,400	39,150,251	14.1	2,856,800	35,182,815	8.1	2,783,800	37,834,577	7.4	2,227,700	35,635,730
	我孫子市	2,668,300	31,411,238	8.5	3,620,900	31,223,867	11.6	4,003,000	32,671,555	12.3	3,437,800	32,168,871	10.7	2,474,200	31,379,597
	鎌ヶ谷市	2,558,100	25,760,955	9.9	2,932,700	24,750,444	11.8	2,435,100	25,603,881	9.5	2,046,600	25,246,287	8.1	1,924,700	25,728,164
浦安市	2,927,985	50,988,379	5.7	1,732,800	49,578,357	3.5	3,516,100	57,388,195	6.1	3,047,200	56,879,798	5.4	1,886,500	54,227,691	
千葉地区	千葉市	56,630,854	340,440,342	16.6	66,908,300	351,592,493	19.0	62,831,900	349,294,532	18.0	57,856,500	360,566,861	16.0	66,390,500	350,874,235
	習志野市	5,185,677	45,987,726	11.3	4,707,800	42,851,250	11.0	3,989,200	43,171,556	9.2	3,210,600	43,264,809	7.4	2,338,600	42,592,067
	市原市	5,160,400	83,315,097	6.2	6,369,900	82,403,685	7.7	7,968,000	80,806,977	9.9	4,885,200	82,563,232	5.9	3,177,500	82,661,132
	八千代市	3,533,200	45,372,829	7.8	6,277,800	46,189,289	13.6	4,819,100	45,705,424	10.5	4,561,700	46,023,272	9.9	6,581,000	49,006,845
君津地区	木更津市	2,451,900	32,986,680	7.4	2,913,100	36,821,094	7.9	2,596,200	35,408,528	7.3	2,008,900	31,487,859	6.4	1,619,700	31,354,515
	君津市	2,270,300	28,027,437	8.1	2,896,700	28,367,893	10.2	2,237,400	27,862,233	8.0	2,545,200	29,992,603	8.5	1,235,800	29,515,366
	富津市	744,900	15,819,553	4.7	1,668,100	17,656,331	9.4	1,257,600	16,301,733	7.7	1,663,500	17,675,999	9.4	806,600	15,759,422
袖ヶ浦市	1,493,500	22,361,513	6.7	1,888,600	24,311,017	7.8	1,176,800	21,299,108	5.5	836,100	21,539,339	3.9	348,400	20,742,647	
印旛地区	成田市	4,095,679	44,509,899	9.2	3,823,500	43,611,946	8.8	3,913,600	43,817,557	8.9	4,021,100	56,200,544	7.2	3,189,500	53,226,764
	下総町	175,600	3,128,393	5.6	369,300	3,129,349	11.8	321,400	3,254,533	9.9					
	大栄町	411,600	4,835,257	8.5	665,000	4,873,232	13.6	432,500	4,660,418	9.3					
	佐倉市	2,154,100	40,729,160	5.3	4,824,100	43,415,641	11.1	4,000,800	41,120,895	9.7	2,410,500	38,389,709	6.3	1,946,200	38,545,110
	四街道市	1,552,500	20,747,999	7.5	2,711,900	21,832,583	12.4	2,226,400	21,789,095	10.2	1,949,500	21,737,984	9.0	1,679,900	25,777,795
	八街市	3,614,200	20,478,062	17.6	3,953,400	19,808,706	20.0	2,627,500	18,010,544	14.6	1,884,900	17,694,273	10.7	2,178,500	18,396,386
	印西市	700,400	20,174,950	3.5	1,439,200	20,634,095	7.0	1,153,400	20,861,041	5.5	1,015,600	18,934,122	5.4	904,000	20,588,094
	印旛村	643,000	5,739,122	11.2	1,121,900	5,746,403	19.5	519,100	4,861,912	10.7	221,800	4,237,058	5.2	211,100	4,339,594
	本埜村	682,300	4,490,396	15.2	377,500	3,791,134	10.0	216,000	3,380,516	6.4	174,300	3,152,680	5.5	157,600	3,266,950
	白井市	836,100	15,406,759	5.4	1,682,500	16,320,260	10.3	1,579,500	16,078,214	9.8	830,800	15,289,146	5.4	888,500	15,960,565
	富里市	1,544,400	13,787,103	11.2	1,456,500	13,270,439	11.0	1,669,800	13,276,987	12.6	1,220,000	12,759,341	9.6	1,113,300	12,939,355
	酒々井町	998,600	6,787,308	14.7	878,000	6,053,030	14.5	462,300	5,552,628	8.3	335,300	5,282,685	6.3	330,400	5,520,180
	栄町	911,200	8,000,705	11.4	862,400	7,341,276	11.7	644,200	6,599,049	9.8	377,600	6,083,909	6.2	669,000	6,215,010
香取地区	香取市										2,415,300	29,017,806	8.3	2,449,205	27,375,704
	佐原市	779,600	13,698,904	5.7	1,739,800	14,867,031	11.7	925,900	13,588,404	6.8					
	小見川町	594,200	7,868,048	7.6	849,600	7,804,512	10.9	1,130,400	7,996,719	14.1					
	山田町	199,600	3,851,737	5.2	478,000	4,175,953	11.4	469,800	3,757,474	12.5					
	栗源町	205,400	2,654,350	7.7	258,700	2,289,209	11.3	229,400	2,374,906	9.7					
	神崎町	208,600	2,524,338	8.3	388,600	2,541,059	15.3	218,600	2,521,955	8.7	182,800	2,466,123	7.4	143,600	2,447,626
	多古町	305,000	6,069,638	5.0	704,900	6,464,521	10.9	372,000	5,645,919	6.6	402,300	6,316,651	6.4	239,800	5,619,822
	東庄町	577,800	6,581,663	8.8	1,030,700	6,564,642	15.7	798,400	5,983,073	13.3	545,600	4,773,737	11.4	408,300	4,718,169
海浜地区	旭市	2,453,489	24,495,699	10.0	3,465,800	24,746,968	14.0	6,400,700	28,875,455	22.2	7,094,900	28,734,797	24.7	2,270,100	22,341,611
	銚子市	1,035,600	12,655,398	8.2	1,471,500	12,573,905	11.7	1,785,200	14,046,044	12.7	2,609,000	25,307,385	10.3	2,702,500	25,816,494
	干潟町	474,200	3,881,897	12.2	567,900	3,661,801	15.5	600,300	3,624,459	16.6					
	海上町	339,000	4,030,062	8.4	971,900	4,388,930	22.1	616,600	4,263,118	14.5					
	飯岡町	196,200	3,895,993	5.0	403,000	3,832,735	10.5	322,700	3,805,237	8.5					
	匝瑳市										1,764,700	14,825,472	11.9	900,200	13,480,815
	八日市場市	1,105,602	10,973,799	10.1	1,276,700	11,077,532	11.5	952,500	10,730,644	8.9					
	野栄町	333,400	3,429,687	9.7	499,400	3,426,818	14.6	551,500	3,709,751	14.9					
山武地区	東金市	1,097,400	18,279,193	6.0	1,899,900	17,858,124	10.6	1,831,400	18,446,490	9.9	1,036,100	16,986,407	6.1	1,023,900	16,919,066
	山武市										1,750,700	22,092,877	7.9	1,927,900	20,576,087
	山武町	357,200	5,614,081	6.4	1,389,800	7,108,795	19.6	993,100	6,944,925	14.3					
	成東町	434,900	7,878,286	5.5	675,700	8,299,143	8.1	536,000	7,968,043	6.7					
	蓮沼村	121,900	2,156,279	5.7	252,200	2,279,212	11.1	270,000	2,860,461	9.4					
	松尾町	218,800	4,512,641	4.8	672,500	5,217,802	12.9	827,300	6,353,666	13.0					
	大網白里町	597,000	13,780,033	4.3	1,107,800	12,632,501	8.8	1,467,600	12,683,436	11.6	1,387,200	14,109,524	9.8	1,076,900	13,074,347
	九十九里町	362,100	5,608,713	6.5	671,400	5,796,580	11.6	599,200	5,821,099	10.3	678,000	5,736,267	11.8	853,100	5,878,810
	芝山町	169,000	4,923,979	3.4	386,600	5,199,915	7.4	254,600	5,223,985	4.9	327,600	5,502,009	6.0	231,100	5,444,187
	横芝光町										1,337,000	10,613,779	12.6	633,800	9,245,024
	光町	933,900	6,418,307	14.6	529,800	5,095,274	10.4	513,700	4,755,880	10.8					
横芝町	412,200	5,411,106	7.6	534,800	5,222,612	10.2	419,400	5,892,472	7.1						
長生地区	茂原市	3,191,400	26,971,595	11.8	3,638,400	25,961,882	14.0	2,507,200	24,989,364	10.0	1,931,300	25,233,562	7.7	2,009,800	24,342,658
	一宮町	279,200	3,987,401	7.0	530,900	4,072,470	13.0	604,600	5,082,933	11.9	409,400	4,051,633	10.1	256,700	3,778,210
	睦沢町	243,800	3,884,743	6.3	403,900	3,631,614	11.1	290,000	3,571,604	8.1	222,500	3,888,520	5.7	268,800	3,282,595
	長生村	374,300	4,705,853	8.0	635,000	5,236,666	12.1	454,000	4,956,113	9.2	372,600	4,665,307	8.0	244,600	4,257,430
	白子町	227,900	4,309,418	5.3	505,300	4,409,240	11.5	392,100	4,067,516	9.6	329,500	3,912,208	8.4	395,500	3,923,210
	長柄町	236,400	3,918,043	6.0	345,300	3,594,205	9.6	526,900	3,860,792	13.6	333,700	3,799,084	8.8	273,900	3,529,814
	長南町	431,500	4,764,617	9.1	728,500	4,680,867	15.6	381,400	5,294,943	7.2	276,300	4,232,059	6.5	611,000	4,695,705
夷隅地区	勝浦市	739,000	7,647,128	9.7	808,200	7,220,376	11.2	1,066,100	7,927,835	13.4	928,100	7,684,538	12.1	729,600	7,519,023
	いすみ市										1,306,700	15,464,247	8.4	891,400	14,763,447
	夷隅町	287,200	3,264,130	8.8	457,300	3,225,248	14.2	395,000	3,234,659	12.2					
	大原町	435,600	6,789,534	6.4	600,900	6,386,055	9.4	491,000	6,727,019	7.3					
安房地区	岬町	334,200	5,031,793	6.6	528,400	5,064,582	10.4	418,600	5,000,946	8.4					

起債依存度	2007年 H19		起債依存度	2008年 H20		起債依存度	2009年 H21		起債依存度	2010年 H22		起債依存度	2011年 H23		起債依存度
	地方債	歳入総額													
4.1	5,670,800	122,470,590	4.6	8,184,700	126,438,334	6.5	7,150,600	131,668,727	5.4	6,381,600	133,362,105	4.8	6,060,000	134,939,148	4.5
6.7	11,415,500	153,282,127	7.4	8,330,000	146,874,276	5.7	9,568,400	161,379,067	5.9	10,208,800	164,434,997	6.2	14,724,500	183,722,738	8.0
4.8	4,428,600	116,525,762	3.8	6,507,100	125,276,890	5.2	7,472,600	125,646,635	5.9	8,935,900	127,931,094	7.0	9,713,513	132,379,744	7.3
10.1	3,885,700	43,637,902	8.9	3,683,200	42,776,186	8.6	3,883,000	45,493,168	8.5	5,097,900	46,281,691	11.0	5,162,000	50,488,793	10.2
7.3	5,995,600	97,595,954	6.1	7,072,343	102,952,702	6.9	11,533,200	118,260,538	9.8	7,867,100	115,103,478	6.8	8,512,400	119,106,405	7.1
6.3	2,708,400	36,752,390	7.4	2,507,800	38,740,129	6.5	3,096,900	42,334,277	7.3	3,001,400	41,671,308	7.2	3,887,200	44,423,534	8.8
7.9	2,105,700	31,411,793	6.7	2,496,700	34,123,133	7.3	2,679,100	34,746,069	7.7	3,162,790	34,714,572	9.1	3,189,710	38,000,215	8.4
7.5	2,373,300	26,973,031	8.8	1,762,200	24,916,802	7.1	2,507,500	27,969,338	9.0	2,848,300	29,458,235	9.7	3,199,300	30,459,182	10.5
3.5	1,498,000	53,314,591	2.8	1,714,600	61,415,870	2.8	2,792,400	62,846,489	4.4	3,154,000	64,486,831	4.9	575,400	66,912,664	0.9
18.9	71,774,400	363,416,299	19.7	41,607,600	326,018,424	12.8	46,228,300	358,020,794	12.9	57,010,553	371,566,327	15.3	40,082,705	370,882,807	10.8
5.5	2,480,655	44,729,090	5.5	2,574,894	44,554,663	5.8	3,299,064	47,759,910	6.9	5,088,319	49,703,677	10.2	5,594,180	55,018,930	10.2
3.8	4,371,600	83,802,524	5.2	4,706,400	85,653,741	5.5	6,408,400	90,288,858	7.1	4,107,200	84,482,591	4.9	4,445,500	86,475,383	5.1
13.4	4,688,900	47,094,027	10.0	5,750,900	48,385,610	11.9	5,405,600	52,682,775	10.3	4,265,400	51,578,721	8.3	5,669,100	55,338,871	10.2
5.2	1,715,100	33,401,468	5.1	3,103,400	34,523,535	9.0	2,134,700	38,267,010	5.6	3,309,100	37,594,212	8.8	2,954,200	38,430,894	7.7
4.2	486,700	28,977,167	1.7	1,060,300	29,966,508	3.5	2,619,000	31,056,155	8.4	2,312,500	31,306,338	7.4	1,779,800	30,272,257	5.9
5.1	1,615,300	16,564,215	9.8	1,661,300	16,196,850	10.3	1,324,300	16,072,792	8.2	1,476,200	16,037,312	9.2	1,189,200	16,411,790	7.2
1.7	492,000	21,069,184	2.3	619,700	21,091,389	2.9	739,800	21,756,308	3.4	894,800	21,136,479	4.2	943,800	21,357,242	4.4
6.0	2,648,700	52,743,070	5.0	2,799,200	57,892,506	4.8	3,388,600	59,561,606	5.7	4,074,600	58,325,105	7.0	5,094,100	64,761,517	7.9
5.0	2,125,700	39,163,040	5.4	1,554,000	38,201,046	4.1	2,290,800	42,536,553	5.4	2,668,500	43,461,884	6.1	2,379,900	43,828,147	5.4
6.5	1,290,300	23,812,145	5.4	2,449,400	23,762,834	10.3	3,026,700	25,460,121	11.9	2,448,300	24,475,930	10.0	2,218,000	23,894,861	9.3
11.8	1,273,000	17,878,018	7.1	814,400	18,904,516	4.3	1,168,200	19,694,314	5.9	1,734,700	19,727,911	8.8	1,353,400	19,625,657	6.9
4.4	556,100	20,991,284	2.6	1,252,000	22,497,631	5.6	2,152,000	34,518,806	6.2	1,772,500	36,030,616	4.9	1,119,800	33,305,987	3.4
4.9	177,200	4,152,598	4.3	159,800	4,926,504	3.2									
4.8	145,180	3,606,439	4.0	61,100	3,370,827	1.8									
5.6	659,911	16,172,330	4.1	1,303,708	18,378,398	7.1	1,104,157	18,440,349	6.0	1,287,856	17,901,336	7.2	1,169,310	17,928,908	6.5
8.6	598,100	12,427,344	4.8	521,200	11,841,879	4.4	917,900	13,630,282	6.7	1,528,600	14,802,749	10.3	2,127,200	15,534,130	13.7
6.0	295,300	5,198,749	5.7	241,800	5,281,173	4.6	477,300	5,992,389	8.0	516,300	6,645,129	7.8	467,500	6,127,059	7.6
10.8	282,682	5,738,532	4.9	283,495	5,806,997	4.9	575,212	6,881,149	8.4	562,572	6,759,547	8.3	447,079	7,119,116	6.3
8.9	2,697,121	27,979,685	9.6	2,572,861	27,636,652	9.3	2,665,500	31,126,030	8.6	3,598,657	31,419,573	11.5	2,780,364	35,940,032	7.7
5.9	104,000	2,530,234	4.1	114,000	2,651,398	4.3	177,000	2,803,949	6.3	289,900	3,067,097	9.5	161,200	3,607,786	4.5
4.3	197,300	5,549,707	3.6	271,000	5,678,063	4.8	342,000	6,467,662	5.3	130,000	6,095,515	2.1	220,000	6,253,236	3.5
8.7	347,600	4,489,883	7.7	252,600	4,608,774	5.5	383,400	5,484,127	7.0	408,500	5,668,497	7.2	211,300	5,639,955	3.7
10.2	2,159,200	23,430,808	9.2	1,381,900	22,391,030	6.2	2,089,100	24,334,044	8.6	5,668,700	27,109,338	20.9	1,801,100	25,107,749	7.2
10.5	3,089,900	26,327,345	11.7	2,217,200	25,742,352	8.6	2,967,700	28,878,040	10.3	3,620,900	29,174,000	12.4	3,185,700	33,954,818	9.4
6.7	1,024,171	12,911,301	7.9	916,172	12,978,877	7.1	1,665,556	14,877,349	11.2	1,742,282	15,428,091	11.3	1,392,149	14,950,429	9.3
6.1	926,100	17,392,530	5.3	733,200	17,105,747	4.3	1,429,700	18,963,566	7.5	2,609,800	20,088,961	13.0	1,252,500	17,907,519	7.0
9.4	1,939,244	21,314,368	9.1	778,442	20,287,062	3.8	3,038,500	23,210,541	13.1	2,984,874	23,956,722	12.5	1,681,917	22,083,190	7.6
8.2	876,400	12,335,025	7.1	616,700	12,885,176	4.8	818,900	13,192,716	6.2	1,302,500	13,244,091	9.8	1,741,700	14,360,366	12.1
14.5	389,600	5,263,194	7.4	542,200	5,519,063	9.8	525,300	5,740,005	9.2	479,300	5,585,677	8.6	455,200	5,963,041	7.6
4.2	274,800	5,285,269	5.2	218,200	4,655,863	4.7	235,700	4,811,221	4.9	225,200	5,438,016	4.1	201,800	5,461,242	3.7
6.9	830,000	9,884,232	8.4	1,452,300	11,096,788	13.1	1,112,300	11,415,711	9.7	1,221,200	10,452,487	11.7	1,363,200	11,253,245	12.1
8.3	1,375,400	24,359,966	5.6	2,401,100	26,419,601	9.1	2,288,500	27,924,913	8.2	2,547,800	27,836,218	9.2	2,404,400	28,759,877	8.4
6.8	190,803	3,518,259	5.4	253,440	3,775,996	6.7	237,700	3,989,663	6.0	505,500	4,787,769	10.6	210,000	4,478,547	4.7
8.2	160,500	3,339,394	4.8	114,800	3,007,342	3.8	100,000	3,201,993	3.1	259,100	3,406,545	7.6	223,800	3,577,044	6.3
5.7	251,100	4,577,427	5.5	222,200	4,457,651	5.0	235,700	4,936,968	4.8	546,200	5,176,618	10.6	493,000	5,564,855	8.9
10.1	246,000	3,815,318	6.4	286,900	3,933,838	7.3	251,000	4,152,041	6.0	252,200	4,664,339	5.4	256,000	4,259,273	6.0
7.8	188,300	3,316,190	5.7	132,000	3,199,379	4.1	342,900	3,839,340	8.9	176,700	3,453,016	5.1	237,600	3,583,858	6.6
13.0	667,000	5,673,632	11.8	259,600	4,092,186	6.3	195,700	4,384,513	4.5	298,000	4,363,326	6.8	359,600	4,619,891	7.8
9.7	369,000	6,949,006	5.3	263,800	7,150,617	3.7	428,400	7,926,573	5.4	724,400	8,856,658	8.2	471,901	7,949,498	5.9
6.0	953,800	14,907,477	6.4	1,131,900	15,264,449	7.4	2,741,500	18,616,558	14.7	3,415,300	18,329,433	18.6	2,192,900	17,797,782	12.3
8.4	413,300	4,754,692	8.7	331,700	4,538,092	7.3	278,500	4,917,604	5.7	431,800	5,622,254	7.7	393,300	5,597,093	7.0
5.6	177,849	3,071,376	5.8	155,800	3,055,628	5.1	123,000	3,372,116	3.6	64,700	3,495,152	1.9	185,700	3,553,127	5.2
4.6	786,000	15,510,399	5.1	1,034,800	16,123,530	6.4	1,116,200	17,833,643	6.3	1,536,700	18,106,340	8.5	1,364,300	17,595,745	7.8
15.5	609,687	13,460,976	4.5	1,927,357	15,262,535	12.6	1,692,674	16,522,888	10.2	3,087,787	17,909,630	17.2	942,418	14,866,455	6.3
8.5	2,057,900	20,955,436	9.8	1,514,400	20,778,653	7.3	5,892,300	27,768,712	21.2	3,642,700	25,441,806	14.3	1,756,000	23,688,268	7.4
5.4	302,178	3,983,007	7.6	276,824	3,865,767	7.2	244,506	4,333,878	5.6	328,086	4,682,931	7.0	253,307	4,243,080	6.0

【表06】住民1人当たりの地方債発行額の推移

(単位：円)

		2002年 H14	2003年 H15	2004年 H16	2005年 H17	2006年 H18	2007年 H19	2008年 H20	2009年 H21	2010年 H22	2011年 H23
東葛地区	市川市	10,747	18,836	17,509	12,141	10,546	12,393	17,781	15,490	13,843	13,212
	船橋市	21,132	22,258	18,777	17,120	17,160	19,542	14,096	15,995	16,977	24,419
	松戸市	14,965	17,328	16,850	13,401	11,587	9,348	13,647	15,637	18,656	20,368
	野田市	13,848	35,517	46,323	25,334	29,080	25,182	23,758	24,991	32,829	33,223
	関宿町	36,579									
	柏市	28,153	39,426	34,137	23,537	18,650	15,540	18,124	29,258	19,813	21,482
	沼南町	44,081									
	流山市	44,000	36,750	18,930	18,192	14,447	17,353	15,829	19,205	18,268	23,531
	我孫子市	20,600	27,563	30,420	26,076	18,528	15,650	18,497	19,847	23,444	23,848
	鎌ヶ谷市	24,872	28,395	23,516	19,688	18,450	22,531	16,583	23,366	26,283	29,402
浦安市	20,943	11,951	23,462	19,999	12,204	9,570	10,771	17,416	19,528	3,611	
千葉地区	千葉市	63,721	74,760	69,857	63,916	72,945	78,198	44,935	49,579	60,856	42,771
	習志野市	33,595	30,279	25,476	20,459	14,908	15,711	16,243	20,635	31,606	34,736
	市原市	18,397	22,703	28,433	17,436	11,351	15,615	16,823	22,918	14,730	15,975
	八千代市	20,093	35,200	26,837	25,168	35,964	25,372	30,713	28,695	22,535	29,982
君津地区	木更津市	19,974	23,691	21,082	16,231	13,020	13,660	24,501	16,690	25,697	22,792
	君津市	24,522	31,384	24,301	27,832	13,601	5,396	11,785	29,165	25,874	20,007
	富津市	14,081	31,872	24,324	32,480	15,921	32,292	33,470	26,909	30,315	24,670
	袖ヶ浦市	24,857	31,404	19,580	13,911	5,775	8,147	10,241	12,170	14,688	15,489
印旛地区	成田市	42,199	39,119	39,648	33,361	26,094	21,405	22,317	26,873	32,278	40,174
	下総町	21,833	46,494	40,606							
	大栄町	32,466	52,790	34,589							
	佐倉市	12,307	27,476	22,846	13,776	11,113	12,138	8,850	13,022	15,147	13,517
	四街道市	18,491	32,164	26,136	22,684	19,464	14,923	28,153	34,541	27,774	24,893
	八街市	47,373	51,828	34,477	24,759	28,699	16,829	10,800	15,574	23,261	18,315
	印西市	11,565	23,758	18,940	16,607	14,832	8,943	19,606	24,467	19,817	12,378
	印旛村	54,275	94,127	43,000	18,297	17,151	13,842	12,196			
	本埜村	82,374	45,345	25,788	20,181	17,734	15,921	6,680			
	白井市	16,226	31,859	29,666	15,377	15,956	11,371	21,952	18,301	21,087	19,089
	富里市	31,158	29,308	33,629	24,478	22,321	11,953	10,439	18,427	30,959	43,582
	酒々井町	48,606	41,708	21,642	15,532	15,275	13,727	11,274	22,378	24,334	22,086
栄町	35,775	34,275	25,864	15,323	27,542	11,823	12,057	24,847	24,653	19,885	
香取地区	香取市				27,224	27,884	31,125	29,973	31,333	42,680	33,420
	佐原市	16,142	36,310	19,506							
	小見川町	22,893	32,938	44,258							
	山田町	17,422	42,015	41,958							
	栗源町	39,146	49,099	43,637							
	神崎町	30,822	57,273	32,419	27,037	21,268	15,541	17,127	26,830	44,145	24,716
	多古町	17,170	40,074	21,390	23,345	14,119	11,785	16,428	21,014	8,114	13,945
	東庄町	33,768	61,050	47,757	33,163	25,054	21,612	16,013	24,593	26,512	13,925
海面地区	銚子市	31,496	44,953	84,044	94,277	30,677	29,665	19,335	29,674	81,801	26,438
	旭市	25,606	36,482	44,324	37,064	38,623	44,436	32,028	43,038	52,770	46,732
	干潟町	57,050	69,197	74,646							
	海上町	30,117	86,476	55,286							
	飯岡町	17,704	36,530	29,460							
	匝瑳市				42,087	21,654	24,887	22,490	41,283	43,515	35,164
	八百市場市	33,815	39,269	29,518							
野栄町	33,317	50,196	55,640								
山武地区	東金市	18,372	31,809	30,522	17,195	17,013	15,405	12,223	23,991	43,933	21,139
	山武市				29,109	32,347	32,852	13,358	52,633	52,162	29,782
	山武町	17,507	68,884	49,680							
	成東町	17,406	27,193	21,698							
	蓮沼村	25,348	52,542	56,391							
	松尾町	19,254	59,561	74,297							
	大網白里町	12,118	22,287	29,424	27,691	21,413	17,455	12,230	16,146	25,667	34,335
	九十九里町	17,920	33,433	30,095	34,684	44,204	20,440	28,867	28,251	26,203	25,286
	芝山町	19,538	45,085	30,020	38,968	27,703	33,398	26,905	29,437	28,391	25,845
	横芝光町				50,144	23,975	31,656	55,780	42,986	47,595	53,560
	光町	75,927	43,200	42,082							
横芝町	27,730	36,290	28,640								
長生地区	茂原市	33,572	38,313	26,461	20,474	21,322	14,596	25,543	24,462	27,355	26,098
	一宮町	23,072	43,981	50,000	33,615	21,070	15,535	20,470	19,028	40,279	16,855
	睦沢町	29,808	49,504	35,802	27,893	34,444	20,632	14,901	13,142	34,446	30,109
	長生村	25,328	42,652	30,577	24,906	16,311	16,718	14,839	15,787	36,717	33,087
	白子町	16,785	37,430	29,213	24,763	30,049	19,001	22,313	19,787	20,072	20,679
	長柄町	27,412	40,249	61,952	39,393	32,802	22,733	16,163	42,665	22,254	30,415
	長南町	40,904	69,988	37,029	27,222	60,820	67,895	26,799	20,555	31,739	39,125
	勝浦市	32,061	35,466	47,296	41,699	33,306	17,129	12,499	20,515	35,252	23,320
夷隅地区	いすみ市				30,079	20,634	22,292	26,640	65,011	81,596	53,085
	夷隅町	35,981	57,551	50,286							
	大原町	20,893	29,008	23,917							
	岬町	22,000	34,772	27,449							
安房地区	大多喜町	40,253	60,875	47,853	44,177	37,255	37,522	30,428	25,926	40,751	37,680
	御宿町	72,191	47,603	68,210	84,276	20,863	22,151	19,388	15,297	8,054	23,181
	館山市	32,001	29,300	23,677	17,257	13,440	15,576	20,583	22,245	30,752	27,463
	鴨川市	47,008	42,563	42,141	35,024	64,064	16,691	52,980	46,931	86,102	26,570
	天津小湊町	26,314	72,926								
	南房総市				78,690	37,542	46,127	34,447	135,692	84,826	41,492
	富浦町	46,424	79,026	98,431							
	富山町	57,250	80,523	127,915							
	三芳村	71,278	88,225	47,499							
	白浜町	41,290	59,270	48,652							
	千倉町	62,964	51,327	45,587							
	丸山町	92,043	92,118	185,911							
和田町	42,702	64,601	60,387								
鋸南町	39,794	45,540	39,797	36,085	19,096	31,369	29,287	26,393	36,053	28,211	



社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団

銚子市社会福祉事業団職員労働組合
副執行委員長 伊勢 和枝

社会福祉法人銚子市社会福祉事業団は、自主運営の特別養護老人ホームと指定管理の養護老人ホーム・保育所の3施設の運営を行っています。昭和47年に前身の銚子市養老院から、公設では千葉県下初の特別養護老人ホームとして銚子市外川町に開設されました。海を望める高台で、東洋のドーバーと称される「屏風ヶ浦」を一望でき、冬の寒い日は屏風ヶ浦の東の海に夕景にうかぶ富士山のシルエットを見ることができる、とてもすばらしい環境にありました。

法人の設立と施設運営の経緯

昭和56年12月、公共施設の運営にあたるため法人を設立、翌57年4月より特別養護老人ホーム外川園、養護老人ホーム長崎園、憩いの家君ヶ浜荘、海鹿島保育所の委託運営を開始しました。59年4月1日 銚子市ねたきり老人短期保護事業受託、平成5年3月31日で憩いの家君ヶ浜荘を廃止し、地域型の福祉センターとして4月1日より銚子市老人憩いの家・地域福祉センターこも浦荘が外川園の隣に開設され受託経営を開始し、平成8年4月1日から銚子市の西部地域に銚子市芦崎高齢者いこいセンターが開設され受託経営をおこないました。平成12年4月1日、介護保険の実施に伴い介護保険関連事業を開始しましたが、平成15年9月30日には銚子市の意向により、訪問入浴事業は廃止となりました。

指定管理者制度の導入による経費節減

この頃の職員は殆どが正規職員であり、給与基準も銚子市に準じたものであり、永く勤務されている方が多くいらっしゃいまして、経費にかかる人件費率もかなり高かったようです。しかし、銚子市でも平成18年より指定管理者制度の導入が決定され、指定管理者として選ばれるためには経費の見直し、特に人件費が問題となり、給与表の改定・特殊業務手当等の廃止といった提案がされ、当時の組合も、なんとかして職場を確保しなくてはならない、指定管理を受けなくてはならないと経営者側との話し合いを行い、一定年齢での昇給停止と新給与表による給与改定を行い、初任給の水準を少しですが上げるということを行いました。

平成18年3月31日こも浦荘と芦崎いこいセンターの受託を廃止し、4月1日より「外川園」と「長崎園」「海鹿島保育所」の3施設での2年間の指定管理を受託しました。このとき、銚子市の任期付職員として採用された方が理事長として就任し、



長崎園

そこからは次の指定管理に向けての経費の節減として人件費率を大幅に削減するとうちだし、昇給は無し、各手当の廃止、正規職員の採用はせず臨時職員での対応とする、給食業務の委託、を行うというものでした。再三にわたる組合での交渉を行っていたところ、経営者側から職員を集め説明会を行う中で、提案事項を実施できなければ事業団は指定管理をとれず潰れてしまうと豪語し、職員の中では働く場がなくなるとは困るといふ不安感を抱く方が増え、事業団からの提案を了承してほしいという声が多く上がってきました。やむを得ず、状況をみながら交渉は行っていくことを条件に提示事項は了承となりました。

職員は不安や不信を抱え転職していく者が増加、年間の退職者数は知りうる中ではこのときの数は最高となりました。正規職員は減り、臨時職員の雇用は増えるものの人員不足は解消されず、介護員の負担は大きくなり、更には利用者の方も、「また職員辞めたの？」と言われ、利用者の皆さんにも不安感を与えていたのだと感じました。介護員一人にかかる業務負担は増え余裕などなくなり、けれど利用者の方々の安全は守らなければならないと皆さんは必死であったと思います。

これがほんとのサービスであろうか、指定管理になってサービスは向上しているのか、と誰もが疑問を抱いていました。そして平成20年の銚子市の公募による指定管理者の選定が行われ、民間法

人でも応募があったようですが、事業団が外川園と長崎園と海鹿島保育所の3年間の指定管理者となりました。このとき事業団の理事長も変わり、停止していた定期昇給と正規職員の採用を組合の要望として申入れ了承され、3年ぶりの『昇給に関する通知』を受け取ることができました。

施設新設と職員の採用、 よりよいサービスを

平成22年度と23年度で千葉県の高齢者対策として、施設入所の待機者数を減らすため、特別養護老人ホームの新設もしくは増設に係る補助金の増額を行うことが決まりました。外川園も旧施設措置のまま6人部屋となっていて狭く、またスプリンクラーの設置がされていない、耐震構造でないなど、何よりも老朽化が著しく建替えは必要に迫られていたのです。公設の施設では補助金はないので、23年4月に銚子市から経営移譲をうけ「外川園」は自主運営となり、長崎園と海鹿島保育所は5年の指定管理を受託しました。

23年9月から銚子市野尻町に新施設の建設が始まり、多床室4人部屋26室、個室型ユニット40室、計140床で、平成24年10月より特別養護老人ホーム松籟の丘が開設されました。増床となったぶんの職員の確保とユニット型での職員の数が必要ですが、なかなか募集しても応募がない状況でした。

今年度新たに6人の職員が採用され、若い人材が増えましたので、今後も新採用者が長く働いてもらえるような環境造りと、人材育成によってより良いサービス提供が出来ることを目指し組合の活動を行っていきます。そして地域の高齢者が益々増加していくなかで入所待機者の減少と高齢者が暮らしやすい街、働きながら子育てしやすい街にこの銚子になっていけるよう、「銚子ってほんとに良いところ」と誰にも言ってもらえるようにしていきたいのです。



草餅つき 職員とボランティアさん



- 人口：68,725人
(2013年4月1日現在)
- 世帯：24,854世帯
- 総面積：129.91km²
- 市の花：ツバキ
- 市の木：クロマツ

豊かな自然が作り上げる 健康都市・旭

海とみどりに囲まれて

旭市は、千葉県の北東部に位置し、千葉市から50km圏、また都心から80km圏にあります。南部は美しい弓状の九十九里浜に面し、北部には干潟八万石といわれる房総半島屈指の穀倉地帯となだらかな丘陵地帯である北総台地が広がっています。

市の中央部を東西に、JR総武本線と国道126号が通り、周辺は市街地として発展しています。そして、平均気温は15℃と温暖な気候です。

産業では、施設園芸、畜産、稲作、露地野菜など盛んな農業をはじめ、水産業、商業、工業など、バランス良く成長しています。

「旭」の名前は、室町幕府滅亡後、当地を治めていた戦国武将・木曾義昌（朝日将軍・木曾義仲の19代子孫で、善政をしき、領民に慕われました。）を偲び、京都の歌人・野々口隆正が詠んだ「信濃より いつる旭をしたひ来て 東のくにに 跡とどめけむ」という和歌が由来となっています。

東日本大震災からの復興

平成23年3月11日、東日本大震災により、旭市は甚大な被害を受けました。

最大高7.6mの津波で、海岸地域は壊滅的な被害を生じ、10数名の尊い命が失われました。また、内陸部では地盤の液状化で建築物が傾き、多くの人が住む家を失いました。

このような状況の中、市内外各方面からの多大なる支援をいただき、いち早く復旧に着手することができました。

あの日から2年が経過した今も、市内のいたる所で震災の傷跡は残っています。しかしながら、ゆっくりではありますが、旭市は一步ずつ復興への道を進んでおります。

もっと、もっと、旭！

～道の駅プロジェクト&

イメージアップキャラクター「あさピー」～

旭市にとって最大のセールスポイントは、県内第1位を誇る農業生産高と、県内第2位の漁獲高に代表される農水産業です。

また、九十九里浜の最北に位置する海岸エリアは、夏季に開設する2箇所の海水浴場だけでなく、サーフィンや釣りなど、年間を通じて多くの観光客が訪れます。



このように自然の恵みに溢れる旭市をアピールするため、数多くのイベントが開催されています。

旭市を代表するイベントで、今年で60回目を迎える「七夕市民まつり」、花火大会や宝探しなど海水浴シーズンの目玉イベント「いいおかYOU・遊フェスティバル」「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦」、テレビ番組をきっかけに誕生し、全国から集結したサンドアーティストにより創りあげられた砂のオブジェが競演する「あさひ砂の彫刻美術展」、そして旭市の農水産物の販売や無料配布で市内外から多くのお客様が集まる「いきいき旭・産業まつり」「ふるさとまつり・ひかた」「海上産業まつり」。これらのイベントに加え、旭市の自然の恵みを常に提供できる環境を構築するため、現在、旭中央病院東側にて「道の駅」の建設を計画しております。



さらに、旭市のイメージアップキャラクターとして、昨年12月に一般公募により選ばれた「あさびー」が、今年4月にデビューを果たしました。

これからも旭市は、震災からの復興に邁進し、「豊かな自然が作り上げる健康都市」として、市内外にアピールしていきます。

「医療なくして子育てできず」

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター 理事
千葉県議会議員 網中 肇



既に広く知られていることであるが、千葉県は医師や看護師をはじめとする医療資源が全国でもワースト2位・3位に入るなどその環境は大変厳しい状況となっているとともに、子育ての分野においても待機児童数が高止まりするなど大変多くの課題を有している。

急速に進行する少子高齢化、とりわけ千葉県は全国でも2番目のスピードで高齢化が進むことから今後の当該分野における積極的な取組みが不可欠となっていると同時に、安心して子育てをするためにも医療をはじめとした公共サービスの充実が欠かせない。これらの分野において今後、千葉県はどうあるべきか。

このような問題意識を共有する各界のメンバーが結城康博淑徳大学教授のもとに集い、研究会を立ち上げたのが本書執筆の契機である。

それから2年、その結果が「医療なくして子育てできず」という形で結実したのが本書である。

本書の特徴は、医師、看護師、研究者、患者、地方議員といった立場の異なるメンバーによって執筆され、医療・子育ての現場の視点と地方自治政策との論を展開していることである。

また、本書刊行にあたっては、千葉県地方自治研究センター、地方自治総合研究所及び連合千葉議員団会議(日本労働組合総連合会千葉県連合会)による多大な研究助成があったことをここに感謝する次第である。

本書は大きく四部構成から成り立っている。各部について概説すると以下のとおりとなる。

第1部(第1～4章)では、小児科医における医療現場の問題点、病児・病後児保育などといった子育て支援の課題をテーマに各章で論じられている。子育てにおいていかに地域医療資源が不可欠であるかが論証されている。

第2部(第5～8章)では、千葉県や大分県における医療圏の問題を検証し、各圏内における医療資源の需給ギャップなどについて論じられている。また、千葉県銚子市における公立病院(銚子市立総合病院)の休止問題は全国の関心を集め、地域医療崩壊の象徴として論じられたが、その後の同病院の動向について検証している。

第3部(第9～14章)では、医師不足・看護師不足などのマンパワーの問題点について触れ、小児科医をはじめ看護師不足がいかに生じているかを究明している。そして、マンパワーの供給不足問題は、その偏在にも要因が見られ、公正な人的



資源配分の視点が重要であることを明らかにしている。なお、医師・看護師における働き方の問題にも焦点をあて、ワークライフバランスの視点からも論じている。

第4部（第15～19章）では、地方財政の問題と地域医療における「地域」概念について触れている。地域医療の再構築には財政的裏付けが不可欠であり、ここでは政策的な視点を中心に地域医療と少子化対策の政策事案について究明している。

また、各章について概説すると、以下のとおりとなる。

(第一部)

第1章では、「地域医療と少子化対策」を小児医療の現場の視点から実情を交えて考察している。

第2章では、「地域医療としての病児・病後児保育」について、その歴史・意義・今後の課題について、実例を交え論じている。

第3章では、子どもの育ちと小児医療、保育制度と小児医療について、実例を取り上げ検証している。

第4章では、千葉県の周産期医療について諸統計を用いつつ、その現状や今後の課題について論証している。

(第二部)

第5章では、千葉県銚子市における地域医療問題、とりわけ市立総合病院休止問題について詳しく考察している。

第6章では、千葉県の山武・長生・夷隅地域（医療圏）の地域医療の現状と課題について論じている。

第7章では、大分県における地域医療の現状と課題について論じられている。

第8章では、消防の救急隊による救急搬送における問題点や今後の課題について究明している。

(第三部)

第9章では、医師不足、とりわけ小児科を中心とした医師不足の現状と今後の課題について検証している。

第10章では、看護師不足について、全国的な状況及び沖縄県の状況を例を挙げながら、論じている。

第11章では、医師・看護師の現状の勤務実態に触れつつ、ワークライフバランスの実現について論じている。

第12章では、少子化対策と親の役割について論じている。

第13章では、障がい児医療について、その現状、今後の課題及び学校での医療的ケアについて当事者の視点から検証している。

第14章では、患者の視点から、医療格差、教育の大切さ、患者会の重要性について論じている。

(第四部)

第15章では、地域における医療・福祉の新しいシステムとしての「地域包括ケアシステム」について論じている。

第16章では、ヘルスデータを用いて、疾病構造の全国的な傾向及び千葉県の傾向について検証している。

第17章では、「地域」と「福祉」について、その問題点、今後の課題について論じている。

第18章では、地方財政の視点から、地域医療を含む負担と給付のあり方について検討している。

第19章では、少子化対策を視野に入れた地域医療政策について論じている。

このように、本書は、結城教授の監修の下、様々な視点から千葉県における子育て及び地域医療の課題について取り組んだ意欲作となっている、

（なお、本書は頒価1,800円（送料込）で当研究センターがあっせんしています。）

市議会議員一年生の奮闘記

～約一年間の議会活動の報告と感じたことについて～



四街道市議（自治研センター会員）

鈴木 陽介

寄稿にあたり、まず、4月にご逝去された私の恩師、井下田猛先生(千葉県地方自治研究センター理事長)のご冥福をお祈り申し上げます。この「市議会報告」寄稿者として私を推薦して下さったのも井下田先生でした。代議士秘書の時代から地方自治のいろはをご指導いただき、市議会議員になってからも、特に四街道市の財政や教育施策について私の相談に親身に温かく乗って下さいました。会の挨拶などで、いつも私のことを「名前の通り、四街道の太陽の子！」と満面の笑みでご紹介して下さったあのお姿をもう見る事ができないと思うと寂しさが募ります。市民のために懸命に働き、学び続けて、先生のご期待に応え、市政の発展に尽力することをここに改めて誓わせていただきます。

市議会議員初当選！

そして、分厚い予算書との戦い！

私は、平成24年2月28日に四街道市議会議員に初当選させていただきました。井下田先生をはじめ、多くの方からのご支援とご期待を賜り、2,941票で定員22名中トップ、歴代最年少、最多得票での当選という「まさかの」結果でした。実績も何もない当時28歳の若者への過分なご期待に対するプレッシャーもありましたが、自分を育ててくれたふるさとである四街道で、市民の暮らしの向上のために尽力できる使命感は何物にも代えがたい、自分の存在意義となりました。

選挙終了後すぐに3月議会が始まりました。皆様もご存知の通り、この時期の議会では、来年度の予算審査も行われます。初登庁の日に分厚い予算書を手渡されました。同時に渡された議会日程によると、すぐに予算審査特別委員会が開催されるとのこと。とても焦りました。なぜなら、市民生活に関わる教育、福祉、土木、農林、商工、消防、地域防災等々、市が取り扱う分野は裾野が広く、一般会計だけでも360事業あり、特別会計を合わせると480弱もの事業があったからです。

予算審査に臨むに当たり、一つ一つ、「どのような事業か?」「財源は何か?」「前年度と比較し

てどうか?」「将来展望は?」など、事前に調べ、自分なりに理解することが新人議員としての当然の態度であると思いました。そこで、先輩議員や担当職員の方に相談したり、大学受験浪人時代のように時間ある限り机に向かって予算書とにらめっこをしました。

熊谷俊人千葉市長が、その著書のなかでおっしゃっておりますが、議員は市政課題や市政の情報について調査しようと思えば大体の事を知ることができます。予算について考えるなか、大好きな四街道のことを深く知ることができ、缶詰め作業の辛さを忘れて、純粋に楽しんでいたことを覚えています。同時に、市民の皆様を知って欲しいという想いが湧きました。それが現在の市議会報告会や朝の駅頭活動、ブログ、facebookやtwitterなどでの情報発信活動に通じています。

地方議会のダイナミズムを実感！

～党派を超えて子育て支援拡充に議会が動く～

予算審査の過程で、「子ども医療費対策事業」214,109千円について各会派の議論が活発化しました。23年度まで小学校3年生までの通院費、中学校3年生までの入院費に対する医療費助成が所得制限付でなされていましたが、24年度当初予算案では、所得制限の撤廃という執行部のご提案がありました。しかし、「子育て日本一」を掲げる本市としては、一刻も早く「子育てしやすい街」と実感してもらい、子育て世代の定住促進を図り、市の持続可能な発展を目指すため、より一層の支援促進をすべきとの議論が生まれました。委員会内外で、党派関係なくなされる活発な議論を目の当たりにし、固定観念が剥がれ落ちました。街づくりは党派を超えて行われる地方議会のダイナミズムを実感できました。

執行部とも連携を取り、試算や実施時期、財源についての検討をし、結果、新年度4月から4か月後の8月から通院医療費助成を中学3年生まで拡大する増額修正予算(37,000千円増)が可決されました。25年度予算では自己負担金200円も撤廃され、子育て医療費の完全無料化実現へとつな

がっています。私自身は結婚や子育てには程遠い状況ですが、新居をどこにするか迷っている同年代の子育て世代の方へのアピールポイントです。

初の議員発議！

～国に対する意見書は「市民の声の増幅装置」～

国は現在、行政国家現象と呼ばれるとおり、国策の形成は実際のところ行政権を中心になされていますが、地方自治体も同じような状況です。予算案や条例の制定改廃は多くが行政側から議案として提出されますが、議員から議案を提出できる制度が「議員発議」です。前項の予算修正案や条例案などを出せますが、「国に対する意見書」もその一手段です。

私はこの一年で、市民のお声に端を発して、国に対する意見書2本を議会に提出し、全会一致で採択されました。24年9月議会での「羽田空港着陸機の騒音軽減策を求める意見書」、25年3月議会での「無料定額宿泊所の適正な運営に関する法的整備を求める意見書」です。

地域を回る中、市当局や市議会では直接どうすることもできないご意見を伺うことも多いです。例えば、飛行高度の引上げ等、航空機の騒音軽減策については国土交通省所管の国策であり、無料定額宿泊所の法的整備については社会福祉法第2条を見直すことを求めるものです。それを市民一人が訴えても非常に小さな声となってしまいますが、市議会として声をあげ、その声が全国の地方議会にじわじわ広がっていくことで国に対する大きな声となります。意見書には「市民の声の増幅装置」の役割があるわけです。

「全会一致」にこだわり、説明行脚！

～ご理解をいただくことへの変さとやりがい～

私は、提出者として、一人の反対者も出さない「全会一致」にこだわりました。市議会が間接民主主義である以上、全員が賛成することで、オール四街道としての大きな声であると示すことができるからです。

しかし、これが実に難しいのです。議会は様々な力関係が渦巻いています。与党も野党もあるし、各党派、各地域代表としての思惑もあります。そもそも全員が同じ方向を向きづらいのです。とにかく、市全体で向き合うべき課題であることを真摯に説明して回るしかないと考えました。正副議長、発議案の取り扱いを決める議会運営委員会委員長、各党派代表に対して、アポを取り、自ら作成した意見書案を携えて説明に回りました。総理や各担当大臣に提出する意見書です。間違えがあってはいけないため、法律や国・県の議会の審議状況等調査する必要があります。国会議員や県議会議員、国、県の職員の方との連携も非常に大切であると実感しました。

そのようにして法的な根拠、現状の議論を踏まえての提案理由と意見書案に新人議員の熱意という隠し味を加えて各議員への説明行脚を重ねた結果、原案通りで全会一致の採択を2度実現することができました。また、他市の若手議員との勉強会でこのような意見書の紹介をし、ひな形をお配りするなどして他市議会に広げる活動もしています。

調査や説明行脚に時間がかかり大変でしたが、対話を通じてご理解を求めることへのやりがいは非常に大きかったです。

終わりに

一年間の議会活動を通じての私の活動の一端や感じたことを報告させていただきました。市民の方からいただくご意見のなかには自分が気づきもしなかった課題がたくさんあります。当選時に掲げた「市民に身近な議員」として、市民の声をいただくアンテナを常に360°に広げて問題意識を高め、フットワーク軽く四街道市の課題に向き合いたいと思います。

そのアンテナの感度をあげるためにも「自治研ちば」を通じて地方自治について学ばせていただき、自己研鑽を重ねてまいります。千葉県地方自治研究センターの皆様、各級先輩議員の皆様をはじめ全ての方の温かいご指導を今後ともよろしくお願い申し上げます。

新聞の切り抜き記事から

研究員 鶴岡 美宏



当センターの地方自治に関する新聞切り抜きファイルから、主な記事を抜粋して紹介します。

□第14分冊 (2012年12月4日～2013年2月23日)

「県議会一般質問 答弁要旨」(12/6千葉日報)

～ちばエコ農業は5272戸4161畝で実施～

伊藤昌弘議員(自民)は、化学肥料を使わないなど自然環境への負担を軽減する「ちばエコ農業」の推進状況を質問した。

～教員の技術向上へ 学内に研修チーム～

武田正光議員(自民)は、教員の指導力向上への取り組みについて取り上げた。

～ラムサール登録 なお意見不一致～

矢崎堅太郎議員(民主)は三番瀬について質問。ラムサール条約登録に向けたネックなどを聞いた。

～LCCの緩和要望 騒音下の理解必要～

林幹人議員(自民)は、成田空港のLCC就航の現状と課題について質問した。

「公務員政治活動 過剰な摘発への警鐘だ」

(12/8毎日社説)

国家公務員が休日に共産党の機関紙を配った行為に刑事罰を科すのは適切なのか…。

「安倍政権、地域再生なるか」(12/18日経)

衆院選が終わり、安倍新政権が26日にも発足する。「日本を取り戻す」と選挙戦で訴えた安倍晋三総裁のもとで、地域再生や地方分権は進むのだろうか。

「2012県政 この1年」上・中・下

(12/29～31千葉日報)

上：アクアラインマラソン どうなる？次回開催

中：人口減少 郡部は深刻な予測も

下：汚染焼却灰問題 最終処分も道のり険しく

「大網白里市が誕生」(1/3千葉日報)

1日から市制移行した大網白里市の白里中央海岸で、12月31日深夜から白里海岸元旦祭が開かれた。

「大型選挙次から次へ 今年の県内」(1/11朝日)

千葉県内では今年、大型選挙が続く。知事選、参院選のほか、指定市の千葉市、中核市の船橋市、柏市など8市3町で首長選が予定されている。

「政務活動費 用途拡大条例整備へ」(1/23毎日)

自治体が地方議員に支給する政務調査費を改称し、用途を拡大する「政務活動費」の詳細を定める条例の整備が千葉県内で進んでいる。県議会では1月24日開会の定例県議会、千葉市議会でも2月20日開会の定例市議会に条例案が提案される予定。

「千葉市長選 5月26日に投開票」(1/23朝日)

千葉市長選の日程が5月12日告示、同26日投開票と決まった。

「県議会 13年度骨格予算など74議案を提出」

(1/25千葉日報)

2月定例県議会は24日開会し、県は総額1兆4,767億5,800万円の2013年度一般会計当初予算案など74議案を提出した。

「ビッグデータ 活用を検討 千葉など4市が協議会」(1/26日経)

千葉市、佐賀県武雄市、奈良市、福岡市の4市は自治体が持つ膨大なデータ「ビッグデータ」の有効な活用方法の検討を始め、データの活用を検討する協議会を4月に設立する。

「県議会代表質問 答弁要旨」 (1/31千葉日報)

～危機管理センター 広さ従来の2倍に～

阿部紘一議員(自民)は、県庁内に整備が進む「危機管理防災センター(仮称)」を取り上げ質問した。
～JR京葉線ダイヤ改正「運行状況注視する～」～

石井宏子議員(民主)は、今年3月のJR京葉線のダイヤ改正について、再検討の必要があるとして県の対応を尋ねた。

「県議会代表質問 答弁要旨」 (2/2千葉日報)

～県内公立小中学校 外国人3,164人～

山本友子議員(市社無)は、県内の公立小中学校に在籍する外国人の児童生徒数及び地方公務員法に基づき1年を越えない範囲で雇用している「臨時的任用講師」について尋ねた。

「県議会一般質問 答弁要旨」 (2/2千葉日報)

～運転免許取り消し 認知症で昨年28人～

横堀喜一郎議員(民主)は、認知症の疑いのあるドライバーへの対応について質問した。

「分権後退の懸念 逆コースをたどるな」

(2/4毎日社説)

安倍内閣の発足以来、分権改革の行方が懸念される状況だ。国の地方出先機関の地方への移譲は宙に浮き、民主党政権下で創設された用途の緩やかな一括交付金制度も廃止される。

「県議会一般質問 答弁要旨」 (2/5千葉日報)

～自家発電設置率 救急病院は97%～

木下敬二議員(自民)は、東日本大震災で課題となった医療機関の自家発電装置の設置状況を尋ねた。

～24時間訪問介護 実施は4市5社～

湯浅和子議員(民主)は、24時間体制で訪問介

護を行なう「定期巡回・随時対応訪問介護・看護サービス」を取り上げた。

「県議会一般質問 答弁要旨」 (2/7千葉日報)

～千葉NT宅地処分 企業誘致も検討へ～

滝田敏幸議員(自民)は千葉ニュータウンの宅地処分状況について質問。

～アウトレット施設 渋滞対策で万全を～

岩井泰憲議員(民主)は、酒々井プレミアムアウトレット開業に伴う周辺道路渋滞の対策を聞いた。

「市川市新年度予算案 新庁舎整備に約13億円」

(2/9千葉日報)

市川市(人口46万8,442人、1月31日現在)は8日、2013年度の当初予算を発表した。一般会計は前年度当初比で5.0%、67億円減の1,271億円で4年ぶりの減少となった。

「県有地4.8%無償貸与 県職員専用の運動場に」

(2/13朝日)

千葉県が職員の福利厚生向けに県有地約4.8%を無償で貸与していたことがわかった。12日の県議会予算委員会で網中肇県議(民主)の質問に対し、県が明らかにした。

「千葉市2013年度当初予算案 一般会計3,595億円」

(2/16千葉日報)

千葉市(人口96万3,503人、1日現在)は15日、2013年度の当初予算案を発表した。一般会計は前年度当初比で1.7%減の3,595億円で、過去最大だった前年度に次ぐ、過去2番目の予算規模。

「非正規公務員の処遇、課題 賃上げ 通勤手当 継続雇用」 (2/22朝日)

地方自治体職員の春闘では、3分の1を占めるとされる「非正規公務員」の待遇改善も課題だ。正規より安い賃金や不安定な雇用を見直そうと要求を重ね、成果を得た労働組合もある。

<次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	発 行 元	種 類	日 付
自治研ふくい54 越前市の「ボルガライス」旋風を起こした仕掛け人たち		福井県地方自治研究センター	情報誌	2013.1. 7
北海道自治研究527 地方制度はなぜかわるのか		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.1. 7
月刊自治研 1月号 変化の兆しをどううけとめるか		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.1.15
とちぎ地方自治と住民VOL478 カナダの連邦制と地方自治Ⅰ		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.1.21
大都市問題・中核市制度検討資料		八王子自治研究センター	資料集	2013.1.21
全国首長名簿 2012年版		地方自治総合研究所	資料集	2013.1.21
信州自治研 1月号 「新しい公共の2年間」NPOの現場から		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.1.21
自治研とやま 1月 「自治研活動の連携を提案する」		富山県地方自治研究センター	情報誌	2013.1.21
日本地方自治の群像 第三巻	佐藤俊一	成文堂	単行本	2013.1.29
新潟自治54 老朽化する公共施設・インフラにどう対応するか		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2013.1.29
北海道自治研究528 北海道の基礎自治体を考える		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.1.30
自治総研1月号「地方公務員の労働関係に関する法律案」の内容と課題		地方自治総合研究所	情報誌	2013.1.31
ぐんま自治研ニュース114号		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2013.1.31
自治研いわて 岩手の原発立地反対闘争を振り返って		岩手県地方自治研究センター	情報誌	2013.2. 4
みやぎき研究所だより 総選挙後の日本経済・宮崎県経済を展望する		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2013.2. 4
とうきょうの自治no87 医療と福祉の連携		東京自治研究センター	情報誌	2013.2. 5
月刊自治研 2月号 安倍政権と財政改革の展望		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.2. 6
信州自治研2月号 昨今の木質バイオマスの動向と我々の取り組み		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.2.18
自治研ぎふ105号 国保広域化に向けての課題-岐阜県を事例に-		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2013.2.18
市政研究 13冬号 基礎自治体職員とは何か		大阪市政調査会	情報誌	2013.2.18
連合白書 2013年春季生活闘争の方針と課題		日本労働組合総連合	報告書	2013.2.18
とちぎ地方自治と住民VOL479 これからの地方財政を占う		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.2.25
自治研かごしま 2月 地域で広がる新エネルギーづくり		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2013.2.27
かながわ自治研月報 2 被災地の復興の現状と課題		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2013.3. 4
北海道自治研究529 2012年総選挙		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.3. 5
自治権いばらき110 指定管理者制度で何が失われるのか		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2013.3.11
月刊自治研 3月号 厳しさを増す若者の雇用		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.3.11
自治総研2月号「地方公務員の労働関係に関する法律案」の内容と課題(下)		地方自治総合研究所	情報誌	2013.3.11
自治研山口no79 全国における多様な廃校活用の取り組みと方向性		山口県地方自治研究センター	情報誌	2013.3.11
地方自治ふくおか1月 福岡市における屋台と行政-これまでとこれから		福岡県地方自治研究所	情報誌	2013.3.18
信州自治研 3月号 千曲川地域ブランドフェアの取り組み		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.3.18
とちぎ地方自治と住民VOL480 2013年度地方財政計画と財源保障の展望		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.3.26
医療なくして子育てできず 地域医療と少子化対策	結城康博	書籍工房早山	単行本	2013.3.27
北海道自治研究530 官製ワーキングプア問題と公務労働組合		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.4. 1
埼玉自治研39 住み慣れた地域で、最後まで自分らしく		埼玉県地方自治研究センター	情報誌	2013.4. 1
自治総研 3月号 2013年度地方財政対策とその課題		地方自治総合研究所	情報誌	2013.4. 1
徳島自治99号 地域再生可能エネルギー事業と自治体の政策課題		徳島地方自治研究所	情報誌	2013.4. 1
いま、なぜ大阪市の消滅なのか「大都市地域特別区法」の成立と今後の課題		公人の友社	ブックレット	2013.4. 3
自治研なら 五條にこんな市民運動があった		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2013.4. 8
かながわ自治研月報特別号 2012年政権再交代の総選挙結果を分析する	上林得郎	神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2013.4. 8
ながさき自治研NO56 東日本大震災における被災障害者支援と人権		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2013.4. 8
月刊自治研 4月号 総括 “地域主権改革”		自治研中央推進委員会	情報誌	2013.4.15
地方自治京都フォーラム118 未来も見据えた、住みよいまちづくりを		京都地方自治総合研究所	情報誌	2013.4.15
信州自治研 4月号 飯山市の空き家対策と課題		長野県地方自治研究センター	情報誌	2013.4.15
とちぎ地方自治と住民VOL481 カナダの連邦制と地方自治Ⅲ		栃木県地方自治研究センター	情報誌	2013.4.17
自治研とやまno84 2013年度地方財政計画について		富山県地方自治研究センター	情報誌	2013.4.22
自治体の公共政策	岩崎 忠	学陽書房	単行本	2013.4.22
新潟自治55 新潟県内自治体の新年度予算をみる		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2013.4.22
みやぎき研究所だより 宮崎県における「限界集落」問題		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2013.4.30
北海道自治研究531 地方公務労働者の意識構造と労働者像(1)		北海道地方自治研究所	情報誌	2013.4.30
とうきょうの自治no88 2013年度予算		東京自治研究センター	情報誌	2013.4.30
自治総研4月号 義務付・枠付け緩和に関する取り組み状況について		地方自治総合研究所	情報誌	2013.5. 7
かながわ自治研月報4 2013年度政府予算と地方財政計画の特徴		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2013.5. 7

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			電話 () ファックス () メールアドレス

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館別館 3階(教職員福祉会館)

TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

4月22日当センター理事長の井下田 猛先生（姫路獨協大学名誉教授、享年81歳）が逝去されました。その5日前に研究会の打合せで来所し、昼食をとりながら政治の現状など持論をお話になっていたばかりなので急な訃報にただ驚きました。健康状態を聞く問いに「私の健康年齢は35歳」とかかりつけ医から太鼓判を押されたと喜んでいただけに突然の病魔を恨むばかりです。自治研ちばに創刊以来「房総の自治鉞脈」を連載してくださり、今号もその来所の日に原稿を届けていただきました。11回目が遺稿になってしまいました。

戦前編から執筆していただき、戦後編も精力的にお調べになっており、現代編では、「あの人も載せたい、この人も載せたい」とすでに次の取材も終えていたようです。残念ながら今号で連載は終えることになりましたが、1号から11号までを冊子としてまとめたいと考えております。象牙の塔に籠ることなく、労働組合、住民運動など幅広い付き合いの上、呼ばれれば断ることなくどこへでも講演に向かう先生のあの独特な「井下田節」にもう会うことはできません。

今回、千葉市の郷土史研究家の丸井敬司さんに千葉氏について書いていただきました。自治体職員を退職した後、地域の歴史を研究している方をほかにも知っていますが、リタイア後の最高の過ごし方だと思います。

事務局長 高橋 秀雄

自治研ちば 既刊案内

2012年10月
(vol.9)



- ・巻頭言 理事 淑徳大学 准教授 結城 康博
- ・自治研センター第4回総会記念講演会 大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月
大阪市政調査会会長 澤井 勝（奈良女子大学名誉教授）
- ・東庄町長を迎え 対談：東庄町の現状と課題 一町村の今後をどうしていくのか—
東庄町長 岩田 利雄
理事長 井下田 猛
副理事長 佐藤 晴邦
- ・県議会報告 千葉県の外郭団体における仕組み債問題について
理事 千葉県議会議員 網中 肇（千葉市中央区選出）
- ・連載⑦：数字で掴む自治体の姿 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- ・連載：「房総の自治鉞脈」第9回 理事長 井下田 猛
- ・公共の担い手 東京湾三番瀬保全運動に取り組む
NPO法人 ベイブランアソシエイツ 理事長 大野 一敏
- ・シリーズ千葉の地域紹介
鎌ヶ谷市 世界につながる人と文化の交流拠点「鎌ヶ谷」
- ・低線量放射線リスクはなぜ過小評価されるのか
—国会事故調で明らかにされたこと— 高木学校 崎山比早子
- ・新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏

2013年2月
(vol.10)



- ・巻頭言 副理事長 全国市町村職員共済組合連合会 参与 佐藤 晴邦
- ・第8回 千葉県地方自治研究会集講演
第1部：講演「夕張の今と未来」新たな可能性を創造するまちへ
夕張市長 鈴木 直道
- 第2部：対談 夕張市長 鈴木直道 vs 法政大学教授 宮崎伸光
- ・東日本大震災後の東京電力の取り組み
連合千葉 副事務局長（千葉県電力総連派遣役員） 滝本 明良
- ・連載：「房総の自治鉞脈」第10回 理事長 井下田 猛
- ・連載⑧：数字で掴む自治体の姿 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- ・公共の担い手 松戸市清掃協業組合
自治労松戸市清掃労働組合 執行委員長 武田 智
- ・シリーズ千葉の地域紹介
芝山町 活力ある 緑の大地と空がふれあうまち・芝山
- ・市議会報告 市政改革の推進力としての議会の役割について
千葉県議会議員 布施 貴良
- ・新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部500円



こくみん共済

僕は、
こくみん共済。

安心して生きていく。自分も、家族も。

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・終身定期生命共済・養老共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとり
ある暮らしをめざしています。出資金をお支払い
いただいで組合員になれば、各種共済をご利用
いただけます。

保障のことなら
全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意事項等）」等を必ずご確認ください。

全労済は“非営利・たすけあい”の生協です。

保障のことならまずはご相談ください。

全労済の共済ショップは暮らしのアドバイザーとして、保障に関するさまざまなご相談にお応えします。

共済ショップ 千葉店



千葉市中央区弁天1-17-1

TEL 043-287-8126

営業時間：平日／午前9時～午後5時
土曜日／午前10時～午後4時
(日・祝日は除く)



JR千葉駅東口 徒歩3分

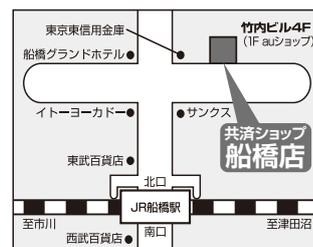
共済ショップ 船橋店



船橋市本町6-4-28 竹内ビル 4F

TEL 047-424-6031

営業時間：平日／午前9時～午後5時
(土・日・祝日は除く)



JR船橋駅北口 徒歩3分

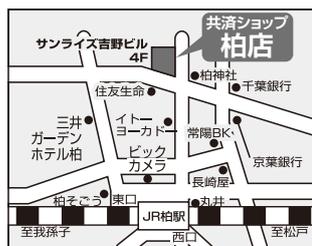
共済ショップ 柏店



柏市柏3-6-29 サンライズ吉野ビル4F

TEL 04-7168-6031

営業時間：平日／午前9時～午後5時
(土・日・祝日は除く)



JR柏駅東口 徒歩5分

共済ショップ 松戸店



松戸市本町18-4 NBF松戸ビル7F

TEL 047-331-1440

営業時間：平日／午前9時～午後5時
土曜日／午前10時～午後4時
(日・祝日は除く)



JR松戸駅西口 徒歩1分

全労済千葉県本部(千葉県勤労者共済生活協同組合)

1212S509

カーライフローン

- 最高1,000万円
- 最長10年 ●無担保
- 固定金利型

クルマ・バイク・自転車・船舶の購入、保険・修理・免許の取得、他の金融機関やディーラーの自動車ローン借換え費用などに。

団体会員の場合

年 2.2 %

※別途保証料 年0.7%が上記金利に上乘せとなります。

団体会員以外の場合

年 2.7 %

※別途保証料 年1.2%が上記金利に上乘せとなります。

ろうきんイメージモデル 高垣麗子

団体会員とは…

中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。
①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体
③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど、一定の条件を満たすもの。 ※なお、対象とならない場合もございます。

お金の「？」を相談しましょう！



※8月と12月の第3週は未開催となります。 ※一部未開催の店舗がございます。 ※店舗によって相談会の開催時間が異なる場合がございます。

24時間いつでも！

カーライフローンWeb仮審査申込好評受付中

中央ろうきん

検索

<http://chuo.rokin.com>

お問い合わせ・ご相談は

<中央ろうきん>千葉県本部

TEL. 043-251-5162

FAX. 043-256-1280

あんしん創造バンク

中央労働金庫

<http://chuo.rokin.com>

【金利適用期間】2013年9月30日で融資実行分までとなります。 ※金利情勢の変化により、金利は変更となる場合がございます。 ※実際のご融資金利は、お申込み時点ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。 ※上記商品は、金利引下げ制度「はるかぜ引下げ」の適用が受けられます。(身体障害者手帳を保有している方が対象となります。) ※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員(最低出資金1,000円が必要)となる必要がある場合がございます。 ※店頭やホームページで、ご返済額の試算ができます。 ※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。 ※所属会員により、ご融資条件等が異なる場合がございます。 ※店頭にて説明書をご用意しております。

「保障」の収穫時

実りの秋、人生も「保障」という果実を

収穫し蓄えておく必要があります

自治労共済にはそんな

安心の果実がたくさん

実っています！

総合共済



自治労共済の助け合いの礎となる
慶弔見舞金制度です。

団体生命共済



組合員同士の支えあいによる1年満期の生命共済
です。毎年保障内容が見直し、医療保障も充実
しています。組合員本人だけでなく、
配偶者、子どもも加入することができます。

長期共済/ 税制適格年金



在職中に掛金を積み立て、その積立金をもとに
退職時に年金・医療・遺族の保障を自由に選択
できる制度です。退職後の保障を年金に
絞った税制適格年金も
あります。

自動車共済



対人・対物賠償無制限(四輪車)、また過失の
有無にかかわらず補償の限度内で総損
害額を保障する「人身傷害補償」
など、充実の補償です。

親子共済



お子さまの高校卒業年度に満期
共済金を受け取ることのできる
積立型の共済制度です。

火災共済+ 自然災害共済



大切な住宅、家財を火災や風水害等
から守る共済制度です。

●詳しくは組合までお問い合わせください

幸せは、ひとりじゃつけない
自治労共済
全日本自治労働者共済生活協同組合

<http://www.jichiro-kyosai.jp/>

ヨーロッパクラシカル薫る優雅な空間で
最上級の寛ぎと充実したひとときを



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ロビー



レストラン「セブンスーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定（年末年始・GWを除く）

11:30~14:30

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。
詳しくは、お問い合わせください。



オークラ千葉ホテルのコンセプトは、「ヨーロッパクラシカル」。
心を込めた至高のサービスで、
最上級のくつろぎをお約束いたします。

ご予約・ お問い合わせ	RESTAURANT SEVEN SEAS	Tel.043-248-1128
ランチタイム 11:30~14:30	ディナータイム 17:00~22:00	20:30(コースL.O) 21:00(アラカルトL.O)

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-3
TEL:043-248-1111(代) FAX:043-248-1123

交通のご案内

お車にて
◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より15分 ◇国道357号 千葉市役所前交差点より1分
電車・モノレールにて
◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

